

湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢

～歴史と文化と自然のネットワークするまち～

ふじさわ総合計画2020

基本構想・基本計画

2005年(平成17年)4月基本計画改定



藤沢市



はじめに

21世紀に入り、我が国では少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎えようとしている中で、さまざまな面で社会制度・システムの変革期を迎えており、真の地方分権を目指した市町村の再編が進められています。また、情報通信技術の発達によって高度情報化と国際化が急速に進展し、それにとともなう地球規模での環境問題や経済問題などが顕在化してきています。そして、それに対応すべく、政治経済をはじめ社会システムの根本的な見直しが求められています。

藤沢市は、1940年（昭和15年）の市制施行以来、1955年（昭和30年）までに近隣の町村を合併し、現在の市域となりました。その後、1957年（昭和32年）には、現在の都市計画や総合計画の礎となる「藤沢総合都市計画」が定められ、都市基盤の整備、産業の振興、福祉医療や教育文化の充実を施策の柱として、豊かで住み良いまちづくりを進め、湘南を代表する都市として発展してきました。

しかしながら、大きな時代の潮流のなかで、市民の皆様の価値観や生活様式が多様化するとともに、自治体には地方分権による自立が求められてまいりました。そのため、21世紀に対応する明確な将来ビジョンをうち立て、市民ニーズに応えた、行政運営の方向性を広く皆さんにお知らせする必要があります。

2020年（平成32年）を目標とする「ふじさわ総合計画2020」を策定し、藤沢市の将来像を「湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢」と定めて、市民生活に密着した施策全般の基本方針を明らかにしました。明るく開放的な「湘南の海」に代表される豊かな自然と共生し、湘南の地藤沢の新しい文化や情報、産業やまちづくり、そして市民の多様な活動などを、国内のみならず全世界に発信する「ひらかれたまち」「ひらかれた市政」をつくりあげ、市民が一生安心して暮らせる「生涯都市」を市民の皆さんと力をあ

わせて築くことが、その大きな目標です。

この将来像を実現していくために、まちづくりの理念として「多様性を活かすゆとり」「自立性を支えるおもいやり」「環境と共生するほこり」の3つを掲げ、さらに基本的な施策の方向として、7つの基本目標を設定しました。基本目標に沿って、取り組むべき政策的課題とそれを具体化する施策的課題を体系的に示したのが2010年（平成22年）までの10年間を計画期間とした基本計画であります。

この5年間で、日本の社会経済構造の変化は急激に進み、民間活力の活用、規制緩和、法制度の変革などへの対応が求められております。本市にとりましては、特に産業の空洞化問題への対応は焦眉の課題でありますし、社会福祉や環境関連の法改正への対応、災害や防犯対策など新たな課題に対し、税収の低減傾向が続くことが今後とも予想され厳しい財政状況の中で、速やかに応えていく必要があります。

そのため、2001年（平成13年）にスタートした「ふじさわ総合計画2020」の基本計画を見直し、改定基本計画としてまとめました。

「ふじさわ総合計画2020」の推進にあたっては、「まちづくりの主役は常に市民である」という認識にたつて、市民生活に密着した施策の実現に努めるとともに、行財政改革をすすめ、効率的で効果的な行政運営を図りながら、より透明度の高い行政をめざしていく所存です。

最後に、この基本計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、市議会議員の皆様、そして熱心にご審議くださいました藤沢市総合計画審議会委員の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成17年7月

藤沢市長
山本 捷雄

藤沢市の成り立ちと特徴

藤沢市の成り立ちと特徴…………… 1

はじめに

総合計画とは…………… 2

第1章 「ふじさわ総合計画2020」策定の趣旨…………… 2

第2章 「ふじさわ総合計画2020」基本計画見直しの考え方…………… 3

第3章 本市を取り巻く動向と課題…………… 5

1. 本市を取り巻く動向

（1）人口の動向…………… 5

（2）産業の動向…………… 5

（3）税収の動向…………… 5

（4）土地利用…………… 5

2. 本市を取り巻く課題

（1）ネットワーク社会に向けた基盤整備の推進…………… 6

（2）良好な居住空間の形成と自然環境の保全…………… 7

（3）既存産業の新たな転換と産業構造をささえる新しい産業の創出…………… 7

（4）福祉社会と都市機能整備の新たな展開…………… 8

（5）情勢変化に対応する新たな行政運営の確立…………… 9

（6）個性を活かす教育・文化の創造…………… 9

（7）新たな自治システム取り組みの継続と推進…………… 10

第4章 前期実施計画の進捗状況…………… 11

基本構想

第1章 将来像…………… 17

第2章 まちづくりの理念…………… 18

第3章 名称と構成…………… 19

第4章 まちづくりの基本目標…………… 20

第5章 まちづくりの基本条件…………… 23

第6章 基本構想の実現に向けて…………… 25

基本計画

◇施策の体系…………… 27

基本目標 1 地球ネットワークに
ささえられるまち…………… 30

1. 21世紀の地球に貢献する藤沢市民

1) 21世紀の世界市民としての
平和ネットワーク…………… 31

2) 豊かな地球環境を守るための
自然ネットワーク…………… 32

3) 自立する次世代を育てるための
教育ネットワーク…………… 33

2. 市民生活を支援する情報ネットワーク環境の整備

1) 高齢者福祉をささえる情報ネットワーク…………… 34

2) 多様な家庭生活をささえる情報ネットワーク…………… 35

3) 新しいコミュニティを生成する
情報ネットワーク…………… 36

3. 生涯都市づくりをめざした交通ネットワークの整備

1) 快適な市民生活をもたらす
都市交通ネットワーク…………… 37

2) 効率的な都市環境をもたらす
広域交通ネットワーク…………… 38

3) 生涯都市にふさわしい公共交通ネットワーク…………… 39

基本目標 2 湘南の自然環境に
ささえられるまち…………… 40

1. 湘南が誇る美しい自然景観の創生

1) 海浜・水辺の美しい自然景観の創生…………… 41

2) 緑地の豊かな自然景観の創生…………… 42

3) 日常の生活空間に見られる自然景観の創生…………… 43

2. 湘南の自然環境を守る生活・都市環境の整備

1) 廃棄物の徹底した減量とリサイクルの推進…………… 44

2) 良好な水環境の整備…………… 45

3) 自然環境汚染の防止と浄化…………… 46

4) 自然環境に配慮したまちづくり…………… 47

3. 湘南の自然の生態系維持

1) 多様な動植物環境の保全…………… 48

基本目標 3 既存産業の活性化と
新しい起業化を支援するまち…………… 50

1. コミュニティと共存する産業の支援

1) 農業・水産業の自立化の支援…………… 51

2) 地元密着型商業の活性化の支援…………… 52

3) 中小企業の自立化の支援…………… 53

2. 湘南の顔になる産業の支援

1) 江の島・湘南海岸の活性化の支援…………… 54

2) 既存産業の新たな展開の支援…………… 55

3) 都市拠点の機能強化と活性化の支援…………… 56

4) 新たな産業集積と雇用の創出…………… 57

3. 21世紀型新産業の創出の支援

1) グローバルスタンダードで競う
ベンチャー企業の支援…………… 58

2) コミュニティ志向のベンチャー企業の支援…………… 59

3) 大学・研究機関との連携による企業の支援……………	60	2) 障害児教育の充実……………	92
4) 新しい産業ゾーンの形成……………	61	3) 学校教育施設の整備……………	93
基本目標4 安全で安心して暮らせるまち……………	62	4) 青少年が心豊かに育つ環境づくり……………	94
1. めくもりのある福祉社会の構築……………		5) 生涯学習ネットワークの構築……………	95
1) とともにささえあう地域福祉の推進……………	63	6) 生涯学習機会の拡充と環境づくり……………	96
2) 高齢期の生きがい確保と自立への支援……………	64	2. 健康で豊かなスポーツライフの確立……………	
3) 「すべての人の個性が輝くまちへ」の実現……………	65	1) スポーツ環境の充実……………	97
4) 子どもが健やかに育つ環境づくりと子育て支援……………	66	2) 生涯スポーツ活動の推進……………	98
5) だれもが自立する生活への支援……………	67	3. 市民文化の創造支援と新たな歴史の継承……………	
2. 健康をささえる保健医療の充実……………		1) 市民の文化活動の支援……………	99
1) 安心できる地域医療のしくみづくり……………	68	2) 芸術文化創造の支援……………	100
2) 生涯にわたる健康づくりの支援……………	69	3) 歴史の継承と文化の創造……………	101
3. 暮らしを守る市民生活への支援……………		4. 地域に根ざした平和・親善交流の支援……………	
1) 総合的な人権施策の推進……………	70	1) 平和事業の推進……………	102
2) 安心して働ける環境づくり……………	71	2) 国際化・都市親善交流事業の推進……………	103
3) 賢い消費生活の推進……………	72	基本目標7 すべての市民が……………	
4) 市民相談で暮らしの充実……………	73	協働してすすめるまち……………	104
5) 犯罪を未然に防ぐまちづくり……………	74	1. 男女平等社会の推進……………	
4. だれもが住み続けたいくなるまちづくり……………		1) 男女共同参画意識の普及と啓発……………	105
1) 地区別まちづくりの推進……………	75	2) 男女共同参画推進のネットワーク……………	106
2) 緑のネットワーク空間の整備……………	76	2. 市民が主体のまちづくり……………	
3) 魅力ある都市景観の形成……………	77	1) 活動団体のネットワーク化の支援……………	107
4) だれにも優しいまちづくりの推進……………	78	2) 市民活動推進センターの支援……………	108
5. 災害に強いまちづくり……………		3) 地域コミュニティ活動の支援……………	109
1) 災害に強い都市構造の構築……………	79	4) 市民主体のまちづくりの支援……………	110
2) 防災体制の整備……………	80	5) 地域拠点施設の整備……………	111
3) 消防・救急体制の整備……………	81	3. 市民と行政の協働によるまちづくり……………	
基本目標5 情報公開による……………		1) 市民参加・参画の推進……………	112
公正と効率を守るまち……………	82	2) 暮らし・まちづくり会議の充実……………	113
1. だれにも開かれた公正な行政運営……………		3) 市民電子会議室の充実……………	114
1) 情報公開・提供システムの充実……………	83	4) 13地区別まちづくりマネジメントの推進……………	115
2) 個人情報保護……………	84		
3) オンブズマン制度の充実……………	85		
2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営……………			
1) 行政システムの効率化・簡素化の推進……………	86		
2) 地方分権の推進……………	87		
3) 広域行政の推進……………	88		
基本目標6 ゆたかな心を育み湘南の……………			
地域文化を発信するまち……………	90		
1. 生涯学習社会の形成……………			
1) 児童・生徒等の生きる力を大切にす……………			
教育の推進……………	91		

資料編

1. 藤沢市総合計画「基本計画」見直しについて(諮問) ……	117
2. 藤沢市総合計画「基本計画」見直しについて(答申) ……	118
3. 藤沢市総合計画審議会委員名簿……………	119
4. 藤沢市総合計画審議会規則……………	120
5. 藤沢市総合計画策定庁内体制……………	123
6. ふじさわ総合計画2020策定の経過……………	125
7. ふじさわ総合計画2020「基本計画」見直しの経過……………	129
8. 「基本計画」見直しへの主な意見とその対応……………	132

藤沢市の 成り立ちと特徴

藤沢のまちは、中世には遊行寺の門前町として、江戸時代には、東海道五十三次の六番目の藤沢宿としてにぎわいを見せ、また江の島詣の足場として栄えてきました。

明治以降は、農村地帯を背後に控えた商業の中心地として、さらに鉄道の発展とともに、保養・観光・文化の地としても発展してきました。

1908年（明治41年）4月に町制を敷き、1940年（昭和15年）10月1日には市制を施行、そして1955年（昭和30年）までに近隣の町村が合併されて、現在の市域になりました。

1960年代に入ると、経済の高度成長を背景に北部を中心に数多くの工場が誘致され、工業都市としての性格を強めていく一方、1970年代には、各地に大型商業施設が進出し、湘南地域の商業の中心地として、また、本市の中部や西部、そして北部地域の開発が進むにつれて、多くの人々が移り住み、次々と新しい市街地が形成されてきました。

本市は、南に黒潮洗う相模湾をのぞみ、北には緑濃い相模台地の緩やかな丘陵が続く気候温暖、風光明媚な自然環境に恵まれたまちです。

市域の面積は、69.51km²で、東京からの距離は50キロ圏という位置にあり、JR東海道本線、小田急江ノ島線、江ノ島電鉄、湘南モノレール、相鉄いずみ野線、横浜市営地下鉄などの交通の便に恵まれています。

門前町、宿場町としてまちの第一歩を踏み出した本市は、首都圏近郊の観光・保養・住宅地として、また工業・商業都市として発展し、さらに図書館や体育館などの文化施設、大学などの高等教育施設の立地が進み、学園・文化都市としての性格も加わり、多種多様な機能を持つ都市となっています。

このように、本市は、古いまちと新しいまちが、それぞれの歴史と特性を持ちながら、ひとつの都市を形づくり、湘南の経済、文化の中心的都市として発展しています。



はじめに

総合計画とは

総合計画は、総合的かつ計画的にまちづくりをすすめる行政運営の指針として、市民生活の様々な分野の施策を明らかにしたもので、本市が策定する各種の計画や施策の基本となるものです。

総合計画がめざすまちづくりは、基本的人権の尊重と法の下での平等を基調に、すべての市民が平和で安心して、健康で文化的な生活を営むことができるような社会をつくることです。

21世紀初頭の今、わが国は人口減少の時代をむかえます。そして、市民や行政を取り巻く様々な環境にはたくさんの課題が提起されています。

本市の総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されます。基本構想は、いま提起されている、様々な課題の解決に取り組み、本市の将来に対する

長期的な展望のもとに、地域社会共通のまちづくりの目標となる望ましい将来像を示して、まちづくりをすすめていくための理念やそれを実現するための施策の方針などを明らかにしたものです。

基本計画及び実施計画では、この基本構想をもとにした具体的な施策展開や事業実施について策定いたします。

総合計画は、地域社会づくりや本市の行財政運営などをすすめるための指針となります。そのため、市民、国、県、他の市町村等に対して本市がめざす地域社会づくりの方向を示すとともに、その実施にあたっては相互の適切な役割分担のもとでの積極的な参加と協力により連携してすすめていくことが大切な条件になります。

第1章 「ふじさわ総合計画2020」策定の趣旨

近年、わが国では、高度情報化社会の進展、地球規模での環境問題の深刻化、少子高齢社会の到来、バブル経済の崩壊に起因する大恐慌型の平成不況など、経済情勢、社会情勢が激変し、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に代表される社会制度や経済システムの抜本的な改革が求められています。

本市においてもこれらの影響を受け、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、同時に多くの行政課題が発生しています。時代の激しい変化に伴う市民生活への対応や、社会情勢、経済情勢に即応した行政運営の効率化と円滑化を強力に推進していかなければなりません。そのためには、これまでの枠組みや制度などを積極的に改革するとともに、新しい時代に適合した新しいシステムの創造に努め、市民サービスの一層の向上と効率的な運営を図っていく必

要があります。

また、市民や地域社会のニーズに十分対応できる「市民が一生安心して暮らせるまち」とするため、これまでの総合計画の果たしてきた役割と変化の激しい社会状況を踏まえ、かつ21世紀初頭を十分に見据えた総合計画を新たに策定し、目標達成や課題の解決を図っていく必要があります。特に、地域の産業や経済の活性化、情報ネットワーク社会の構築、地域環境保全の対応、少子高齢社会の到来、本格的な分権社会への対応などを、長期的な観点から十分に研究して、将来像を描いていく必要があります。

このような観点をふまえ、「ふじさわ総合計画2020」の基本構想を1999年2月に、基本計画を2000年6月に、実施計画を2001年3月に策定しました。



第2章 「ふじさわ総合計画2020」基本計画見直しの考え方

2001年から2020年を見通して策定した「ふじさわ総合計画2020」について、策定時には想定していなかった状況、例えば毎年1.5%の伸びを見込んでいた税収が低減傾向にあること、国の三位一体改革により国と地方の財政構造が変化していること、産業の空洞化が急激にすすんでいること、行政の各

分野で法制度の変革がすすんでいることなどに直面していること、そして、2006年からの後期実施計画を時代の変化に対応して策定するためにも、総合計画の基本計画見直しをいたしました。

見直しの背景、目的、視点は次のとおりです。

1. 見直しの背景

(1) 社会の変革 — 分権化・規制緩和・法制度の変革・新しいシステム構築

現在、日本全体の経済状況は依然として厳しい状況にあり、藤沢市の財政事情も税収の伸びが見込めないことから、極めて厳しい環境にあります。さらに、福祉・医療・教育・環境・都市基盤・産業など様々な公共政策の考え方が、少子高齢化、情報化、地方分権や規制緩和、構造改革の視点から大きく変化しており、法制度や社会経済的なシステムが新たなものに生まれ変わりつつあります。このような社会の変革に、自治体政策も柔軟に対応することが求められています。

(2) 自治体と民間が担う役割の変化

市民ニーズも、社会状況の変化や制度の変革を受

けて、公共サービスのそれぞれの領域においてますます多様化しています。さらに、公共のあり方を市民が自ら問いかけ、自らの地域のことは自らが決定して地域を形成していくという観点から、市民が主体的に公共サービスを担うケースが増加してきています。また、公共部門の一部をNPOが担ったり、企業が公共サービスを担うことも広がりつつあります。このように、公共サービスの担い手が多様化してきており、自治体、市民あるいは民間はそれぞれどのような役割を果たすべきか再考することが求められています

(3) 経営の視点の導入

公共サービスについて、これまではその事業をどの程度行ったかということが主に問われてきました



が、これからは、公共サービスの質と効果が一層問われており、市民生活向上にどのような効果があったのか、どのくらい成果があったのかが説明されなくてはなりません。そのためには、顧客である市民のニーズに応え、どのような施策ならば効果的かというマーケティングを行うことなど、これまで以上に経営という視点が、自治体に求められています。そして、自治体職員には、施策を遂行する上で、常にコスト意識をもち、その効果を説明すること、同

2. 見直しの目的

このような背景を踏まえ、総合計画の将来像「湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢」を実現していくためには、総合計画の着実な遂行とともに、時代の要請に応えた藤沢の都市づくりを進めることが求められています。

そのため、前期実施計画に位置づけた事業を着実に達成させること、前期実施計画の達成見込み状況

3. 見直しの視点

基本計画を見直す際に、次のことを考慮し、検討することといたしました。

(1) 社会情勢の変化を的確に捉える

- ・産業の空洞化による本市の財政・都市づくりや地域経済への影響への対応
- ・犯罪の多発化への対応
- ・社会資本の整備に対する考え方の変化（計画の見直し、民営化による建設）
- ・様々な分野での規制緩和
- ・技術の進展（医療分野・環境保全分野・情報機器分野）
- ・グローバル化と危機管理
- ・防災まちづくりの推進

(2) 法制度等の変革へ迅速かつ的確に対応する

- ・分権型社会への進展
- ・広域行政への対応
- ・IT基本法の制定（電子自治体化への対応）
- ・社会福祉制度の構造改革（介護保険制度の開始、支援費制度の開始など）
- ・少子化対策に対する国の幅広い制度創設
- ・社会保障制度の変革（医療、年金、雇用保険）

時に、自治体としては、社会システムが変革される中で、多様化する市民ニーズに応えるため、効率的で効果的な経営が求められています。

そして、多様化する市民ニーズに応え、分権型社会にふさわしい自治体として、様々な領域の政策を展開していくためには、このような、自治体が置かれている現在の状況を十分に認識しておく必要があります。

を踏まえ、後期5カ年の財政計画と整合させた後期実施計画を策定することが必要となります。

その後期実施計画の策定に向けては、10カ年の基本計画の4年目ですが、想定できなかった急激な社会情勢や経済情勢の変化に対応して、現況と課題を把握し、新たな施策の方向性と目標を見定めるため、基本計画を見直すことといたしました。

- ・雇用対策における自治体の関わりの変化
- ・構造改革特区や地域再生対策への対応
- ・都市計画法の改正

(3) 国と地方の財政構造の変化に対応する

- ・市税収入の構造的な変化
- ・分権化を具体化するための税源移譲
- ・三位一体改革（補助金制度や交付税制度の変革）に伴う変化

(4) 自治体経営から地域経営への変革を捉える

- ・共生的自治のさらなる推進
分権社会が構築される中で、自治体としての自立
自治体内の分権の推進
- ・自治体経営の確立
受益と負担の明確化とコスト削減
市民生活の質の向上
マーケティング
行財政の効率化とスリム化
- ・地域資源の有効活用
自然歴史文化の継承と活用
人材の活用

第3章 本市を取り巻く動向と課題

1. 本市を取り巻く動向

(1) 人口の動向

この数年の人口動向は、工場等の跡地に建設される中高層住宅や既成市街地の宅地の細分化等による人口流入があり、増加傾向にあります。

本市の将来人口は今後も増加傾向で推移し、2020年頃に約42万3千人でピークを迎えると想定されています。人口構造は2020年には65歳以上人口23.9%、14歳以下が13%で少子高齢化がさらに進行します。

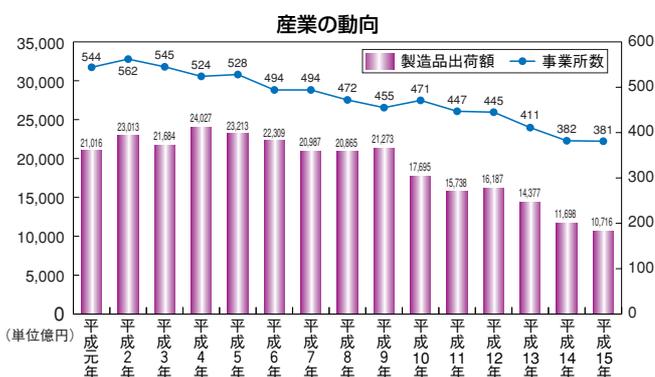
人口の推移 (実績値)	1985年 昭和60年	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年
	328,387	350,330	368,651	379,185	393,301

2004年の 人口推計調査	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 平成32年	2025年 平成37年	2030年 平成42年
0～14歳	58,571	57,922	54,970	50,451	45,594
15～64歳	272,478	267,075	266,632	264,840	253,212
65歳以上人口 (%)	78,524	94,108	101,066	103,875	109,244
	19.2%	22.5%	23.9%	24.8%	26.8%
将来推計人口	409,573	419,105	422,668	419,166	408,050

(2) 産業の動向

経済の長期低迷、主要企業の市外転出などにより、本市の製造品出荷額は、平成4年の2兆4027億円をピークに、平成15年には1兆716億円へと半減しています。

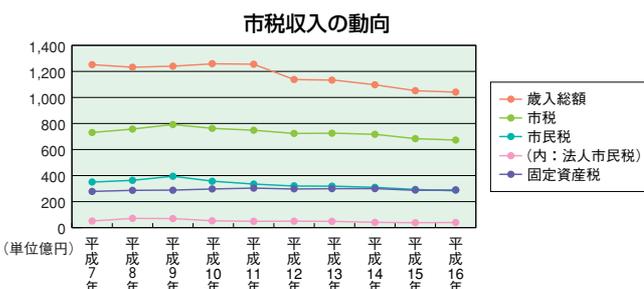
こうした産業の空洞化は、本市の財政基盤や雇用環境、都市づくりにも大きな影響をもたらし、産業基盤の再構築が求められています。



(3) 税収の動向

市税収入は、平成9年度の790億円をピークに年々減少し平成15年度では691億円となり、平成9年度と比較すると約100億円もの減収となっています。

今後も長期的には減収傾向が続くことが予測され、財政状況は依然として厳しいものがあります。後年度の財政負担を増加させないことなど、財政の健全化を堅持していくことが必要です。



(4) 土地利用

土地利用については、市街化区域(4,686ha 67%)と、市街化調整区域(2,265ha 33%)に区分されています。市街化区域は、住居系を中心に12の用途地域を定めています。

今後も都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図るとともに、住居系土地利用、産業系土地利用及び公共的土地利用の調和を図ることが求められています。

用途地域別面積 (平成15年1月7日現在)		用途地域別面積 (平成15年1月7日現在)					
区別	用途地域	面積(ha)	割合(%)	区別	用途地域	面積(ha)	割合(%)
住居地 約3,640ha (52.4%)	第一種低層住居専用地域	約2,196ha	31.6%	商業地 約3,150ha (4.5%)	近隣商業地	約158ha	2.3%
	第二種低層住居専用地域	約33ha	0.5%		商業地域	約157ha	2.2%
	第一種中高層住居専用地域	約297ha	4.3%	工業地 約7,310ha (10.5%)	準工業地域	約254ha	3.6%
	第二種中高層住居専用地域	約83ha	1.2%		工業地域	約89ha	1.3%
	第一種住居地域	約719ha	10.3%		工業専用地域	約388ha	5.6%
		第二種住居地域	約182ha	2.6%	市街化調整区域	約2,265ha	32.6%
	準住居地域	約130ha	1.9%	藤沢都市計画区域面積	6,951ha	100.0%	

2. 本市を取り巻く課題

(1) ネットワーク社会に向けた基盤整備の推進

パーソナルコンピュータや多機能携帯電話の普及、小型化によるモバイルコンピューティングの進展、地球規模で展開されるインターネットなどによって、情報化が急速に進展しています。21世紀に入り、コンピュータネットワークに自由にアクセスし、必要な情報を、だれもが、いつでも、身近なところで、より速く入手できる高度情報社会（コビキタス社会）が間近に迫っております。その一方で、ネットワークを高齢者や障害者をはじめ市民だれもが有効に活用するには、市民のIT基礎技能の向上が求められています。

高度情報社会では、人、物、情報が今まで以上に自由に交流し、知的生産活動、企業活動などが地球規模で展開され、高齢者や障害者を含むすべての人々の活動などが飛躍的に増大すると考えられます。これらの変化に対応するための情報基盤は、交通基盤とならぶ社会資本として位置づけられ、光ファイバー網の整備や学校イントラネットをはじめとする地域情報化の基盤整備が急速にすすめられてきており、今後も先駆的なIT技術の活用が求められています。

本市では、全国に先駆けてコンピュータを導入し、行政サービスのオンライン化をすすめ、住民サービスの向上、行政事務の効率化、IT技術を活用した積極的な市政情報の提供などに取り組んできました。

情報のネットワーク化により、社会活動や文化的な活動など様々な分野で新しい可能性が生まれています。市民、企業、行政がいつでも、どこでもアクセスできる本市にふさわしい情報ネットワーク環境の整備が求められています。

情報ネットワークは地域を越えた交流を活発化しますので、人々の行動範囲も飛躍的に拡大することが予想されます。

人々の自由な交流と連携をささえることで、活力を創造していくためにも、都市拠点間を結ぶ交通の骨格形成が求められています。また、地域社会の中では、本格的な高齢社会への対応や都市環境の向上の観点から、公共交通不便地域の解消や自家用自動車に頼らないで移動できる都市が求められています。

本市では、自動車交通量の増大に比べて道路整備が必ずしも十分でなく、その結果、慢性的な渋滞が見られ、環境への負荷も大きくなっています。

中心市街地へ集中する慢性的な交通混雑の緩和や環境負荷を軽減する公共交通機関の整備、地域の環境に調和し、地域間の交流連携や市民の日常生活をささえる生活交通ネットワークの整備、地域の特性に配慮しつつ、人や物の内外との自由な交流、連携をささえる新しい広域交通ネットワークの整備など、総合的な交通ネットワークの整備が求められています。

周辺都市までの距離と時間



(2) 良好な居住空間の形成と自然環境の保全

エネルギー大量消費による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、ダイオキシン、環境ホルモンなどの問題が明らかにされる中で、地球環境問題への人々の関心が高まるとともに、リサイクル運動、海岸・河川の美化活動や緑の保全の活動をはじめとする地域に根ざした環境保護活動も盛んになっています。

本市においても、人口の増加と大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化などを受け、ごみ量は年々増加し、廃棄物処理の限界が近づいています。さらに自動車排気ガス等による大気汚染やごみの投げ捨てなどの不法投棄も大きな問題となっており、人の健康及び河川や海などの自然への影響が懸念されています。また、市街地内の緑地空間をささえている屋敷林や農地の減少によって、良好な自然環境も少なくなってきました。

このような環境問題の解決のために、ごみの発生

抑制・減量・分別の徹底化、リサイクルの推進、温暖化防止や環境美化に対する市民意識の啓発など循環型の都市づくりが課題となっています。

河川や海の水環境は、下水道の整備により水質の改善が図られてきましたが、今後は、合流式下水道の改善や市街化調整区域の下水対策など新たな対応が求められています。

市民の財産である美しい湘南海岸や河川を、より一層魅力ある憩いの場として保持し、都市環境と自然との調和を基調としたまちづくりをすすめ、緑地空間の維持・保全に努めることによって、郷土と呼べるゆとりと落ちつきのある地域社会をつくり、次世代へ継承することが求められています。

そして、湘南の海、相模台地の緑地、北部地域の農地などの自然環境との共生をめざして、良好な居住環境の維持・創出など、環境へのいたわりが求められています。

(3) 既存産業の新たな転換と産業構造をささえる新しい産業の創出

情報化の進展や物流基盤の整備によって、人、物、情報、資本の流れが地球規模で広がっており、経済の国際化が進み、規制緩和の措置もとられています。一方、かつての高度成長期をささえたような右肩上がりの好景気は崩れ、これからは経済構造の変化に対応した新たな経営戦略が必要とされています。また、社会環境の変化に伴い、人々の生活価値の重点が物の豊かさから心の豊かさへと移行しており、産業もソフト化、サービス化がさらに進展していくと予想されます。

本市は、高度経済成長期に、企業誘致により製造業を中心とした産業が形成され、経済的に成長してきましたが、経済成長の鈍化・停滞や生産の海外シフト化がすすむとともに、これらの産業が低迷し、工場の市外転出や生産ラインの停止などにより産業の空洞化や地域経済の活力低下が進んでいます。産業の空洞化対策は本市の最重要課題です。新たな産業立地を促進するため、交通基盤を含めた産業基盤を再構築するとともに、新たな雇用の場を確保するなど、地域活力の創出が求められています。中小企業を含めた各企業では、生産機能の研究・開発・試作など高付加価値型企業への移行促進や大学の研究とのマッチングなどが課題となっています。

また、これからは起業家や既存企業の内から、情報関連やサービス関連等の新たな産業が生み出されるような環境づくりが必要になってきます。こうした新しい産業への人材の確保や研究開発のために、

市内に立地する大学などの研究機関との連携が望まれています。また地域に密着した課題の解決を図るビジネスの起業化への支援が求められています。

本市の商業は、周辺他都市における商業施設の整備や郊外型大型小売店の進出、消費者の生活ニーズの多様化などの変化によって、地域商業の活動の停滞が懸念されています。そのため、活性化に向けた新たな経済局面への対応をしていかなければなりません。また、藤沢の多様な地域資源を活かし、生活文化を担う個性的な商業の創出が求められています。

農水産業は、高齢化と後継者不足のため生産額が下降傾向にあり、低迷の状況が続いています。農業については、農業を取り巻く環境の変化に対応して、地域や農業者の実情を踏まえた農業振興策の検討や耕作放棄地などの活用の推進が課題となっています。



す。地産地消のシステムづくりや市民への安全で新鮮な農産物等の供給を進めると同時に、'農'のもつ多面的機能を活用した都市農業の新たな展開への取り組みが求められています。

江の島と湘南海岸を中心とする観光は、新たな江の島展望灯台の完成やサムエル・コッキング苑のオープンなどにより、来訪者は増加傾向に転じています。魅力ある観光地として生まれ変わった江の島や湘南海岸をはじめ、四季折々の藤沢の魅力を伝える

(4) 福祉社会と都市機能整備の新たな展開

わが国の人口は、2006年にそのピークを迎え、その後は少子化の進展により減少傾向に入ると予測されています。そして、少子化と平均寿命の伸長によって、高齢化が急速に進行していくと考えられています。少子高齢化は労働力供給の減少、社会保障負担の増加などの経済面の影響をもたらします。平均寿命の伸長と安定した出生率をもたらす豊富な労働力を背景に、これまでわが国の成長をささえてきた社会的な枠組みを見直し、少子高齢の時代に適合したものに組み替えていかなければならない時を迎えています。本市においても全国と比較して人口のピークの時期は少し遅れると推測されますが、少子高齢化の問題は避けることができません。子育てや介護への支援をはじめ、障害者の社会参加、保健や医療の充実、就労の確保など様々な環境の整備が求められていますが、福祉や保健、医療の施策の充実のため、新しい時代に向けて藤沢らしい新たなシステムの構築を考えていかなければなりません。

地域福祉計画に基づく互いに支え合う地域福祉の推進、高齢者の健康づくりや地域活動への参加、障害者福祉長期行動計画の推進や自立支援に向けた取り組み、次世代育成支援行動計画の推進など新たな計画策定に基づく福祉政策の推進が求められています。保健医療の面では、健康づくりや予防、救急体制の整備など他部門との連携が求められています。

市民生活への支援では、DV対策も含めた総合的な人権施策の推進、雇用環境の改善に向けた雇用就業機会の拡大の支援、近年犯罪が増加している中で、防犯活動の支援を行い犯罪のないまちづくりを推進することなどが求められています。

阪神淡路大震災は、甚大な人的・物的被害をもたらしました。21世紀に入ってから、新潟県中越地震、スマトラ沖地震と大津波など大きな被害をもたらす自然災害が多発しています。また、近年、日本では局地的な豪雨の発生が多く、藤沢市内でも浸水被害が多くなっています。その一方で、広域的な人や物の流れを確保できる交通や情報通信の基盤整

とともに、多様な市内の観光資源への誘導をすすめ、観光客の誘客拡大に努め、地域の活性化を図ることが求められています。

藤沢、辻堂、湘南台の都市拠点地区では、産業構造の変化に対応する都市機能の更新が求められており、特に辻堂駅周辺地区では大規模工場転出に伴う新たな都市拠点の形成が重要な課題となっています。

備をはじめ、平時にははっきりとは見えなかった様々な都市の問題が明らかになりました。こうした様々な問題を検証し、経験を教訓とする努力が求められています。震災などの自然災害に限らず、災害・犯罪など多方面から安全で、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

これまで本市では、公共的な施設や設備などの不足や首都圏への人口集中に対応するため、市民生活に必要な様々な施設や都市基盤の整備を着実に進めてきました。その結果、都市としての成熟期を迎えようとしています。市街化区域内における市街化率は高く、既成市街地ではその開発余力は限界に達しています。市街地の中の緑地など自然環境との調和をめざし、次世代へ良好な市街地環境を引き継いでいくためにも既成市街地の再整備が必要となっています。蓄積された社会資本を維持管理していく手法、身近な生活環境基盤の計画的な整備、安全・安心やバリアフリーの観点からの整備など新たな課題が数多くあります。このような中で西北部地域は、交流、連携のいくつかの広域プロジェクトの計画など、本市のまちづくりの潜在的可能性を向上させる要素があることから、今後環境と共生するまちづくりが期待されています。

このように本市では、従来の発想とは異なる都市機能整備の新たな展開が課題となっています。



(5) 情勢変化に対応する新たな行政運営の確立

地方分権一括法が施行され、本格的な分権社会が到来しています。自立した地方自治を実現するには、国からの税財源の移譲をはじめとする真の三位一体改革が達成されることが必要です。同時に、対等・協力という考え方を基本に、国、県、市町村の新しい関係の構築が急がれます。

また、これまでの市民ニーズに加え、今後一層高度化する市民ニーズに的確に対応できる行政の体制を確立する必要があります。本市では、市民に開かれた行政運営を行うために、情報公開を積極的にすすめる、行政と市民が情報を共有化できるよう、いっそうの充実が求められています。その一方で、情報ネットワークが急速に進展する中で、個人情報保護について、意識啓発を図る必要があります。

一方、好調な日本経済と人口の増加に支えられた堅調な税収とそれに伴う健全な財政構造の下での行政運営の時期が終わり、低成長のもとでは、自治体を取り巻く財政状況は非常に厳しい状況にあります。そして、この厳しい状況は、今後も長く続くこ

とが予想され、健全財政を維持するには、コスト意識を強くもち、行財政のスリム化を図ることが求められています。

そのため、財政の健全化、行政組織・機構の改革、事務事業の目標管理と評価システムの構築や人材の育成を図り時代に即応する機能的な行政の確立をする必要があります。さらに、民間の資金やノウハウの活用、市民・行政・企業の役割分担の再構築、受益と負担の適正化など新たな経営の視点を取り入れることが必要です。

また、市民参画の充実や情報公開などによる公正で透明性の高い行政の推進、情報機器を活用した質の高い行政サービスの提供などの行財政改革を推進し、簡素で効率的な都市経営を行うことが強く求められています。

このように、経済状況と社会情勢などの環境の変化を先取りして対応できる新たな行政運営、そして、市民に開かれた行政運営の確立が課題となっています。

(6) 個性を活かす教育・文化の創造

長寿社会の到来によって個人の生活や価値観の多様化が進み、それとともに自己実現要求や、感性を重視した学習への関心が高まっています。また、情報化の進展により個人を基調とした社会への移行が進み、同時に自己実現のためのテーマ別の学習機会が増大して、それに賛同する仲間が集まるなど、新たなコミュニティが生まれつつあります。

文化は市民の共同作品であり、市民が日常的な文化活動の担い手であるからこそ、新しい文化が創造され個性的なまちができていくものと考えられます。

心豊かな教育が求められるいま、自ら課題をみつけ、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力を身に付ける等「生きる力」が求められており、次代をささえる子どもたちの成長に大きな影響をもたらす社会環境の見直しが急がれています。

このような視点から、創意工夫ある教育を展開し、特色ある学校づくりを推進する必要があります。また、障害のある児童生徒の教育の充実が求められています。

児童生徒の学校生活や地域での安全や災害時における教育施設の安全確保が重要な課題になっています。子どもたちの豊かな心や社会性を育むとともに、いじめや不登校などの問題に対して、学校・家庭・

地域が連携し積極的に取り組むことが求められています。また、青少年がいそいそと交流できる居場所となる場づくりが求められています。

本市は、市民がそれぞれ、社会環境の変化に対応し、各々がテーマを持ち、地域における福祉や環境保全の活動、平和運動や国際交流の推進など、まちづくりについて活発な活動をしています。また、ボランティア団体等をはじめとした市民主体のサークルやグループ等の多様な社会的活動も活発化しています。今後は、団塊世代が定年を迎える中で、地域に目を向け、様々な活動をする市民が増えることが予想されます。

すべての市民が学びたいときに学ぶ機会や手段をもつことができ、多様な学習要求に応えうる人材養



成や人材発掘、確保など、生涯学習社会を体系的に構築し、21世紀にふさわしい「個性を活かすまちづくり」が求められています。

健康への関心の高まりから、地域でスポーツを楽しむ人が多くなっており、生涯にわたるスポーツライフ施策の推進が求められています。

(7) 新たな自治システム取り組みの継続と推進

自主的で創造的な地域づくりや個性と多様性に富んだ生活を実現するための市民活動、またNGO、NPOの団体などによる市民のボランティアとしての活動が全国各地で活発化しています。

男性も女性もともにゆとりを持ちながら、多様な生き方が選択できる社会の実現をめざすため、家庭や働く場での男女平等に向けた環境整備や、様々な分野における意思決定の場への女性の参画が重要となっています。

また、働き方や定年後の暮らし方など個人の価値観が変化する中で、個人や家族の生活様式が多様化するとともに、地域活動へ目を向け、自らの経験や技術を活かしながら、生きがいや心の豊かさを求める市民が増えています。このような多様な経験を持つ市民が、地域や市政全体の課題について話し合いを積み重ねることにより、まちづくりを自分たちの問題として考え、「自分たちのために、自分たちでできることは、自分たちで行っていこう」という機運も高まり、市内では数多くの地域活動の実践が行われています。

このように本市では、市民が多様なテーマを基に自治活動やサークル活動への高い参加意識を持っており、自主的で創造的な地域づくりや個性と多様性に富んだ市民生活を実現するための活動が活発化し

また、藤沢の歴史と、そこから育まれた文化を継承していくために、藤沢の歴史・文化資源を収集し、保存活用することが大切です。

これらの観点から、市民主体の文化活動への支援や、中長期的展望をもつ、新しい教育環境の創造が必要となっています。

ています。そして、この市民の自主的活動を主体とした新しい自治組織が誕生し、市民の協働によるまちづくりが始まっています。行政としても13地区を基本に、市民活動や地域活動への支援を幅広く実施しており、今後は市民の協働のさらなる推進が課題となっています。

また、情報の公開を前提とした三つのシステム、すなわち市政情報提供システム、市民提案システム、市政反映システムを柱に構築した「くらしまちづくり会議」をいっそう活性化させることが今後の課題です。

また、情報化の進展に伴い、情報の受発信が容易になることにより、それぞれの地域性と個人個人のテーマごとのもとで、これまでとは異なる、お互いがささえあう新しいコミュニティの形成をめざす地域社会が求められています。

今後、様々な地域や人々との交流や連携を積極的にすすめていく中で、民族や宗教、文化の違いを認めあいながら、あらゆる人が共生してゆけるまことにすることが求められています。

これらの観点から、これまでの市民自治システムへの取り組みを積極的に継続し、それとともに市民の一層の協働によるまちづくりが課題となっています。



第4章 前期実施計画の進捗状況

ふじさわ総合計画2020の実施状況について、13年度、14年度、15年度の決算と16年度の予算状況をもとに、総合計画の前期実施計画の達成状況を事業費、事業本数の面からみると、概ね95%程度の達成状況となります。

16年度の予算状況では、計画の総事業費1555億3千7百万円に対し、予算額は1383億3千8百万円で88.9%、計画の一般財源では409億7千5百万円に対し、376億6千万で91.9%となっています。

これを4ヶ年のトータルで見ると、事業費については72.8%、一般財源については75.4%の進捗状況となります。

なお、事業数で見ると、4ヶ年で執行あるいは取り組む事業は、492事業となり95.3%の取り組み状況となります。

一方、この4年間で完了した、あるいは進捗が図られた事業は、江の島頂上部再整備事業など表に示しているとおりです。

総合計画の実実施計画事業（事業費ベース）

【体系別】

	13計画額	13決算額	決算額/計画額	14計画額	14決算額	決算額/計画額	15計画額
	構成比	構成比	決算額/前期計画額	構成比	構成比	決算額/前期計画額	構成比
1 地球ネットワークにささえられるまち	2,088,485 1.5%	3,341,573 2.5%	160.0% 35.6%	2,017,085 1.4%	2,690,235 2.0%	133.4% 28.7%	2,071,240 1.4%
2 湘南の自然環境にささえられるまち	23,527,089 17.4%	23,331,811 17.5%	99.2% 17.5%	24,766,111 17.6%	22,324,830 16.9%	90.1% 16.8%	24,743,166 16.9%
3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち	2,521,632 1.9%	2,346,579 1.8%	93.1% 16.9%	2,626,837 1.9%	2,437,243 1.8%	92.8% 17.6%	2,962,819 2.0%
4 安全で安心して暮らせるまち	100,628,710 74.3%	97,053,527 72.6%	96.4% 17.9%	103,012,832 73.3%	96,609,081 73.3%	93.8% 17.8%	107,582,672 73.5%
5 情報公開による公正と効率を守るまち	739,308 0.5%	683,930 0.5%	92.5% 14.3%	1,094,318 0.8%	696,823 0.5%	63.7% 14.6%	1,002,563 0.7%
6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち	5,423,820 4.0%	6,253,857 4.7%	115.3% 17.6%	6,557,368 4.7%	6,494,298 4.9%	99.0% 18.2%	6,705,163 4.6%
7 すべての市民が協働してすすめるまち	583,866 0.4%	681,581 0.5%	116.7% 17.9%	450,507 0.3%	618,721 0.5%	137.3% 16.3%	1,232,725 0.8%
計	135,512,910 100.0%	133,692,858 100.0%	98.7% 18.0%	140,525,058 100.0%	131,871,231 100.0%	93.8% 17.7%	146,300,348 100.0%
累計の割合 (%)						35.7%	

総合計画の実実施計画事業（一般財源ベース）

【体系別】

	13計画額	13決算額	決算額/計画額	14計画額	14決算額	決算額/計画額	15計画額
	構成比	構成比	決算額/前期計画額	構成比	構成比	決算額/前期計画額	構成比
1 地球ネットワークにささえられるまち	1,191,201 3.0%	1,677,589 4.4%	140.8% 33.4%	1,014,425 2.6%	1,062,817 2.8%	104.8% 21.2%	1,143,540 3.0%
2 湘南の自然環境にささえられるまち	9,722,679 24.6%	9,094,090 23.7%	93.5% 18.7%	9,396,006 24.5%	8,450,169 22.4%	89.9% 17.3%	8,500,978 22.0%
3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち	1,312,489 3.3%	1,242,571 3.2%	94.7% 19.7%	1,338,735 3.5%	1,295,125 3.4%	96.7% 20.6%	1,290,459 3.3%
4 安全で安心して暮らせるまち	21,368,050 54.0%	19,735,703 51.4%	92.4% 19.2%	19,761,894 51.5%	20,606,666 54.6%	104.3% 20.1%	20,043,494 51.9%
5 情報公開による公正と効率を守るまち	720,154 1.8%	673,354 1.8%	93.5% 14.7%	1,083,984 2.8%	695,610 1.8%	64.2% 15.2%	942,229 2.4%
6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち	4,751,859 12.0%	5,326,917 13.9%	112.1% 18.1%	5,480,557 14.3%	5,135,200 13.6%	93.7% 17.4%	5,538,575 14.3%
7 すべての市民が協働してすすめるまち	498,568 1.3%	608,877 1.6%	122.1% 18.4%	318,399 0.8%	500,382 1.3%	157.2% 15.2%	1,146,725 3.0%
計	39,565,000 100.0%	38,359,101 100.0%	97.0% 19.2%	38,394,000 100.0%	37,745,969 100.0%	98.3% 18.9%	38,606,000 100.0%
累計の割合 (%)						38.0%	

(金額単位：千円)

15決算額	決算額/計画額	16計画額	16予算額	予算額/計画額	16までの累計額	17計画額	17までの累計額	計画額5ヶ年計
構成比	決算額/前期計画額	構成比	構成比	予算額/前期計画額	累計額/前期計画額	構成比	累計額/前期計画額	構成比
1,855,394	89.6%	1,612,170	1,782,025	110.5%	9,669,227	1,589,170	11,258,397	9,378,150
1.3%	19.8%	1.0%	1.3%	19.0%	103.1%	1.0%	120.0%	1.3%
23,578,383	95.3%	28,715,803	22,631,980	78.8%	91,867,004	31,318,312	123,185,316	133,070,481
17.1%	17.7%	18.5%	16.4%	17.0%	69.0%	18.9%	92.6%	17.9%
2,065,627	69.7%	2,515,091	2,251,376	89.5%	9,100,825	3,209,179	12,310,004	13,835,558
1.5%	14.9%	1.6%	1.6%	16.2%	65.7%	1.9%	88.8%	1.9%
101,322,426	94.2%	112,971,292	103,796,195	91.9%	398,781,229	118,746,846	517,528,075	542,942,352
73.7%	18.7%	72.6%	75.0%	19.1%	73.5%	71.7%	95.3%	73.0%
737,806	73.6%	1,024,603	644,976	62.9%	2,763,535	929,303	3,692,838	4,790,095
0.5%	15.4%	0.7%	0.5%	13.5%	57.8%	0.6%	77.2%	0.6%
7,281,710	108.6%	7,710,381	6,479,515	84.0%	26,509,380	9,214,058	35,723,438	35,610,790
5.3%	20.4%	5.0%	4.7%	18.2%	74.4%	5.6%	100.3%	4.8%
645,038	52.3%	988,148	752,922	76.2%	2,698,262	549,214	3,247,476	3,804,460
0.5%	17.0%	0.6%	0.5%	19.8%	70.9%	0.3%	85.4%	0.5%
137,486,384	94.0%	155,537,488	138,338,989	88.9%	541,389,462	165,556,082	706,945,544	743,431,886
100.0%	18.5%	100.0%	100.0%	18.6%		100.0%		100.0%
	54.2%				72.8%		95.1%	

16までの累計は、13決算+14決算+15決算+16予算

17までの累計は、13決算+14決算+15決算+16予算+17計画

(金額単位：千円)

15決算額	決算額/計画額	16計画額	16予算額	予算額/計画額	16までの累計額	17計画額	17までの累計額	計画額5ヶ年計
構成比	決算額/前期計画額	構成比	構成比	予算額/前期計画額	累計額/前期計画額	構成比	累計額/前期計画額	構成比
607,344	53.1%	866,770	803,610	92.7%	4,151,360	864,270	5,015,630	5,080,206
1.6%	12.0%	2.1%	2.1%	16.0%	82.7%	2.0%	100.0%	2.5%
8,463,275	99.6%	10,110,321	8,990,831	88.9%	34,998,365	11,001,526	45,999,891	48,731,510
22.8%	17.4%	24.7%	23.9%	18.4%	71.8%	25.8%	94.4%	24.3%
882,983	68.4%	1,086,886	1,116,154	102.7%	4,536,833	1,273,089	5,809,922	6,301,658
2.4%	14.0%	2.7%	3.0%	17.7%	72.0%	3.0%	92.2%	3.1%
20,030,600	99.9%	20,471,340	20,498,722	100.1%	80,871,691	20,998,008	101,869,699	102,642,786
54.0%	19.5%	50.0%	54.4%	20.2%	78.8%	49.3%	99.2%	51.3%
724,789	76.9%	964,269	629,397	65.3%	2,723,150	868,969	3,592,119	4,579,605
2.0%	15.8%	2.4%	1.7%	13.7%	59.5%	2.0%	78.4%	2.3%
5,806,860	104.8%	6,616,266	5,118,635	77.4%	21,387,612	7,115,224	28,502,836	29,502,481
15.7%	19.7%	16.1%	13.6%	17.3%	72.5%	16.7%	96.6%	14.7%
556,183	48.5%	859,148	502,992	58.5%	2,168,434	477,914	2,646,348	3,300,754
1.5%	16.9%	2.1%	1.3%	15.2%	65.7%	1.1%	80.2%	1.6%
37,072,034	96.0%	40,975,000	37,660,341	91.9%	150,837,445	42,599,000	193,436,445	200,139,000
100.0%	18.5%	100.0%	100.0%	18.8%		100.0%		100.0%
	56.5%				75.4%		96.7%	

16までの累計は、13決算+14決算+15決算+16予算

17までの累計は、13決算+14決算+15決算+16予算+17計画

「ふじさわ総合計画2020」の事業の状況

	A 01～04年で完了または進捗が図られた主な事業	B 01～04年では進捗が見られなかった主な事業	C 前期途中から新たに追加した主な事業
1 地球ネットワークにささえられるまち (1) 21世紀の地球に貢献する藤沢市民 (2) 市民生活を支援する情報ネットワーク環境の整備 (3) 生涯都市づくりをめざした交通ネットワークの整備	・構築した主な情報システム 公共施設予約システム 情報公開請求システム ・都市計画道路は全体計画の約65%が完成(16年度末現在) 高山羽鳥線(完了) 辻堂駅遠藤線(完了) ・バス路線の開設(六会地区、村岡地区運行完了)	・鶴沼奥田線、高倉下長後線(仮称)遠藤葛原線 ・パークアンドライド事業	・みんなで育てるふじさわ電線マップ ・連節バス導入事業
2 湘南の自然環境にささえられるまち (1) 湘南が誇る美しい自然景観の創生 (2) 湘南の自然環境を守る生活・都市環境の整備 (3) 湘南の自然の生態系維持	・プラスチック製容器包装の全市回収 ・北部環境事業所1号炉の更新に着手 ・長後駅西口公衆便所の設置(完了) ・ディーゼル排気ガス対策事業 ・合流式下水道の改善(辻堂南部貯留管築造の完了) ・ISO14001を取得(完了) ・慶應義塾大学看護医療学部の開設(完了) ・自然環境実態調査(完了)	・緑地保全地区の決定 ・御所見地区中心拠点形成事業	・太陽光発電システム設置助成
3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち (1) コミュニティと共存する産業の支援 (2) 湘南の顔になる産業の支援 (3) 21世紀型新産業の創出の支援	・遠藤土地改良事業(完了) ・塩井淵土地改良事業(完了) ・地籍調査事業(完了) ・江の島頂上部再整備事業(完了)	・漁業協同組合合併促進事業 ・商店街ICカードシステム推進事業 ・漁業施設近代化事業 ・漁港市民利用事業	・産学連携促進事業 ・植木生産振興支援事業 ・商店街宅配事業 ・商店街地域ふれあい推進事業 ・湘南藤沢まちかど音楽祭事業 ・商店街・個店ビジネスコンテスト事業 ・湘南藤沢フィルム・コミッション事業 ・中小企業特許取得支援事業 ・産学連携マッチングコーディネート事業
4 安全で安心して暮らせるまち (1) めくもりのある福祉社会の構築	・地区福祉窓口の開設(11センター、1公民館に) ・介護保険事業の円滑な実施 ・老人福祉施設建設助成(1箇所) ・老人保健施設建設助成(2箇所) ・児童虐待防止ネットワークの設置 ・保育園の分園方式の実施(2箇所)		・支援費制度の開始に伴う支援費支給事業の開始 ・北部障害者歯科診療所開設 ・介護サービス情報相談機能 ・精神障害者小規模通所授産施設運営助成事業 ・太陽の家の運営の民間委託化 ・次世代育成支援対策の推進

	A 01～04年で完了または進捗が図られた主な事業	B 01～04年では進捗が見られなかった主な事業	C 前期途中から新たに追加した主な事業
(2) 健康をささえる保健医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> 小児医療助成の拡大（13年度0～3歳児までの入院、4～中学卒業までの入院費の自己負担軽減を、16年度は0～小学校就学前、小学校就学～中学卒業へと拡大） 救命救急センター整備（H18年度末開設予定） 保健所の整備（H18年度開設予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療ネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 小児救急24時間医療 医師会立看護専門学校に移転
(3) くらしを守る市民生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用対策事業の実施 消費生活相談の拡充 		<ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介事業 職人版インターンシップ事業 勤労者教育資金利子補助事業
(4) だれもが住み続けたいくなるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 北部第二（二地区）土地区画整理の完了（H15年3月換地処分） 長後駅東口土地区画整理事業（H17年度末に換地処分予定） 交通バリアフリー法にもとづく特定事業計画を策定 橋梁の架け替え（久保田橋・下河内橋・大昭橋完了・戸中橋実施中） 引地川親水公園新設（完了） 鉄道駅エレベータ設置（善行、辻堂、鶴沼海岸の各駅完了） 	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁の架け替え（高飯橋、馬渡橋） 新幹線跨線橋改修事業 街並みまちづくり総合支援事業 藤沢駅南口デッキ架け替え事業 	
(5) 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 防災都市づくり計画策定 公共建築物の台帳作成と耐震診断（完了） 準用河川改修（打戻川、白旗川） 防災施設等整備（耐震性飲料用貯水槽は10箇所設置） 片瀬分道所改築（完了） 救急隊新設（村岡出張所） 		
5 情報公開による公正と効率を守るまち			
(1) だれにも開かれた公正な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画基本図のデジタル化 情報公開法の制定に合わせた条例の見直し 個人情報保護条例の全部改正 		
(2) 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営	<ul style="list-style-type: none"> 第二次行政改革による行政の効率化 住民基本台帳ネットワークシステム 固定資産評価図整備事業（完了） 統合OAシステムの構築、活用 行政評価システムの構築 電子自治体の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 自動交付機の導入 	
6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち			
(1) 生涯学習社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> 新教育課程による総合的学習の実施 学校イントラネットの構築（パソコン設置:1862台） 片瀬中学校の改築（完了） 		<ul style="list-style-type: none"> 新入生サポート事業 小中学校校舎の耐震化5ヶ年計画（大規模改修と耐震補強） 秋葉台小大規模改修事業

	A 01～04年で完了または進捗が図られた主な事業	B 01～04年では進捗が見られなかった主な事業	C 前期途中から新たに追加した主な事業
生涯学習社会の形成（続）	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等耐震補強事業（辻堂小、大越小、羽鳥小、新林小、御所見中、秋葉台中など） ・特殊教育環境整備（鶴洋小、鶴沼中） ・西部合同給食調理場の大規模整備 ・学校、家庭、地域の三者連携事業 ・いじめ対策（心の教室相談員の配置、スクールカウンセラーの配置） ・児童館建設（辻堂砂山、石川方面児童館の開設） ・生涯学習大学の開校 ・IT講習の推進 ・人材登録制度の整備 ・学習文化センターの移転開設 ・図書館の障害者・高齢者への宅配 		<ul style="list-style-type: none"> ・少年の森宿泊研修棟建設事業
(2) 健康で豊かなスポーツライフの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市スポーツ振興基本計画の策定 ・石名坂温水プールの補修工事 		
(3) 市民文化の創造支援と新たな歴史の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリー事業の充実（30日美術館事業） ・藤沢市民オペラや藤沢オペラコンクールの実施 ・博物館資料のデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開型保管施設の整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南台文化センター整備事業（改修や設備更新等） ・電子博物館みゆネットふじさわの開設
(4) 地域に根ざした平和・親善交流の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保寧市との姉妹都市提携 ・航空機騒音解消に向けての要請活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流団体の法人化への検討 	
7 すべての市民が協働してすすめるまち			
(1) 男女平等社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわ男女共同参画プラン2010に基づく総合的な推進 		
(2) 市民が主体のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動推進センターの開設（完了） ・鶴沼市民センターの新設（完了） ・六会市民センター石川分館の開設（完了） ・遠藤市民センターの改築（完了） ・地域対策事業の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ・美化ネットふじさわ推進事業 ・防犯対策事業 ・地域中心主義の考え方に基づき、土木関連業務や街区公園等の維持管理が市民センターに移管
(3) 市民と行政の協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民電子会議室の本格稼働（完了） 		

基本構想

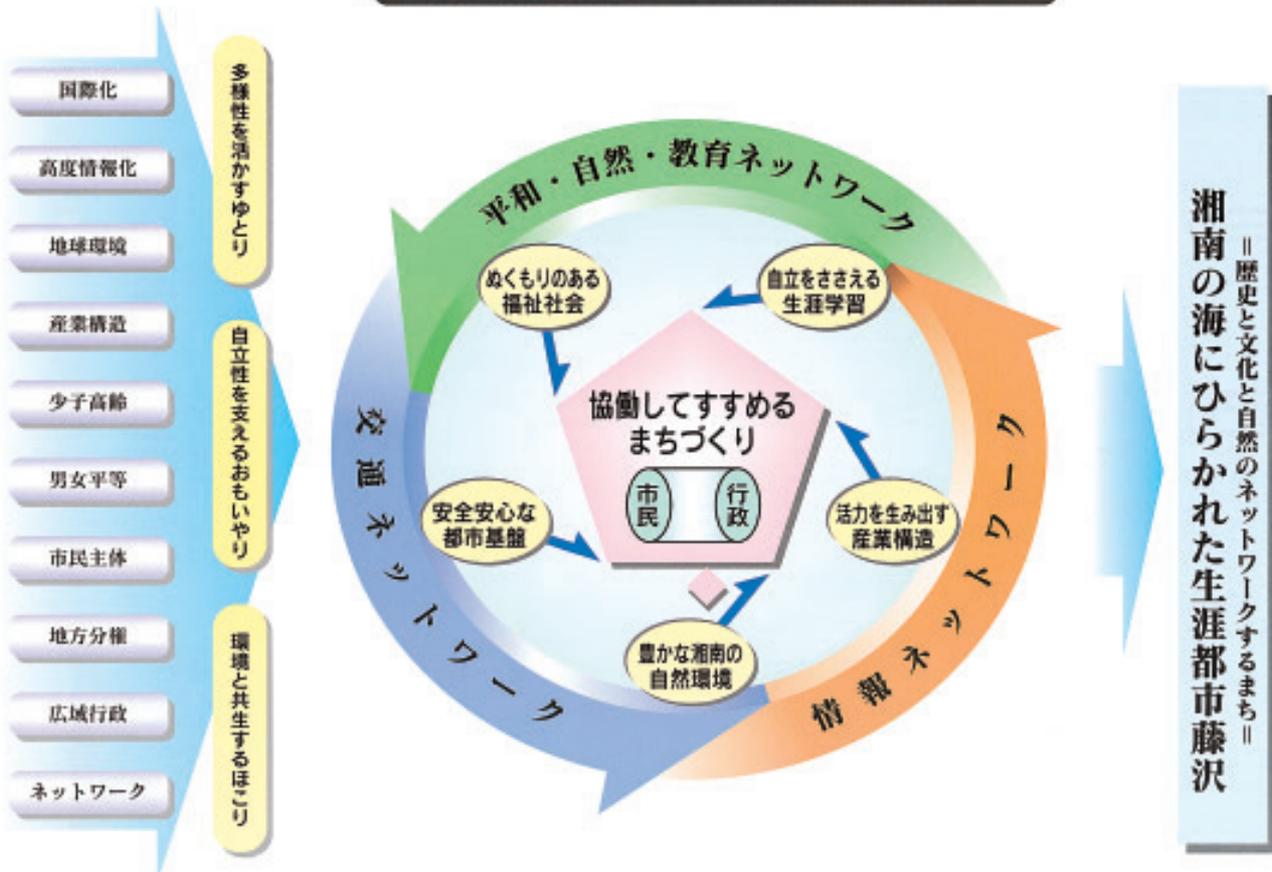


湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢

～歴史と文化と自然のネットワークするまち～

藤沢の自然を大切にするとともに、環境と共生するまち、成熟した社会のなかで子どもからお年寄りまでが一生涯安心して暮らせるまち、ネットワーク環境にささえられた多様な活動ができるまちをめざし、「湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢」を本市の将来像と定めます。

ふじさわ総合計画2020

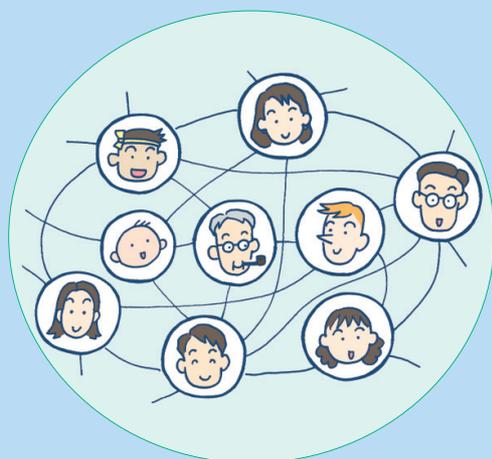


第2章 まちづくりの理念

○多様性を活かすゆとり

成熟社会は、子どもからお年寄りまで、すべての市民が健康的で、経済的、文化的にもゆとりをもって生活する豊かな社会でなければなりません。

そのために、すべての市民が豊かさを享受しながら、ゆとりある多様な暮らしを実現できるまちづくりをすすめます。



○自立性を支えるおもいやり

ネットワークは家族・組織・地域社会など、すべての市民の社会的な関係を相互にささえ合うおもいやりのある環境です。このおもいやり（相互支援）の環境のなかで、すべての市民が、自由で自立した暮らしを実現できるまちづくりをすすめます。

○環境と共生するほこり

環境は、自然も文化も、すべてかけがえのない貴重な生活資源です。その環境といかに共生すればいいのか、新しい生活倫理（ほこり）が求められます。藤沢市民として、自信とほこりを持って、豊かな環境との共生を実現できるまちづくりをすすめます。



第3章 名称と構成

第1節 名称

ふじさわ総合計画2020

第2節 構成

総合計画は基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

■基本構想

藤沢市のめざす将来像と、将来像をささえる理念、将来像を実現するためのまちづくりの基本目標を定めるものです。

目標年次は、2020年（平成32年）とします。

■基本計画

基本構想で定めた基本目標に基づき、施策体系や施策の方針を定めるものです。

基本計画の期間は、2001年（平成13年）から2010年（平成22年）までの10年間とします。

■実施計画

基本的な施策の方向に沿って、具体的な施策及び事業の内容を明らかにするものです。

実施計画の期間は5年間とします。

ふじさわ総合計画2020 基本構想の骨子

将来像

湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢
～歴史と文化と自然のネットワークするまち～

まちづくりの理念

多様性を活かすゆとり 自立性を支えるおもいやり 環境と共生するほこり

7つの基本目標

1

地球ネットワークに
さえられるまち

2

湘南の自然環境にさ
えられるまち

3

既存産業の活性化と新
しい起業化を支援する
まち

4

安全で安心して暮ら
せるまち

5

情報公開による公正
と効率を守るまち

6

ゆたかな心を育み湘南
の地域文化を発信する
まち

7

すべての市民が協働
してすすめるまち

第4章 まちづくりの基本目標

1. 地球ネットワークにささえられるまち

高度情報基盤にささえられた地球規模での情報ネットワーク、交流・連携をささえる生活交通ネットワーク、広域的な高速交通ネットワークを確立し、新しい生活環境の中で、あらゆる生活面での新しい可能性が開かれ、市民、企業、行政が密接に連携するまちをめざします。



【施策の方向】

- 必要な情報をだれもが、いつでも、身近なところで、容易に、より速く入手できる、情報ネットワークの整備を進め、市民生活の視点に立った、人にやさしいまちづくりをすすめます。
- 市民生活の自由で多様な交流・連携をささえるため、自然と調和し、地域社会を活性化する生活交通ネットワークの整備をすすめます。
- 人や物の内外との交流・連携をささえるため、都市の活力と新しい産業を創造する広域的な高速交通ネットワークの整備をすすめます。

2. 湘南の自然環境にささえられるまち

美しい湘南の渚、樹林地や農地の豊かな緑などの藤沢らしい自然環境の健全な保全を追求し、環境への負荷をかけない循環型の都市づくりによって、自然と都市環境が調和する、環境共生のまちづくりをめざします。



【施策の方向】

- 市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、環境への負荷の少ない生活や事業活動を心がけ、きれいな空気や水などの保全を図り、廃棄物の発生を抑制し、減量化を推進するとともに、限りある資源を大切に使用し、有効利用を図る循環型地域社会の形成をすすめます。
- 樹林地や農地などの自然が将来も存在し、多様な動植物の生息・生育環境としての自然生態系の健全な保全が図られるように、都市環境と自然との調和のとれた環境共生のまちづくりをすすめます。
- 歴史的な建物や台地斜面、江の島、湘南海岸の緑などを残し、藤沢らしい良好な景観の維持をすすめます。
- 快適な生活環境を維持し、市民が郷土への愛着やほこりを持って永く住み続けたいと思えるまちづくりをすすめます。

3. 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

中小企業を中心とする商業・工業・観光・農水産業など、既存産業の活性化を支援し、活発な情報と人と物の流れのなかで起業家精神を高め、新たな分野、新たな事業が生まれる産業の創出によって、活力ある地域経済の確立をめざします。

【施策の方向】

- 既存産業である商業・工業・観光・農業・水産業などの活性化をすすめます。
- 情報の容易な発信と人や物の流動性の確保などの、産業が立地しやすい条件を満たし、産業の活性化を促進するための都市機能が充実したまちづくりをすすめます。
- 新しい産業への人材確保を目的として、新たな起業家創出のため、市内に立地する大学などの研究機関との連携をすすめます。
- 既存産業の活性化や新たな地域産業の創出により、市内に雇用機会を新たに創出し、地域で働ける場の確保を図ります。



4. 安全で安心して暮らせるまち

高齢者や障害のある人が生きがいをもち、地域のなかでともに生活し、子どもからお年寄りまですべての人がいきいきと暮らせるバリアフリーのまち、過去の自然災害の教訓を生かし、最優先されるべき生命の安全が確保されるまち、世代を越えて十分に活用される社会資本が整備されたまちをめざします。

【施策の方向】

- 高齢者や障害のある人を地域社会のなかでささえる環境の充実を図ります。
- 障害のある人の自立に向けて、地域社会のなかで支援する環境を整備します。
- 複雑で多様化する市民の保健・医療・福祉の需要に対応したまちづくりをすすめます。
- 自立した“個”が、互いをささえあう環境を整備します。
- 子どもたちがいきいき、のびのび成長できる環境を整えることをはじめ、若い世代、子育てする人々が住み続けられるよう、より魅力ある都市としての機能を維持整備します。
- 就業意欲のある高齢者・障害のある人を含めたあらゆる人がその意欲と能力に応じた就業しやすい環境の整備や就業機会の創出を図り、社会参加への支援に努めます。
- 世代間の交流や地域社会の交流を深め、子どもをはじめ若い世代の感性や価値観も盛り込めるような新しい地域のコミュニティの形成

をすすめます。

- 建築物やライフラインの耐震性強化、災害時に即応できる危機管理体制の整備など災害に強い安全なまちづくりを推進します。
- これまで蓄積された都市基盤や機能を生かし、良好で快適な生活環境の維持管理をすすめます。
- 地域が持つ特性を活かし、環境共生のまちづくりをすすめます。



5. 情報公開による公正と効率を守るまち

市民が積極的に市政に参画し、様々な課題について共に考えることができる情報公開に基づいた公正なまち、市民の総意が反映されるまち、簡素で効率的な行財政システムを再構築し、恒常的に行財政運営の見直しを行い、次代に引き継げる、持続可能なまちづくりをめざします。

【施策の方向】

- 個性的なまちづくりに向けて、真に実効性のある地方分権をすすめます。
- 健全で計画的な行財政運営をすすめます。
- 行財政改革を一層すすめます。
- 透明性の高い情報公開をすすめます。

- 広域化、複雑化する広域的な課題の解決を、関係市町と協調してすすめます。
- 本市で展開されている共生的自治システムの充実したまちづくりをすすめます。

6. ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち

次代を担う子どもたち一人ひとりを大切に育てるための教育環境を整え、生きる力やいのちを大切に育んでいきます。

生涯を通じ、いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことのできるまち、歴史のなかで培われた文化を大切に新しい市民文化を創造するまち、豊かな環境と平和を育む文化のかおるまち、人と人との交流、歴史や風土とのかかわりのなかで市民が地域にほこりと愛着が持てるまちをめざします。

【施策の方向】

- 社会環境の健全化に積極的に取り組み、次代を担う子どもたちの健全育成を図るとともに教育環境の充実を図ります。
- ネットワークの新たな進展に伴って、広域的な範囲で活発化する市民の学習、文化・スポーツ活動をささえるまちづくりをめざします。
- 地域における平和への取り組みを支援し、藤沢の文化として育んでいきます。

- 姉妹友好都市との交流をすすめるとともに、友好親善の輪を広げ、相互理解による世界平和に貢献します。
- 湘南の個性を育む、多様な情報を発信していくとともに、市民が身近なところで必要な情報を得られる環境整備を図ります。
- 湘南の香り高い、音楽・演劇・伝統的芸能文化等を楽しむことができる環境づくりを市民、企業、行政と連携してすすめます。

7. すべての市民が協働してすすめるまち

人権尊重と男女平等の理念に基づき、あらゆる分野への男女平等参加・参画が推進され、男女が自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。一人ひとりが互いに支援し、また支援されているという認識を持ち、責任を担いながら、自由な活動を活発に行うことができる、新たなコミュニティを形成する地域社会をめざします。

市民と共に考えながら、市民がいきいきと活動できる、市民自治システムの確立をめざします。

【施策の方向】

- 男女平等参加・参画のまちづくりをすすめます。
- すべての人がボランティアの精神をもって暮らすまちづくりをすすめます。
- 市民の自主的活動をより一層支援するまちづくりをすすめます。

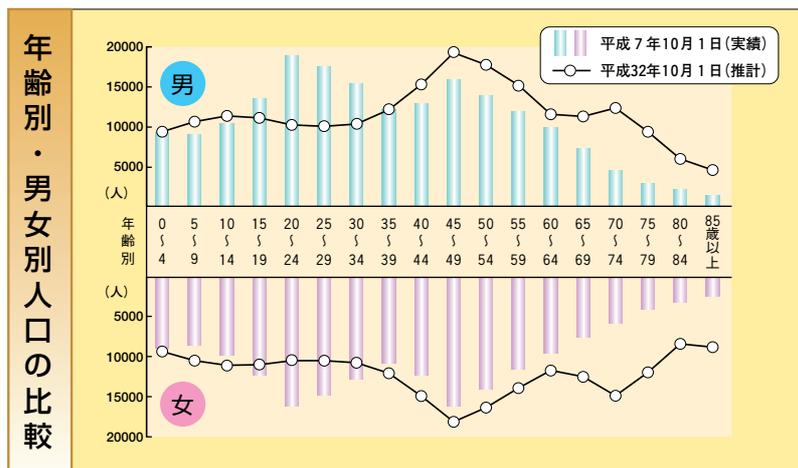
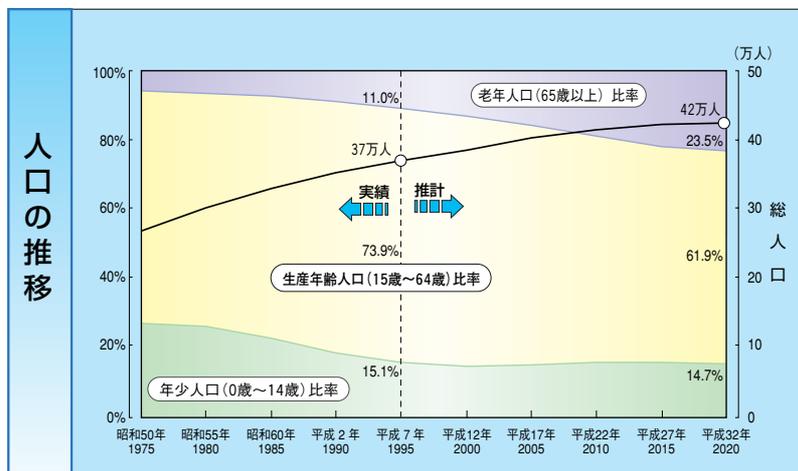
- 本市に住む人々の多様性は、まちづくりをすすめるうえでの大きな財産です。これを活かして、市民の協働によるまちづくりをすすめます。

第5章 まちづくりの基本条件

第1節 人口

本市の人口は、しばらくは増加することが見込まれます。しかし、長寿化、少子化による高齢化の進展が予想されるとともに、いずれは到来する人口減少時代に備えるためにも、年齢構造のバランスを勘案していくことが必要です。このため、すう勢的に増加する人口に、進行中の施策の要素を加味して、目標年次である2020年（平成32年）の本市の人口を42万人と想定します。

本市西北部地域周辺においては、新幹線新駅や第2東名といった広域プロジェクトが計画されており、西北部地域の持っている潜在的可能性を活かした近隣地域を先導する地域づくりにより、人口の増加が見込まれます。



資料：企画課（藤沢市将来人口推計モデル調査1998年3月）

第2節 土地利用

本市の都市づくりに向けて、これまで築き上げてきた良好な居住空間など、地域ごとの特性を活かし、環境と共生した土地利用をすすめ、さらに地域間の連携を図ります。

本市の都市づくりの目標である「自立するネットワーク都市」を具体化するために、交流と連携の骨格となる交通体系、交流の場となる都市拠点、自然空間体系、市街地構成、地区の構成の5つで都市構造を形成し、機能の維持・充実を図ります。



1. 交通体系

市民の内外にわたる自由な交流・連携をささえるとともに、都市拠点間、都市機能相互間を結び、活力を創造する交通の骨格をつくります。また、今後の本格的な高齢社会を見据え、公共交通不便地域を解消し、自家用自動車交通に頼らずに移動できる都市をめざします。

2. 都市拠点

今後の多様化する市民生活や活動、産業をささえるため、また、都市の文化と新たな産業を育む交流の場として、都市拠点を形成し、都市機能の充実を図ります。

3. 自然空間体系

海と川、砂丘と台地地形が醸し出している藤沢の水と緑の多彩な自然空間を、次の世代に引き継ぐ資産として、保全・整備するとともに、それらのネットワーク化に向け、新たな緑地空間の創出に努めます。

4. 市街地構成

これまでに形成された良好な居住空間から成る市街地の構成を維持・継承することを前提に、成熟社会に向けた市街地の都市基盤・機能面の質的向上をめざします。

5. 地区の構成

都市の空間構成に、これまで形成された市民センター単位の「地区」の概念を組み入れ、成熟社会に対応した地区別の生活環境の質的向上をめざします。



第6章 基本構想の実現に向けて

1. 市民と行政との協働による積極的推進

基本構想を実現していくには、市民や企業などの協力がが必要です。私たちのまちは私たちが責任を持ってつくるという考えのもとに、市民と行政との協働による基本構想の積極的な推進に取り組みます。



- 情報の公開と提供を、わかりやすく積極的に行い、行政情報などの共有化をすすめるとともに、時代の変化に応じた、個人情報保護の充実に努めます。
- 市民、企業などの意見提案の機会を増やし、市政運営に反映します。
- 新たな計画策定や新たな事業実施の際には、市民の参画を得て、市民と行政との協働による住みやすいまちづくりに取り組みます。

2. 開かれた都市運営

基本構想の実現のため、事業の進捗状況を明示し、市民の意見提案を受け、社会情勢や経済状況の変化を先取りできる態勢を整え、市民とともに歩む都市運営に努めます。

- 時代のニーズに対応できる政策立案機能を高めるとともに、事業の進行管理と評価システムを整え、基本構想の実現に取り組みます。
- 健全財政を維持し、基本構想の実現に向け、簡素で効率的な都市経営を実行します。
- 社会経済環境の変化の状況に対応し、柔軟な姿勢で見直しを行います。



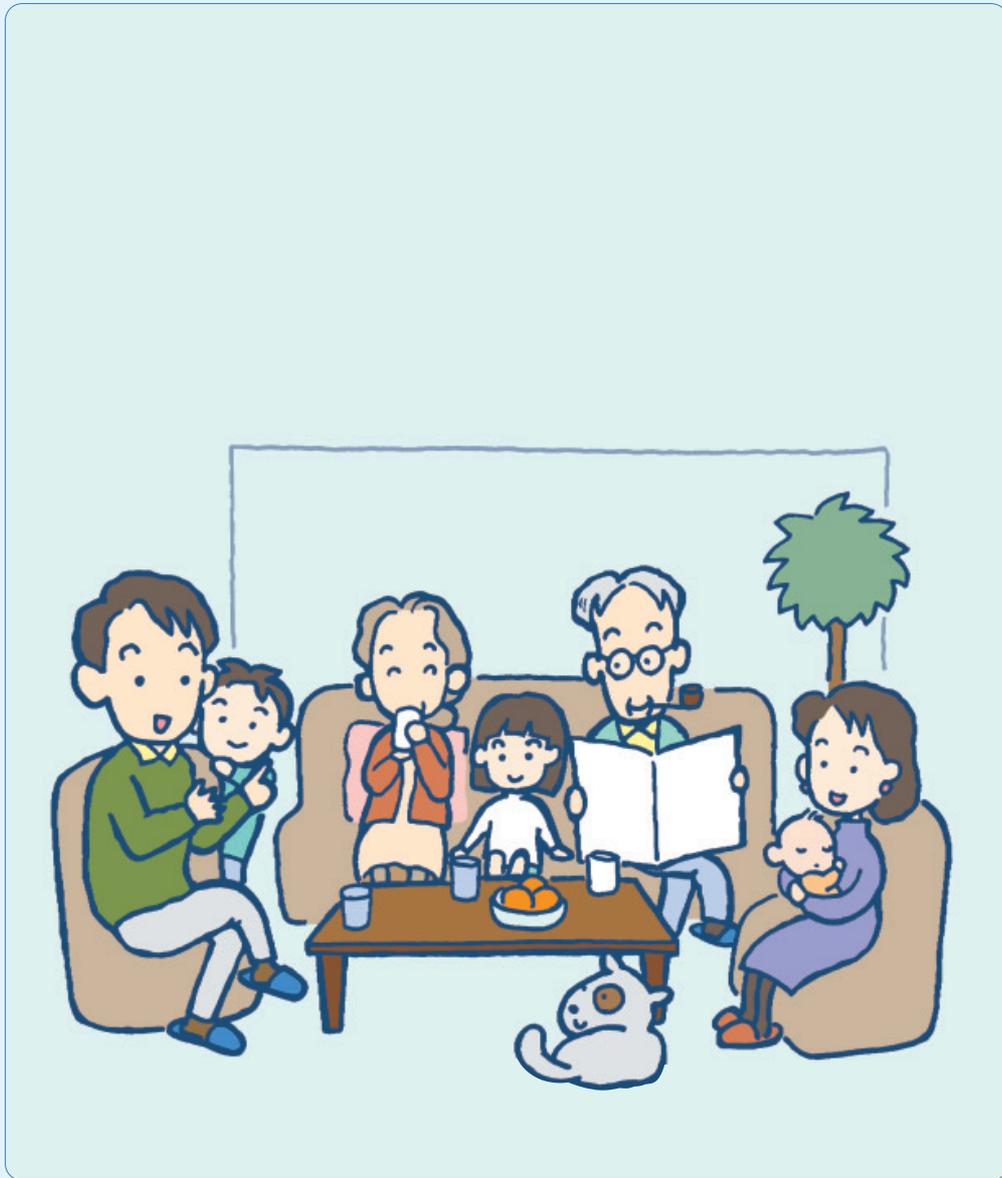
3. 広域的行政運営

基本構想の実現に向けて、広域的対応を必要とする分野の事業展開については、国、県、市町村などと連携して、効率的で効果的な行政運営に努めます。



- 近隣の市町村との連携を深め、広域行政を推進します。
- 県の総合計画がめざす「成熟した市民社会」の形成に向け、本市の役割を分担すると同時に、国や県と連携して本市の基本構想の実現に取り組みます。
- 効率的で効果的な施策が展開できるように、内外の市町村と交流・連携を推進します。

基本計画



● 施策の体系 ●

基本構想で定めた
7つの基本目標に基づいた
施策の体系を示しています

基本目標 2

湘南の自然環境に
ささえられるまち

1. 湘南が誇る美しい自然景観の創生
 - 1) 海浜・水辺の美しい自然景観の創生
 - 2) 緑地の豊かな自然景観の創生
 - 3) 日常の生活空間に見られる自然景観の創生
2. 湘南の自然環境を守る生活・都市環境の整備
 - 1) 廃棄物の徹底した減量とリサイクルの推進
 - 2) 良好な水環境の整備
 - 3) 自然環境汚染の防止と浄化
 - 4) 自然環境に配慮したまちづくり
3. 湘南の自然の生態系維持
 - 1) 多様な動植物環境の保全

基本目標 1

地球ネット
ワークに
ささえられる
まち

1. 21世紀の地球に貢献する藤沢市民
 - 1) 21世紀の世界市民としての平和ネットワーク
 - 2) 豊かな地球環境を守るための自然ネットワーク
 - 3) 自立する次世代を育てるための教育ネットワーク
2. 市民生活を支援する
情報ネットワーク環境の整備
 - 1) 高齢者福祉をささえる情報ネットワーク
 - 2) 多様な家庭生活をささえる情報ネットワーク
 - 3) 新しいコミュニティを生成する情報ネットワーク
3. 生涯都市づくりをめざした
交通ネットワークの整備
 - 1) 快適な市民生活をもたらす都市交通ネットワーク
 - 2) 効率的な都市環境をもたらす広域交通ネットワーク
 - 3) 生涯都市にふさわしい公共交通ネットワーク

基本目標 3

既存産業の
活性化と
新しい起
業化を
支援する
まち

1. コミュニティと共存する産業の支援
 - 1) 農業・水産業の自立化の支援
 - 2) 地元密着型商業の活性化の支援
 - 3) 中小企業の自立化の支援
2. 湘南の顔になる産業の支援
 - 1) 江の島・湘南海岸の活性化の支援
 - 2) 既存産業の新たな展開の支援
 - 3) 都市拠点の機能強化と活性化の支援
 - 4) 新たな産業集積と雇用の創出
3. 21世紀型新産業の創出の支援
 - 1) グローバルスタンダードで競う
ベンチャー企業の支援
 - 2) コミュニティ志向のベンチャー企業の支援
 - 3) 大学・研究機関との連携による企業の支援
 - 4) 新しい産業ゾーンの形成

基本目標 4

安全で安心して暮らせるまち

1. ぬくもりのある福祉社会の構築
 - 1) とともにささえあう地域福祉の推進
 - 2) 高齢期の生きがい確保と自立への支援
 - 3) 「すべての人の個性が輝くまちへ」の実現
 - 4) 子どもが健やかに育つ環境づくりと子育て支援
 - 5) だれもが自立する生活への支援
2. 健康をささえる保健医療の充実
 - 1) 安心できる地域医療のしくみづくり
 - 2) 生涯にわたる健康づくりの支援
3. 暮らしを守る市民生活への支援
 - 1) 総合的な人権施策の推進
 - 2) 安心して働ける環境づくり
 - 3) 賢い消費生活の推進
 - 4) 市民相談で暮らしの充実
 - 5) 犯罪を未然に防ぐまちづくり
4. だれもが住み続けたいまちづくり
 - 1) 地区別まちづくりの推進
 - 2) 緑のネットワーク空間の整備
 - 3) 魅力ある都市景観の形成
 - 4) だれにも優しいまちづくりの推進
5. 災害に強いまちづくり
 - 1) 災害に強い都市構造の構築
 - 2) 防災体制の整備
 - 3) 消防・救急体制の整備

基本目標 5

情報公開による公正と効率を守るまち

1. だれにも開かれた公正な行政運営
 - 1) 情報公開・提供システムの充実
 - 2) 個人情報の保護
 - 3) オンブズマン制度の充実
2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営
 - 1) 行政システムの効率化・簡素化の推進
 - 2) 地方分権の推進
 - 3) 広域行政の推進

基本目標 6

ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち

1. 生涯学習社会の形成
 - 1) 児童・生徒等の生きる力を大切にする教育の推進
 - 2) 障害児教育の充実
 - 3) 学校教育施設の整備
 - 4) 青少年が心豊かに育つ環境づくり
 - 5) 生涯学習ネットワークの構築
 - 6) 生涯学習機会の拡充と環境づくり
2. 健康で豊かなスポーツライフの確立
 - 1) スポーツ環境の充実
 - 2) 生涯スポーツ活動の推進
3. 市民文化の創造支援と新たな歴史の継承
 - 1) 市民の文化活動の支援
 - 2) 芸術文化創造の支援
 - 3) 歴史の継承と文化の創造
4. 地域に根ざした平和・親善交流の支援
 - 1) 平和事業の推進
 - 2) 国際化・都市親善交流事業の推進

基本目標 7

すべての市民が協働してすすめるまち

1. 男女平等社会の推進
 - 1) 男女共同参画意識の普及と啓発
 - 2) 男女共同参画推進のネットワーク
2. 市民が主体のまちづくり
 - 1) 活動団体のネットワーク化の支援
 - 2) 市民活動推進センターの支援
 - 3) 地域コミュニティ活動の支援
 - 4) 市民主体のまちづくりの支援
 - 5) 地域拠点施設の整備
3. 市民と行政の協働によるまちづくり
 - 1) 市民参加・参画の推進
 - 2) 暮らし・まちづくり会議の充実
 - 3) 市民電子会議室の充実
 - 4) 13地区別まちづくりマネージメントの推進

基本目標 1

地球ネットワークに ささえられるまち

1. 21世紀の地球に貢献する藤沢市民

- 1) 21世紀の世界市民としての平和ネットワーク …………… 31
- 2) 豊かな地球環境を守るための自然ネットワーク …………… 32
- 3) 自立する次世代を育てるための教育ネットワーク …………… 33

2. 市民生活を支援する情報ネットワーク環境の整備

- 1) 高齢者福祉をささえる情報ネットワーク …………… 34
- 2) 多様な家庭生活をささえる情報ネットワーク …………… 35
- 3) 新しいコミュニティを生成する情報ネットワーク …………… 36

3. 生涯都市づくりをめざした交通ネットワークの整備

- 1) 快適な市民生活をもたらす都市交通ネットワーク …………… 37
- 2) 効率的な都市環境をもたらす広域交通ネットワーク …………… 38
- 3) 生涯都市にふさわしい公共交通ネットワーク …………… 39



基本目標1 地球ネットワークにさせられるまち

1. 21世紀の地球に貢献する藤沢市民

1) 21世紀の世界市民としての平和ネットワーク

施策の目的

藤沢市民が、安全で安心して市民生活をおくることができるように、平和のネットワークを構成する。

現状と課題

- 藤沢市に連なる世界のネットワークの中では、戦争・紛争・貧困・飢餓・災害など、人々の安全で安心な生活が脅かされる事態が引き続き起きている。

到達目標

- 21世紀の世界市民として、地球上のすべての人々が安全で安心して平和に暮らせるように、地球に貢献する藤沢市民になることを目標とする。

施策の内容

- 藤沢市民は、世界のネットワークのなかの、市民のレベルあるいは都市のレベルで、産業・文化・生活などの各分野を通し、さらに交流を深める。



長崎の被爆地を巡り、平和について考えます

基本目標1 地球ネットワークにささえられるまち

- 1. 21世紀の地球に貢献する藤沢市民
- 2) 豊かな地球環境を守るための自然ネットワーク

施策の目的

地球環境を守るために、藤沢市民は自然ネットワークを構成する。

現状と課題

- 地球上の自然ネットワークの中で、地球温暖化・オゾン層の減少などが起きている地球環境と密接に結びついている藤沢市の自然環境を守ることが必要である。

到達目標

- 藤沢市民が、自然のネットワークの中で、地球規模で考え自ら地球環境を守る取り組みをすることを目標とする。

施策の内容

- 藤沢市民が自然ネットワークの構成員であることを自覚し、藤沢市の自然環境を守ることにより、地球環境を守る。



観音上公園

基本目標1 地球ネットワークにささえられるまち

1. 21世紀の地球に貢献する藤沢市民

3) 自立する次世代を育てるための教育ネットワーク

施策の目的

世界市民として自立して考え行動できる子どもたちを育てる。

現状と課題

- 市民生活が世界に広がる中で、世界に通じ、自立する次世代の子どもを育てる必要がある。

到達目標

- 21世紀を担う、世界のネットワーク上で自立した藤沢市の子どもたちを育てる。

施策の内容

- 藤沢市民は、世界のネットワークのなかで自立した考えをもち行動ができるように、様々な分野で交流をすすめ、次世代の子どもを育てる。



国際理解教育



国際交流のつどい

基本目標1 地球ネットワークにささえられるまち

2. 市民生活を支援する情報ネットワーク環境の整備

1) 高齢者福祉をささえる情報ネットワーク

施策の目的

高齢者の生活スタイルに応じて必要な情報を的確に提供するため、情報ネットワークの整備を行う。

現状と課題

- 生活領域が狭くなりがちな高齢者などのため、情報ネットワークを整備する必要がある。
- 情報を簡単に得られない高齢者のために、使いやすく役に立つ情報ネットワークの整備が必要になっている。

到達目標

- 高齢者が安心して安全に暮らせる情報ネットワークの活用

主要な事業

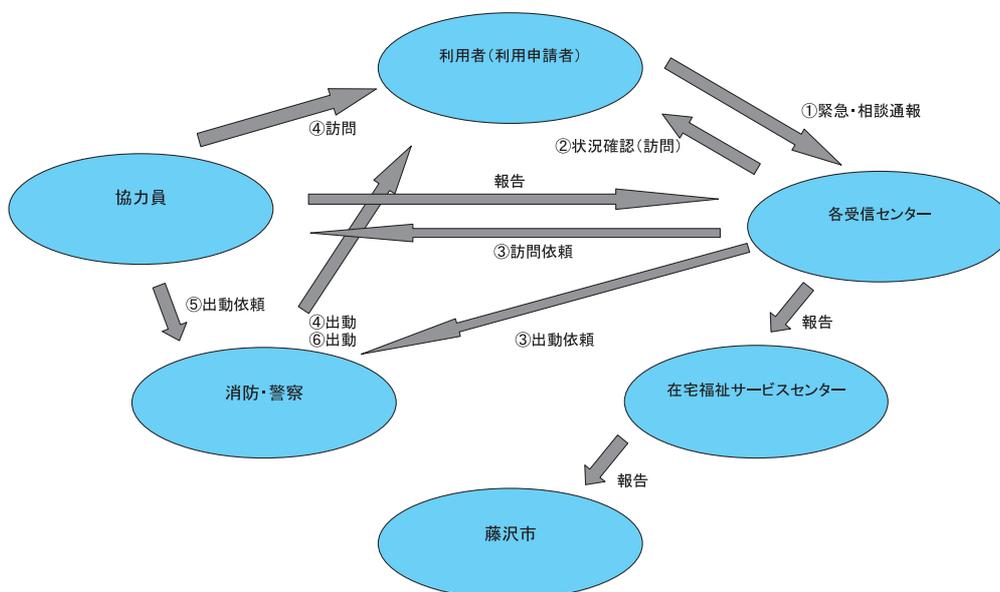
- 緊急通報システムの拡大
- CATVやFM放送の高度利用
- e-ケア・プロジェクト*の推進

施策の内容

- 高齢者福祉をささえる情報ネットワークの整備を図る。

*「e-ケア・プロジェクト」…ITを活かし、看護と介護の充実をめざす試み。

緊急時の流れ（緊急通報システム）



基本目標 1 地球ネットワークにささえられるまち

2. 市民生活を支援する情報ネットワーク環境の整備

2) 多様な家庭生活をささえる情報ネットワーク

施策の目的

個人や家族の生活様式の多様化をささえる情報ネットワークの環境整備に努める。

現状と課題

- 少子高齢化や単身世帯化が進むとともに、働き方や定年後の暮らし方など個人の価値観が変化する中で、個人や家族の生活様式が多様化している。

到達目標

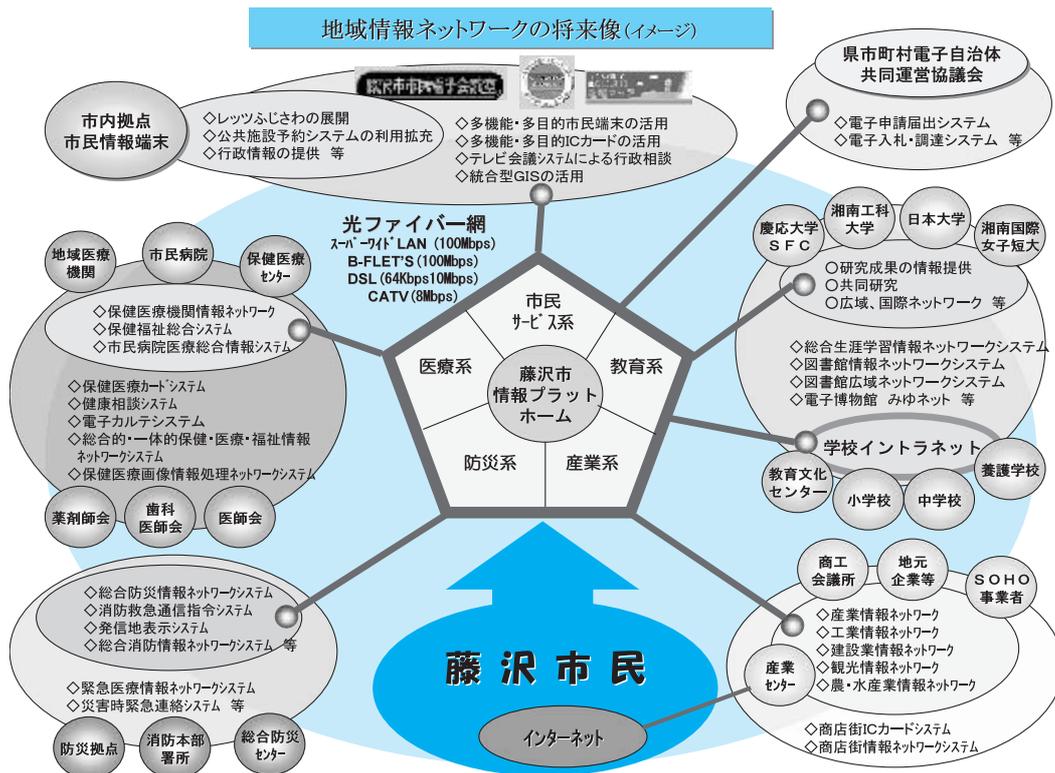
- 多様な家庭生活の利便性向上を図るための情報ネットワーク整備

施策の内容

- 医療、福祉、教育、防災、行政など、家庭生活をささえる様々な分野での情報ネットワークシステムの整備を図る。

主要な事業

- 医療ネットワーク、地域福祉ネットワーク、生涯学習ネットワーク、防災情報ネットワークなどの整備



基本目標1 地球ネットワークにささえられるまち

2. 市民生活を支援する情報ネットワーク環境の整備

3) 新しいコミュニティを生成する情報ネットワーク

施策の目的

時間的・地理的制約を超え新たな人と人とのつながりを創り出す情報ネットワークを構築し、新しいコミュニティの生成に対応する。

現状と課題

- 情報通信システムの進展により、時間的、地理的制約を超えたネットワーク上で人と人との新たなつながりが発生している。
- 行政情報の提供に加え、市民が情報を発信し、地域情報の共有や市民同士の相互交流などにより、地域の活性化を図るための一層の活用が必要である。
- ネットワークを有効に活用するためには、高齢者や障害者をはじめ市民がパソコンやインターネットを利用することが必要であり、市民のIT基礎技能の向上が求められている。
- 地上デジタル放送をはじめ、パソコンや携帯電話等の多様なメディアを活用したネットワークづくりの研究が必要である。
- いつでも、どこでも、だれでもがコンピュータのネットワークに自由にアクセスし、必要な情報やサービスを受けることができるユビキタス社会が間近に迫っている。

施策の内容

- 地域情報化を推進する。
- 新しいコミュニティをささえる場としての市民電子会議室の運営を図る。
- インターネットを利用して行政情報を提供する。
- 市全体のコミュニティの広場として、地域の情報を出し合い、利用し合うポータルサイト*1の充実を図る。
- 市民のIT技能の修得を図るため、NPO*2やボランティアを講師とした市民ITふれあいコーナー「Let's ふじさわ」など身近な場の活用をすすめる。
- 地上デジタル放送やCATVの双方向機能実現に向けて研究をすすめる。
- 地理情報を活用した新しいコミュニティの場を提供する。
- 多機能携帯電話やICタグ*3など先進的なIT技術の活用について検討をすすめる。

到達目標

- 新しいコミュニティを形成する情報ネットワークの活用

主要な事業

- 地域IT基本計画の推進
- 市民電子会議室の拡充
- 行政のホームページの充実
- 地上デジタル放送やCATVの双方向機能の研究
- 「みんなで育てるふじさわ電縁マップ」の運営
- 「えのしま・ふじさわポータルサイト」の充実

- *1「ポータルサイト」…インターネットへの入り口として、ユーザー（利用者）が接続時に最初に利用するWebサイト（ホームページのこと）
- *2「NPO（Non Profit Organization）」…民間非営利団体と訳され、営利を目的としない民間団体。
- *3「ICタグ」…1平方ミリメートル程度の小さなIC（集積回路）チップを組み込んだ荷札（タグ）。



市民電子会議室トップページ

3. 生涯都市づくりをめざした交通ネットワークの整備

1) 快適な市民生活をもたらす都市交通ネットワーク

施策の目的

市民の内外にわたる自由な交流・連携、都市の活力をささえる鉄(軌)道及び都市間連絡幹線道路ネットワークを整備し、同時に市街地内での道路混雑解消と自動車交通総量の削減を図る。

13地区のネットワークをささえる市道、都市計画道路を整備することによりバス交通の鉄道駅等へのアクセスルートを確認し、自家用自動車交通に頼らずにすむ都市をめざす。

現状と課題

- 西北部地域は鉄道サービス圏外となっているほか、隣接する他都市への鉄(軌)道が未整備であるため、この地域での公共交通の整備促進が必要である。同時に設置を要望している新幹線新駅への連絡も必要である。
- 村岡地区においては、藤沢駅への一極集中を避けるために東海道本線の新駅の設置の検討が必要である。
- 都市間連絡幹線道路は順次整備を進めているが、広域幹線道路へのアクセス機能強化や幹線道路間の相互補完機能確保のため、未着手区間の整備が急がれる。
- 現在、都市計画道路の整備率は約64%となっているが、道路交通の質に対応する交通処理は進展していないことから、その整備が急がれる。
- 地区内公共交通機関としてのバス導入に当たり、幅員が要件を満たさない道路があり、既存道路のみでのルートの設定は困難なため、地区内幹線道路整備を急ぐ必要がある。

施策の内容

- 都市間を連絡する鉄(軌)道や道路などの交通体系の整備を促進する。
- 駅アクセス幹線道路や北部地域幹線道路などの地区間を連絡する交通体系を整備する。



遠藤宮原線

到達目標

- 藤沢を中心とした最寄りの拠点都市(平塚、厚木、横浜、横須賀等)までの所要時間30分以内、最寄りのインターチェンジへの到達時間20分以内の達成
- 鉄道駅へ通じる幹線道路の整備
- 北部地域幹線道路の整備

主要な事業

- 鉄(軌)道の整備促進
相鉄いずみ野線の湘南台駅以西への延伸の検討(仮称)新南北線の整備の検討
東海道本線村岡新駅の設置の検討
- 道路の整備促進
[県道] 横浜伊勢原線、藤沢厚木線、横浜藤沢線
[市道] 亀井野二本松線、(仮称)湘南台寒川線
- 駅アクセス幹線道路の整備推進
[市道] 藤沢石川線、善行長後線、鵜沼奥田線、片瀬江ノ島駅前通り線、(仮称)藤沢駅北口通り線、(仮称)長後駅西口駅前通り線、長後駅東口駅前通り線
- 北部地域幹線道路の整備推進
[市道] 遠藤宮原線、土棚石川線、石川下土棚線、上谷台山王添線、高倉下長後線



辻堂駅遠藤線

基本目標1 地球ネットワークにささえられるまち

3. 生涯都市づくりをめざした交通ネットワークの整備

3) 生涯都市にふさわしい公共交通ネットワーク

施策の目的

公共交通不便地域の解消と自家用自動車に頼らずに移動できる均衡のとれた公共交通網を整備し、公共交通が分担する割合を高めて、都市環境の向上と市民生活の利便性の向上を図る。

現状と課題

- 自動車交通の進展に伴う交通渋滞、大気汚染などの環境問題が大きくなっているため、公共交通への転換促進が求められている。
- 公共交通機関であるバスの利用者は、自家用自動車の普及や交通渋滞などの走行環境の悪化により恒常的に減少している。
- 乗り合いバスに関する規制緩和策により、路線の再編などが行われ、公共交通確保のための施策が必要となっている。
- 都市拠点の中で、鉄（軌）道系で結ばれていない公共交通不便地域である西北部地域と他の都市拠点とのアクセスに問題がある。
- 駅周辺や幹線道路の交通渋滞に対する取り組みが必要である。
- 高齢化社会が進展する中で、買い物や通院など日常生活を支える、より細かな公共交通ネットワークの整備が必要となっている。

施策の内容

- 公共交通機関であり、駅への交通機関として大きな役割を果たすバスの利便性の向上を図る。
- 地域住民、事業者、市の連携による地域提案型のコミュニティバスの充実・促進を図る。
- 公共交通不便地域の解消のため、バス交通網の充実・促進を図る。
- 円滑な交通の流れを実現すると共に、公共交通機関への転換を促し、道路の交通混雑の緩和を図る。
- 乗り継ぎ利便性の高い公共交通ネットワークを構築する。

到達目標

- 市内の交通混雑を緩和する交通体系の確立
- 自家用自動車から公共交通機関へ転換するなど効率的な輸送の切り替え方式（モーダルシフト）の実現

主要な事業

- 駅目的バス交通の充実促進
- コミュニティバスの充実促進
- 低床バス、低公害バスの導入促進
- 連節バス導入の促進
- バス路線の新設に向けた道路改良など走行環境整備
- 新しい交通処理システム（誰でも簡単に手に入られる交通情報の提供、定時走行支援の強化、バス停付近での自転車からの乗換えなど）の導入促進
- 公共交通利用を促進するための広報・啓発活動の充実促進



ノンステップ連節バス「ツインライナー」



ノンステップミニバス「ふじみ号」

基本目標2**湘南の自然環境に
ささえられるまち****1. 湘南が誇る美しい自然景観の創生**

- 1) 海浜・水辺の美しい自然景観の創生 41
- 2) 緑地の豊かな自然景観の創生 42
- 3) 日常の生活空間に見られる自然景観の創生 43

2. 湘南の自然環境を守る生活・都市環境の整備

- 1) 廃棄物の徹底した減量とリサイクルの推進 44
- 2) 良好な水環境の整備 45
- 3) 自然環境汚染の防止と浄化 46
- 4) 自然環境に配慮したまちづくり 47

3. 湘南の自然の生態系維持

- 1) 多様な動植物環境の保全 48



基本目標2 湘南の自然環境にささえられるまち

1. 湘南が誇る美しい自然景観の創生

1) 海浜・水辺の美しい自然景観の創生

施策の目的

湘南海岸や境川、引地川など水辺の自然景観の保全・再生・創造を図り、都市の潤いを確保する。

現状と課題

- 海岸と河川の汚れ（ゴミの不法投棄、水質汚濁）の対策が求められている。
- 海岸や河川の美化のため、地域団体や市民の活動が活発化している。

施策の内容

- 県や近隣自治体との連携により、湘南海岸の自然・水辺空間の保全に努める。
- 境川、引地川、目久尻川、小出川の水辺空間の保全・再生・創造を図る。
- 海や河川の美化活動を行う地域団体や市民活動団体、市民等との連携を図る。

到達目標

- 海岸や河川など水辺の美しい自然景観の保全・再生・創造

主要な事業

- 湘南海岸の保全
- 海岸部の自然回復と河川の親水性確保
- 河川と海の水質浄化

海岸ごみ収集量

(単位 kg 藤沢市域分)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
11	290,680	153,848	444,528
12	284,021	170,201	454,222
13	383,408	182,282	565,690
14	718,710	154,803	873,513
15	377,454	165,594	543,048

資料：環境管理課



海岸清掃のクリーンキャンペーン

基本目標2 湘南の自然環境にささえられるまち

1. 湘南が誇る美しい自然景観の創生

2) 緑地の豊かな自然景観の創生

施策の目的

快適で潤いのあるまちづくりのため、緑地の豊かな自然景観の創生を図る。

現状と課題

- 新たな土地利用に伴い斜面緑地が減少している。

到達目標

- 緑地の豊かな自然景観の創生

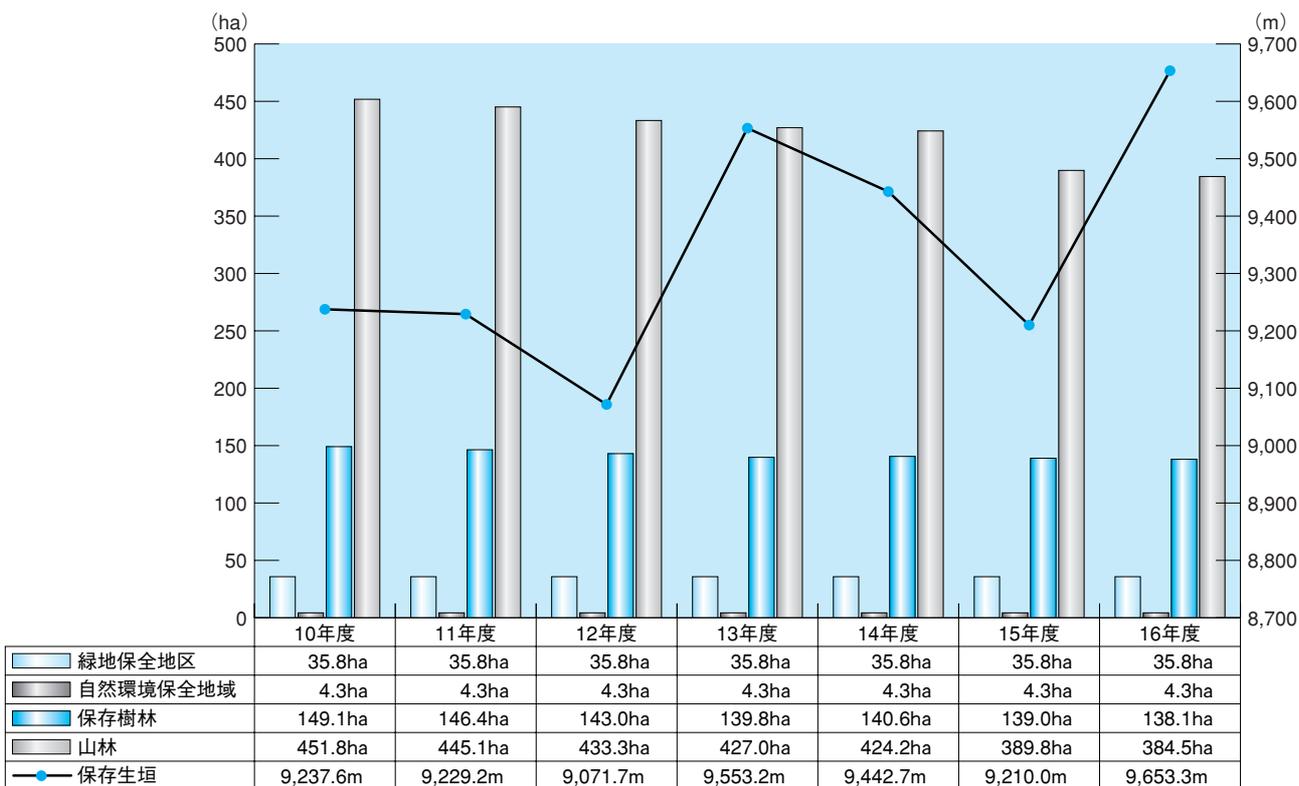
施策の内容

- 引地川、境川、目久尻川、小出川沿いの斜面緑地の保全に努める。
- 相模原台地、片瀬山などの斜面緑地の保全に努める。
- 西北部地域に広がる自然景観の保全に努める。

主要な事業

- 引地川を中心とした緑の軸線と拠点の整備
- 特別緑地保全地区の指定区域の拡大

緑の推移



資料：公園みどり課

基本目標2 湘南の自然環境にささえられるまち

1. 湘南が誇る美しい自然景観の創生

3) 日常の生活空間に見られる自然景観の創生

施策の目的

快適で潤いのあるまちづくりのため、街路樹、生け垣など日常の生活空間に見られる自然景観の形成を図る。

現状と課題

- 相続などによる、敷地の細分化に伴う宅地内の生け垣や樹木の減少への対応が必要である。
- みどり豊かな潤いのあるまちづくりをめざして、市民団体やボランティアなどの活動が活発になっている。

施策の内容

- 保存生け垣の指定、生け垣の奨励など宅地における緑化の推進を図る。
- 街路樹の植栽を推進し、緑豊かな道路づくりを推進する。
- 工場・事業所などの緑化の普及啓発、整備を促進する。
- 緑化推進団体や地域住民の活動との連携を図る。

到達目標

- 快適で潤いのある自然景観の形成

主要な事業

- 街路樹や生け垣などの緑化の推進
- 工場、事業所の緑化の促進
- 緑化推進団体、地域活動団体、市民との連携

緑化推進事業の現状

(2005.3.31現在)

区分	数値
緑地保全地区	35.8ha
保存樹林	138.1ha
保存樹木	1,548本
保存生垣	274箇所 9,653.3ha
緑の広場	32.8ha
緑化協定敷地面積(累計)	1,538.0ha
緑化協定緑地面積(累計)	311.9ha

資料：公園みどり課



藤沢市みどりいっぱい市民の会による草刈り（稲荷）

2. 湘南の自然環境を守る生活・都市環境の整備

1) 廃棄物の徹底した減量とリサイクルの推進

施策の目的

廃棄物の発生抑制、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）により、徹底した減量をすすめた上で、適正処理を行い、持続可能な循環型の都市をめざす。

現状と課題

- ごみの発生抑制、減量、分別の徹底化、生ごみの処理などが課題である。
- プラスチック製容器包装の更なる資源化のため、リサイクル意識の高揚が必要である。
- 環境に配慮し、ごみを適正処理する施設の整備が必要である。
- 現在稼働している北部のごみ処理施設は老朽化により処理能力が低下し、修繕費が増大してきており、焼却能力の維持を図るため、北部焼却処理施設の1号炉を更新する必要がある。
- 資源化施設の老朽化が進んでいる。
- 焼却灰の溶融化は最終処分場の延命に寄与している。
- し尿、浄化槽汚泥を衛生処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る必要がある。
- 道路、海岸、河川についてはごみの不法投棄やポイ捨ての防止、また公衆便所などは清潔に保つことが課題となっている。

施策の内容

- 廃棄物の発生を抑制し、再利用と再資源化により減量の徹底を図る。また、ステーション方式から戸別収集への転換と有料指定袋制の導入を検討する。
- ペットボトル、その他プラスチック製容器包装などのプラスチック系廃棄物の中間処理を行い、リサイクルをすすめる。
- 老朽化した北部環境事業所1号炉の更新に着手する。
- 資源化や再利用を担うリサイクルプラザの検討をすすめる。
- 石名坂環境事業所は、南部拠点施設として、ごみ処理能力の維持に努める。
- 焼却灰の溶融化と再利用により、最終処分場の延命を図る。

- 公共下水道に接続されていない家庭等のし尿等の処理を行う。
- 河川ゴミの除去、不法投棄パトロール、公衆便所の維持管理を行う。
- ポイ捨て防止に対する市民意識の高揚を図る。

到達目標

- 2010年度の市民1人当たりのごみの排出量を1997年度と比較して20%減量、及び廃棄物の資源化率30%以上とする。

主要な事業

- ごみ収集のステーション方式から戸別収集への転換と有料指定袋制の導入を検討
- プラスチック製容器包装のリサイクル促進
- 北部焼却施設1号炉の公設民営方式による整備
- リサイクルプラザ構想の研究
- 既存焼却施設の適正な維持管理
- 焼却灰の溶融化と再利用
- し尿処理
- 環境美化を推進する条例化の検討

ごみ処理の現況

(平成16年度実績)

人口(平成16年10月1日)	392,810人
ごみ総量	147,857 t
可燃ごみ	99,570 t
不燃・大型ごみ	18,775 t
資源ごみ	29,512 t
市民一人あたりの排出量	1,028 g/日
市民一人あたりの清掃費用 (平成15年度)	13,654円

資料：環境管理課

基本目標2 湘南の自然環境にささえられるまち

2. 湘南の自然環境を守る生活・都市環境の整備

2) 良好な水環境の整備

施策の目的

公共用水域の水質を保全する。

現状と課題

- 下水道処理水と下水汚泥の有効利用を図る必要がある。
- 下水道施設の老朽化対策や維持管理について検討する必要がある。
- 合流式下水道から雨天時に公共用水域に越流することによる汚濁負荷量を削減するなど合流式下水道の改善を図る必要がある。
- 水質監視と管理体制の強化を図る必要がある。
- 都市化の進展による相対的な下水道整備水準の低下を解消する必要がある。
- 10年に1回程度の大雨に対して浸水する区域の解消を図る必要がある。
- 市街化調整区域で公共下水道認可区域外における生活排水対策と河川等公共用水域の汚濁防止が課題である。
- 新市街地の一部の区域で、未整備の公共下水道を早期にすすめる必要がある。

施策の内容

- 省資源、省エネルギーへ向けて、下水汚泥の減量化及び下水道資源や施設の有効利用を図るための調査及び研究をすすめる。
- 管渠、ポンプ場、浄化センターの効率的でかつ経済的、計画的な維持管理をすすめる。
- 合流式下水道改善など下水道に求められる多様な役割に対応する下水道施設の高水準化を図る。
- 市街化調整区域で公共下水道認可区域外において、水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置を推進する。
- 新市街地の公共下水道の未整備区域の整備推進を図る。

到達目標

- 下水道施設機能の適切な維持管理
- 下水道資源・施設の有効利用
- 公共用水域の水質保全

主要な事業

- 省資源、省エネルギーへ向けて、下水汚泥の減量化や下水道資源や施設の有効利用を図るための調査と研究
- 管渠、ポンプ場、浄化センターの建設（改築、更新を含む）と維持管理
- 貯留管建設など合流式下水道の改善
- 合併処理浄化槽設置への助成
- 新市街地の公共下水道整備の促進

下水道の状況

	認可区域面積 (ha)	整備区域面積 (ha)	整備区域内人口 (人)	行政人口普及率 (%)
平成11年度	5,077.9	4,222.2	335,275	89.3
平成12年度	5,077.9	4,294.4	345,516	91.5
平成13年度	5,153.6	4,324.3	351,395	92.0
平成14年度	5,153.6	4,385.6	358,471	92.9
平成15年度	5,153.6	4,417.2	362,642	93.2

※行政人口普及率＝整備区域内人口／行政人口

資料：土木計画課



辻堂南部貯留管内部

基本目標2 湘南の自然環境にささえられるまち

2. 湘南の自然環境を守る生活・都市環境の整備

3) 自然環境汚染の防止と浄化

施策の目的

環境に対する負荷が小さく、大気・水・土壌などが常に清らかで安全であり続けるまちをつくる。

現状と課題

- 水質については公共下水道の普及により徐々に改善している。大気については自動車排出ガス対策効果を上げているが、環境基準を超えている物質への対策をすすめる必要がある。
- ダイオキシンを含む環境ホルモン等有害化学物質の環境中の汚染状況の把握と、その対策に努める必要がある。
- 行政は正確な環境情報を提供し、事業者や市民とともに十分理解し、共有することが必要である。
- CO₂の増加による地球温暖化の防止のために対策をとる必要がある。

施策の内容

- 大気・水・土壌などの環境汚染監視と調査分析、また工場など事業所の監視と指導を行う。
- 環境中のダイオキシン類を含む環境ホルモン等有害化学物質について、汚染状況を把握し県と連携・協力して対策を行う。
- 環境に関する啓発活動を行い、また環境共生まちづくり支援システムを運営し、情報提供と情報交換に努める。
- 地球温暖化防止のために、省エネルギーの促進、自然エネルギーの活用、太陽光発電設置者への助成、自動車交通の抑制、低公害車の利用促進などを行い、CO₂の排出削減を図る。
- 市役所が事業所として環境マネジメントシステムISO*1 14001を認証取得したことにより、環境保全率先実行計画を推進するとともに、環境保全に対する市民意識の啓発や市民の実践への支援を行う。

*1 ISO(国際標準化機構)・・・工業規格や企業行動の標準化を目的とする規格に関する国際機関で、規格や用語の国際標準を判定する。規格には環境管理・監査、環境ラベル品質管理などがあり、このうち環境管理・監査に関する規格に14001が付番。

*2 グリーン購入・・・商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

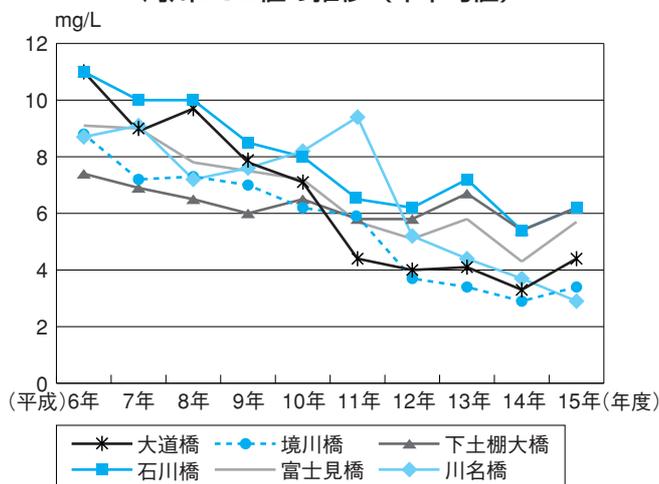
到達目標

- 大気・水・土壌などそれぞれの項目で、国の環境基準又はそれに準ずる指針値以下の達成
- 2010年度の市民1人当たりの年間エネルギー消費量を1997年度と比較して10%削減
- 2010年度の市民1人当たりの年間上水使用量を1997年度と比較して10%削減

主要な事業

- 環境汚染防止対策の推進
- 有害化学物質対策の推進
- 環境啓発と環境情報システム運営
- 環境基本計画の見直しと地球温暖化対策地域推進計画の策定
- 省エネルギーなど地球温暖化対策の推進
- グリーン購入*2の推進
- 地域新エネルギービジョンに基づく自然エネルギー活用(公共施設での太陽光発電利用や設置助成)の推進

河川BOD値の推移(年平均値)



※BOD値・・・生物化学的酸素要求率

資料：環境保全課

基本目標2 湘南の自然環境にささえられるまち

2. 湘南の自然環境を守る生活・都市環境の整備

4) 自然環境に配慮したまちづくり

施策の目的

環境と共生する環境負荷の少ない資源循環型のまちづくりの実現をめざす。

現状と課題

- 西北部地域では、これまで農業を中心とするまちづくりをすすめてきたが、道路などの都市基盤施設やコミュニティ施設などの生活環境の施設整備が遅れている。また、農家の後継者不足などから高付加価値型の農産物の生産などが望まれている。
- 葛原地区に計画されている「新産業の森」の形成をはかる際には、自然環境を生かし、施設の緑化を誘導するなど、緑豊かなものにすることが望まれている。
- 「健康の森」の事業区域内には、樹林地生物、特に国内希少野生動物の「オオタカ」が生息しているなど、貴重な自然が残っており、施設の整備に際しては周辺環境と調和した、生物が生存しうる環境の創造に配慮する必要がある。
- 市街化調整区域の幹線道路沿いでは都市的土地利用の需要が高まっている。また、生活基盤施設整備や地域の活力増進のため、選択的かつ秩序ある土地利用が求められている。

施策の内容

- 西北部地域を中心として、地域に大切な自然環境や農業環境を保全し居住環境と調和を図る環境共生型都市づくりをすすめる。
- 新しい産業の立地誘導を促す高速交通幹線道路や生活道路などの都市基盤の整備を図る。
- 都市拠点「健康と文化の森」における高度医療機能等の都市機能の集積と充実を図る。
- 豊かな自然を生かした「水と緑のベルトゾーン」の整備をすすめる。
- 公共交通の利便性の向上を図る。
- 市街化調整区域の幹線道路沿いなどの土地利用の検討をすすめる。

到達目標

- 田園環境と調和し、自然環境に配慮したまちづくりの実現

主要な事業

- 田園居住地の整備
- 地区内連絡道路の整備
- 相鉄いずみ野線の湘南台駅以西への延伸の検討
- (仮称) 新南北線の整備の検討
- 健康の森整備事業の推進
- 目久尻川、小出川、打戻川周辺地区の「水と緑のベルトゾーン」の形成
- 慶應義塾大学周辺地区の研究開発施設等の立地に向けた土地利用誘導方策の推進
- 市街化調整区域における幹線道路沿いなどの適正な土地利用誘導方策の検討



目久尻川周辺



小出川周辺

3. 湘南の自然の生態系維持

1) 多様な動植物環境の保全

施策の目的

緑地の保全と確保を図り、また、動植物の生息・生育環境を大切にすることによって、自然と人が共生するまちづくりを行う。

現状と課題

- 2004年4月1日現在では市民1人当たり公園緑地等面積は11.1㎡である。
- まとまった緑をふやすための対策と樹林樹木や里山、谷戸の維持管理が必要である。
- 動植物の生息にかかせない湧水が発生している場所や河川の水辺の整備と保全が必要である。
- 動植物環境に関する基礎的なデータ収集と調査（自然環境実態調査）に基づく生態系維持が必要である。
- 都市緑地を守るため、緑化の普及啓発が必要である。

施策の内容

- 特別緑地保全地区の指定拡大や「みどり基金」による緑地の取得を図る。
- 保存樹林・保存樹木・憩いの森などの指定や面積の拡大と、下草刈り、病虫害の防除など維持管理を行う。
- 市民による里山や谷戸の管理を推進する。
- 湧水、河川の水辺環境の整備と保全をすすめる。
- 自然環境実態調査結果に基づき、自然環境の保全を図る。
- 緑いっぱい運動など緑化のための普及啓発活動を強化する。

到達目標

- 緑地の保全及び動植物にとっての良好な生息・生育環境の保全
- 2010年度の市民1人当たりの公園緑地等面積を概ね20㎡とする。

主要な事業

- 特別緑地保全地区等の拡大
- 保存樹林や憩いの森の維持管理
- 湧水、河川の水辺環境の整備と保全
- ビオトープ*整備基本計画の策定
- 緑化推進運動

*「ビオトープ」…ドイツ語でBio（生物）、Topo（所）を意味する。学術上、生物圏の地域的な基本単位をさし、動植物の生息地、生育地と言った意味で用いられる。



引地川特別緑地保全地区

基本目標3

既存産業の活性化と 新しい起業化を支援するまち

1. コミュニティと共存する産業の支援

- 1) 農業・水産業の自立化の支援 51
- 2) 地元密着型商業の活性化の支援 52
- 3) 中小企業の自立化の支援 53

2. 湘南の顔になる産業の支援

- 1) 江の島・湘南海岸の活性化の支援 54
- 2) 既存産業の新たな展開の支援 55
- 3) 都市拠点の機能強化と活性化の支援 56
- 4) 新たな産業集積と雇用の創出 57

3. 21世紀型新産業の創出の支援

- 1) グローバルスタンダードで競うベンチャー企業の支援 58
- 2) コミュニティ志向のベンチャー企業の支援 59
- 3) 大学・研究機関との連携による企業の支援 60
- 4) 新しい産業ゾーンの形成 61



基本目標3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

1. コミュニティと共存する産業の支援

1) 農業・水産業の自立化の支援

施策の目的

都市農業及び沿岸漁業の自立を支援することにより、第1次産業の振興を図る。

現状と課題

[農業]

- 農業従事者の高齢化、担い手不足、宅地化による農業環境の悪化などが年々進行しており、耕作放棄地や未利用農地が増えている。
- 農業の生産基盤、施設の改善及び先端的な農業技術の導入が必要である。
- 農業振興地域における農家経営の安定のための施策の検討が必要である。
- 湘南野菜に続く魅力ある特産農産物づくりをする必要がある。
- 安全・安心な農作物を求める消費者の関心が高まり、環境に配慮した農法への支援や、地産地消システムづくりへの取り組みにより、地元農業への理解や農産物の消費の拡大が求められている。
- 環境汚染防止と資源リサイクルの視点を踏まえ、畜産業の振興を図る必要がある。
- 「卸売市場法」の改正を踏まえた中央卸売市場の再編や経営改善が求められている。

[漁業]

- 漁業においても、従事者の高齢化がすすんでいる。
- 現在の回遊魚中心の漁業は、生産性が不安定で、経営上問題がある。
- 漁場の整備と環境維持、漁港などの施設が不十分である。

施策の内容

[農業]

- 農業を取り巻く環境の変化に対応して、地域や農業者の実情を踏まえた都市農業としての農業振興策を検討する。
- 栽培体験ファーム、自主管理農園、中高年ホームファーマー*など、農作業体験を活かした事業を促進し、耕作放棄地や未利用農地の活用を推進する。
- 担い手不足などの問題を抱える農家への支援や新たな農業の担い手育成のため、農業協同組合や関係機関、農業者との連携を深め、後継者づくりの推進、援農ボランティア制度の拡充など、持続的な農業の推進を図る。
- 農業の生産性を高めるため、農業生産基盤整備、設備の近代化、先端的な農業技術の導入などに支援する。
- 農業経営者の安定収入を図るための確保策をすすめる。

- 農業者と大学の技術を連携し、地域特性を活かした個性ある品種の開発や普及を支援する。
- 環境保全型農業を推進するとともに、地元農産物の消費拡大を図るため、交流型農業施設の整備を支援し、地産地消のシステムづくりへの取り組みをすすめる。
- 環境に配慮した畜産業振興のための施設整備をすすめる。
- ブランド野菜である「湘南野菜」の販売を促進するための施策を推進し、青果小売商や市場の活性化を支援する。
- 中央卸売市場の経営改善及び再編整備をすすめる。

[漁業]

- 漁業の担い手となる青壮年層の育成、漁業経営の改善と近代化及び漁業協同組合の体質強化を支援する。
- 漁業の近代化や合理化、魚介類の衛生管理の向上、出荷管理の改善などを図り、つくり育てる漁業、いわゆる栽培漁業を促進することにより、安定した漁獲量の確保を支援する。
- 操業の安全性を図り漁業の生産性を上げるため、漁場の環境を整備するとともに、漁業活動の根拠地としての片瀬漁港の整備をすすめる。

到達目標

- 農地保全と都市農業の充実
- 漁業の生産性の向上

主要な事業

- 後継者育成及び援農普及推進
- 農業生産基盤の整備支援
- 産学連携事業の促進
- 環境保全型農業の支援
- 地域農業交流普及の推進支援
- 共同堆肥化施設の整備
- 中央卸売市場の経営改善
- 漁業経営の改善支援
- 栽培漁業の促進支援
- 漁場・漁港の整備

*「中高年ホームファーマー」…神奈川県の実業で、耕作されなくなった農地を県が農家から借り受け、農園を開設し、体験研修や実践研修を通じて活動者の健康や生きがいの場を提供するとともに、耕作放棄地を防止し農地の保全を図る。

基本目標3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

1. コミュニティと共存する産業の支援

2) 地元密着型商業の活性化の支援

施策の目的

地元商店街を活性化することにより、都市拠点地区及び地域に活気と魅力を増すことを目的とする。

現状と課題

- 商業統計調査では、小売業年間商品販売額や小売店舗数が減少傾向にある。
- 周辺郊外型大型商業施設の進出などにより、市内小売業が厳しい状況におかれている。
- コンビニエンスストア、インターネットによる電子取引など新たな業態の商業活動が勢いを増している。
- 商店街で楽しく、安心・快適に買い物などができるよう基盤整備が必要である。
- 地域商店街においては、周辺地域の買い物客を引きつける新たな工夫が必要である。
- 個店顧客の拡大に向け、時代に即した新たな取引、流通を検討する必要がある。
- 都市拠点地区の商店街においては、新たな顧客（市外顧客）の集客力を高めることが必要である。
- 藤沢らしい個性ある特産品の発掘が望まれる。

施策の内容

- ショッピングモール化をはじめとする商店街の基盤施設の整備及び駐車場、街路灯、防犯カメラなどの設置、維持管理を支援する。
- 商店街の空き店舗の有効利用、地域に存在する歴史・伝統・文化・自然・景観など多彩な資源を活用したイベントなど、地域のふれあいとコミュニティを大切にした事業を支援し、地域密着型商店街づくりをすすめる。
- ICカード*1やインターネットを活用したe-ビジネス*2への取り組みを支援する。
- 都市拠点地区の商店街では、整備されている資源を活用し、全国規模のイベントを開催し、市外顧客の集客力を高める。
- 個性ある商品開発や商店街活性化プランなど、個店や商店街が企画する事業の実現に向けた支援を行う。

到達目標

- 楽しく快適な買い物環境の創出による商店街の活性化

主要な事業

- 商店街の基盤施設の整備支援
- 地域ふれあい推進事業、空き店舗活用支援事業への支援
- 湘南藤沢まちかど音楽祭事業への支援
- 商店街・個店ビジネスコンテスト事業への支援

*1「ICカード」…プラスチックのカードにIC（集積回路）チップを埋め込んだもの。

*2「e-ビジネス」…eはエレクトロニクス。インターネットを活用して行うビジネスの総称。



湘南藤沢まちかど音楽祭

基本目標3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

1. コミュニティと共存する産業の支援

3) 中小企業の自立化の支援

施策の目的

資金、技術、人材などの面で、中小企業の自立化を支援し、市内経済の安定化に寄与する。

現状と課題

- 中小企業のための融資制度については、金融機関と緊密な連携をとりながら、利用範囲、貸付利率、貸付期間などについて、より利用しやすくなるよう努めていく必要がある。
- 小規模な企業に対して緊急に必要な資金確保に対応するための融資制度を充実する必要がある。
- 中小企業に対しては、経済状況や地域特性に合わせた技術・経営・IT向上への支援を、さらに強化する必要がある。
- 中小企業における従業員の定着化を図る諸施策が必要である。

- 中小企業経営者及び従業員のために福利共済事業を充実する。
- 市内企業の活用をすすめる。

到達目標

- 中小企業のための融資制度の充実、技術力・経営力の向上及び従業員の定着化

主要な事業

- 中小企業融資制度の運営
- 小売店等小企業緊急資金融資制度の運営
- 中小企業の技術力・経営力をレベルアップさせるための研修事業等の実施
- 中小企業従業員等福利共済事業の充実

施策の内容

- 中小企業に対する融資制度の充実を図るとともに、融資利用者の負担軽減を図るための利子補助・信用保証料補助を行う。
- 小規模な企業に対し、緊急に必要な融資制度をより充実する。
- 本市特有の地域性を活用し、中小企業の技術や経営向上に向けた研修などを実施し、県や関係機関とも連携し、中小企業の育成を支援する。

中小企業融資状況

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
中小企業振興資金 (経営に必要な一般的運転資金及び設備資金)	64件 445,460千円	48件 298,900千円	39件 247,000千円	65件 463,620千円	69件 690,950千円
経済変動対策特別資金 (急激に売上が減少している事業者のための資金)	41件 291,070千円	47件 250,880千円	33件 187,490千円	31件 194,000千円	25件 158,975千円
小売店等小企業緊急資金※ (小売店等小企業者が緊急に必要とする事業資金)	50件 121,900千円	41件 102,200千円	25件 56,700千円	31件 69,000千円	26件 54,900千円
その他の資金	5件 48,300千円	5件 83,712千円	4件 68,000千円	5件 107,000千円	3件 42,800千円
計	160件 906,730千円	141件 735,692千円	101件 559,190千円	132件 833,620千円	123件 947,625千円

※(財)藤沢市生活経済公社による直接融資

資料：産業振興課

2. 湘南の顔になる産業の支援

1) 江の島・湘南海岸の活性化の支援

施策の目的

湘南の顔になる江の島・湘南海岸の観光資源を整備充実させて魅力を高め、観光客の誘客拡大に努めることにより、地域の活性化を図る。

現状と課題

- 江の島・湘南海岸は年間1千万人近くが訪れる観光地であり、また、200万人を超える海水浴客でにぎわう日本を代表する海水浴場である。
- 新たな江の島展望灯台の完成、江の島サムエル・コッキング苑のオープンなど江の島頂上部の再整備がすすみ、魅力ある観光地として生まれ変わった。
- 江の島・湘南海岸だけでなく、四季折々の藤沢の魅力を伝えるとともに、広域的な視点から観光産業の振興を図る必要がある。
- 整備充実がすすむ新たな観光資源と既存の観光資源との連携を図り、観光客受け入れ環境を整備し、日帰り型の観光地から、宿泊をして楽しめる観光地へ向けた取り組みと、近隣自治体と連携した周遊型観光の拠点となる取り組みが必要である。
- 片瀬海岸・鵜沼海岸など、全国的に有名な海水浴場あるいは最近のマリンスポーツの場を将来的に魅力あるものにする必要がある。
- 交通渋滞、ゴミ、海浜での事故などへの対策が必要である。

施策の内容

- 観光施設の整備などをすすみ、江の島・湘南海岸を訪れる観光客へのサービスを向上する。
- 地元の観光業者等と一体となり、藤沢の四季の魅力を紹介する観光キャンペーンを強化していく。
- 広告宣伝・各種イベントなどを行い、江の島・湘南海岸への観光客・海水浴客の誘致を行う。
- 地域経済や観光振興に大きな効果があるフィルム・コミッション*事業を充実させ、藤沢のPRを積極的にすすめる。
- 江の島をはじめ、市内にある史跡などの保存や活用に努め、多様な市内の観光資源への誘導をすすめる。
- 海水浴・マリンスポーツなどの場である、海水浴場の安全と衛生対策を実施し、観光客が安心して楽しめるようにする。
- 「藤沢 海・浜のルール」の啓発に努める。

到達目標

- 湘南の顔になる観光地としての江の島・湘南海岸

主要な事業

- 観光資源、観光施設の整備
- 誘客宣伝
- 湘南藤沢フィルム・コミッション事業の推進
- 観光史跡の保存

*「フィルム・コミッション」…映画・TVドラマ・CMなどのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズにするための環境整備など支援を行う機関。



観光キャンペーン

基本目標3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

2. 湘南の顔になる産業の支援

2) 既存産業の新たな展開の支援

施策の目的

既存産業の国際化、高度化への対応を図ることによって、地域経済の活性化をめざす。

現状と課題

- 産業構造の変化に伴い、市内企業の転出が相次ぎ、製造品出荷額の低下、事業所数、従業員数の減少など、産業の空洞化がすすみ、既存産業の成長が低下している。
- 国際化、情報化、技術革新が急速に進み、企業を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している中、品質管理・環境管理など、世界標準を超える技術レベルの向上が求められている。
- 独自の技術をもつ企業、あるいは大学等と連携して新しい技術を生み出すタイプの企業への転換が求められている。
- 地域の産業をリードする人材の育成や、新たな時代に即した経済団体の活性化が求められている。

施策の内容

- ISO9000(品質管理)・ISO14000(環境管理)認証取得に対する支援など、経済の国際化に対応できるよう企業を支援する。
- 中小企業の特許取得を推進し、企業間あるいは大学と企業とのマッチング支援や、技術研修・技術指導の提供推進など、産・学・官の連携のもと、既存産業のレベルアップを支援する。
- 藤沢商工会議所、(財)藤沢市産業振興財団など地域の経済団体と企業との連携強化と、産業情報の発信と活用を支援する。
- 新たな時代に即した地域経済団体の体制拡充などに支援する。

到達目標

- 産業構造の変化に対応できる既存産業の強化と転換支援

主要な事業

- ISO認証取得の支援
- 既存産業のレベルアップ支援
- 新製品開発及び特許取得の推進
- 産学連携マッチングコーディネート*事業の推進
- 関係団体等と企業との連携の支援

*「マッチングコーディネート」…ここでは、大学と企業の間で製品や技術の開発について、橋渡しや調整を行う機能。



ふじさわ産業まつり

基本目標3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

2. 湘南の顔になる産業の支援

3) 都市拠点の機能強化と活性化の支援

施策の目的

藤沢・辻堂・湘南台の駅周辺を産業構造の変化に対応するように必要な都市機能の更新と強化を図り、湘南の顔になる都市拠点をめざす。

現状と課題

- 藤沢の中心で商業・業務の集積の高い藤沢駅は、3線合わせて一日約34万人、市北部の中心、湘南台駅は3線合わせて一日約13万人、西の玄関駅、辻堂駅の利用は一日約9万人である。これらの駅周辺では、産業構造の変化や車利用の郊外型大型店の進出の影響を受け、活気や活力が停滞してきている。
- 辻堂駅周辺地区における大規模工場の転出に伴う土地利用転換等によるまちづくりの検討がすすめられており、藤沢のこれからの都市づくりに欠かせない都市機能が求められている。
- 都市基盤が整備されている藤沢駅周辺地区は、現在集積している商業、業務、文化機能等を活かした更なる充実が求められている。また、将来にわたり賑わいの空間を維持できるように商業的な土地利用をいっそう誘導する必要がある。
- 湘南台駅周辺地区は、鉄道3線が乗り入れる交通結節点としての整備や都市基盤が整備され拠点機能が向上しているが、西口周辺の更なる利便性の向上が課題である。

施策の内容

- 都市拠点地区でのこれまでの商業・ビジネス・行政・文化の集積を維持充実し、さらに活性化させる。
- ITを活用し自宅や小さな事務所で仕事をする形態（SOHO）をささえる情報通信機能、オフィスサービス機能を強化し、都市拠点地区でのビジネス集積を促進する。
- 都市拠点地区において商業の活性化を図り、賑わいと活気をとれもどす。
- 鉄道・道路など交通の拠点としての有利性を活かした機能をさらに充実させる。
- 大規模工場跡地を活用し、本市の新たな産業創出の場として、研究開発、複合的・広域的な都市機能を集積した都市拠点の形成を図る。

到達目標

- 湘南の顔になる都市拠点地区の活性化

主要な事業

- 都市拠点地区における機能強化と活性化の促進
- 都市再生特別措置法に基づく辻堂駅周辺地区の新たな都市拠点の形成
- 藤沢駅周辺における土地有効利用の促進



藤沢駅周辺



湘南台駅周辺



辻堂駅周辺

基本目標3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

2. 湘南の顔になる産業の支援

4) 新たな産業集積と雇用の創出

施策の目的

市内産業の空洞化が進む中、新たな産業立地を促進し、産業基盤を再構築するとともに、新たな雇用の場の確保や雇用の創出を図り、地域活力を創造する。

現状と課題

- 市内主要企業の転出や操業停止が相次ぎ、産業の空洞化がすすんでいる。
- 製造品出荷額の低下、事業所数、従業員数の減少などは、市内経済への影響だけでなく、本市の財政基盤や都市構造にも大きな影響を与えている。
- 工場跡地への新たな産業を導入するための方策が急務である。
- 辻堂駅周辺地区においては、研究開発を中心とした企業の立地促進が課題であり、これからの都市づくりに欠かせない新たな都市機能の導入が求められている。
- 大学の立地特性を活かし、企業と大学との連携による、新事業、新産業の創出が求められている。
- 産業基盤の再構築のためには、高速交通へのアクセスの向上など、都市基盤の整備が必要である。
- 藤沢公共職業安定所管内の有効求人倍率が低迷するなど、雇用環境の改善が遅れている。
- 雇用対策法の改正により、自治体が雇用施策を確立することが求められている。

施策の内容

- 研究開発型を中心とした企業立地等の促進にむけた施策を推進する。
- 新たな都市拠点の形成を図るため、都市機能の集積を図る。

- 関係機関と連携して、産業の活力を支える交通ネットワーク等の都市基盤の整備を検討する。
- 大学・研究機関・企業等との連携による、技術やソフトなどの新規共同開発を支援し、新産業の創出を促進する。
- 雇用対策を推進し、雇用・就労機会の拡大を図る。
- 再就職に向け、自己の持つ職業能力を活かすことができる就労対策について検討する。

到達目標

- 産業基盤の再構築と雇用の拡充による湘南の新しい活力の創造

主要な事業

- 企業立地等の促進にむけた税の軽減策や助成制度等の実施
- 辻堂駅周辺地区への新たな都市機能の導入
- 関係機関との連携による交通基盤の整備促進
- インキュベーション*機能の充実
- 無料職業紹介などの雇用対策の推進
- インターンシップ等若年層の雇用対策の推進

*「インキュベーション」…起業化支援。新規開業の企業や事業に対する支援。

藤沢市の工業の推移

年	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数(社)	指数	実数(人)	指数	実数(百万円)	指数
平成元年	544	100	41,571	100	2,101,573	100
平成2年	562	103	39,729	95	2,301,297	109
平成3年	545	100	41,925	100	2,168,417	103
平成4年	524	96	40,755	98	2,402,685	114
平成5年	528	97	38,962	93	2,321,341	110
平成6年	494	90	38,004	91	2,230,946	106
平成7年	494	90	36,970	88	2,098,715	99
平成8年	472	86	34,813	83	2,086,493	99
平成9年	455	83	35,395	85	2,127,290	101
平成10年	471	86	34,389	82	1,769,510	84
平成11年	447	82	32,999	79	1,573,841	74
平成12年	445	81	31,959	76	1,618,683	77
平成13年	411	75	29,226	70	1,437,702	68
平成14年	382	70	25,966	62	1,169,807	55
平成15年	381	70	24,078	57	1,071,628	50

※従業者4人以上の事業所を対象。指数は平成元年を100とした数値。

資料：「藤沢市の工業」

基本目標 3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

3. 21世紀型新産業の創出の支援

1) グローバルスタンダード*1で競うベンチャー企業*2の支援

施策の目的

世界に通用する新しい分野の産業を創出し、活力ある地域経済の確立と雇用の創出を図る。

現状と課題

- 地域の高いポテンシャルを活かしながら、グローバルに活動する企業の創出が望まれている。
- 新産業創出や起業化の支援を積極的に行う組織・制度などを充実する必要がある。
- 新産業創出や起業化に必要な技術・資金・経営・人材などの支援の充実が必要である。

施策の内容

- 市内大学と連携し、「大学連携型インキュベーション」施設を整備し、新産業あるいはベンチャー企業の創出を支援する。
- 産業界、大学及び公的機関などが結集して組織する湘南新産業創出コンソーシアム*3における事業を支援する。
- ベンチャー企業育成のために、県や関係機関とも連携し、技術アドバイス・資金・インキュベータ*4・人材など各種の支援制度を充実する。

到達目標

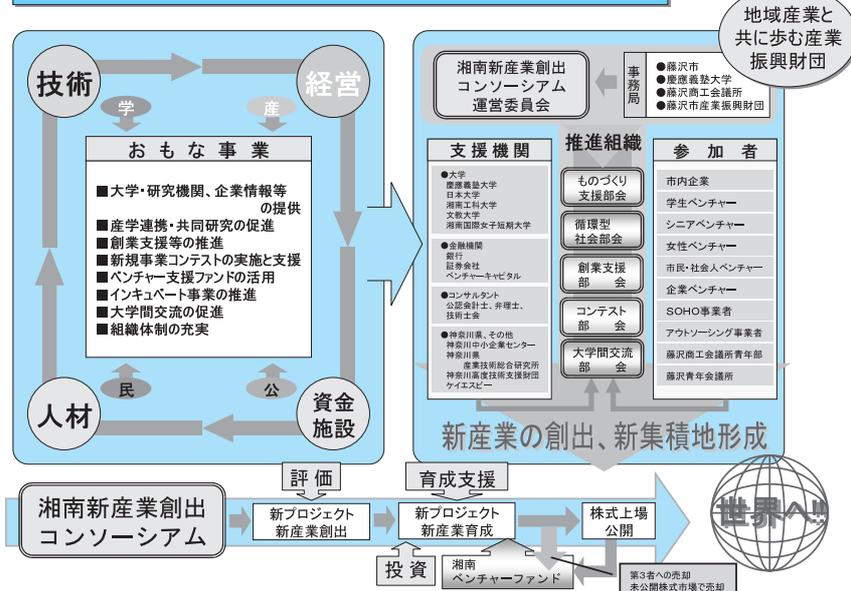
- 藤沢の特性を活かしたグローバルに展開するベンチャー企業の創出

主要な事業

- 大学連携型インキュベーション事業の支援
- インキュベーション機能の充実
- 新産業の創出支援
- 湘南新産業創出コンソーシアム事業の充実
- 県や関係機関とも連携した、起業家への資金面・技術面・経営面における支援

- *1「グローバルスタンダード(世界標準)」…経済のグローバル化(国際化)を背景にした世界で通用する基準(標準)のことで、制度を世界標準化する動き、商品などを世界標準化することでシェアを拡大する動きなどがある。
- *2「ベンチャー企業」…独創性、新規性、革新性が高い技術、製品、サービス経営システムなどにより、リスクを負いながら新規市場の開拓をすすめる中小企業のこと。
- *3「湘南新産業創出コンソーシアム」…新産業の創出を支援するための仕組みとして、産・学・官・民による共同体として設立された組織。藤沢市産業振興財団が運営。
- *4「インキュベータ」…“生まれたばかりの乳児を育てる保育器”の意から、起業化を支援する施設や機関。

湘南新産業創出コンソーシアム イメージ図



基本目標3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

3. 21世紀型新産業の創出の支援

2) コミュニティ志向のベンチャー企業の支援

施策の目的

情報、福祉、環境などの分野で、地域や生活に密着した課題の解決を図る新しいビジネスの起業化を支援することで、地域の経済活動の活発化と市民生活の充実を図る。

現状と課題

- 若者、中高年層、女性などの地域や生活に密着した起業化への強い意欲と、生活密着型のサービスの需要を結びつけ、可能性を活かす機会がまだ少ない状況である。
- コミュニティ志向の起業家に対する支援を積極的に行う組織や制度などが整備されていない。
- これまで、地域や市民生活の場において、課題解決に取り組んできた行政のアドバイスが、コミュニティ志向の起業化には不可欠である。

到達目標

- 地域・コミュニティ・市民生活に関わる課題解決に取り組むコミュニティ志向の起業家育成

主要な事業

- コミュニティ志向のベンチャー企業の発掘
- 地域活動に立脚した起業家やNPO等に対する相談機能・経営等の支援強化
- コミュニティ志向の起業化に対する行政の協力等支援

施策の内容

- コンソーシアム事業のビジネスコンテスト*1などを活用し、意欲とアイデアを持ったコミュニティ志向の起業家育成に支援する。
- コミュニティ志向の起業化促進のため、NPO*2等との連携も図り、技術・経営・資金・人材などについて支援する。
- 地域・コミュニティ・市民生活の様々なサービスの課題解決について、行政がアドバイス等の協力と支援を行う。

*1「ビジネスコンテスト」…湘南新産業創出コンソーシアムにおいて、起業家や新産業の発掘を目的として行われている、多彩なビジネスプランのコンテスト。

*2「NPO (Non Profit Organization)」…民間非営利団体と訳され、営利を目的としない民間団体。



湘南ビジネスコンテスト

基本目標3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

3. 21世紀型新産業の創出の支援

3) 大学・研究機関との連携による企業の支援

施策の目的

知的創造性に満ちた大学・研究機関の協力と指導を得ることにより、市内の企業の成長をさらに促す。

現状と課題

- 市内には、情報通信系、工学系、生物系など今後成長が見込まれる分野を研究する大学があり、新しい産業やビジネスを起こそうとする大学内の組織や、起業化をめざす意欲ある多くの学生がいる。
- 大学・研究機関と市内企業との交流・連携を促進する組織と支援体制の更なる充実が必要である。

施策の内容

- 市内大学と連携し、「大学連携型インキュベーション」施設を整備し、新産業あるいはベンチャー企業の創出を支援する。
- 湘南新産業創出コンソーシアムにおいて、大学・研究機関と企業との連携が促進されるよう、マッチングコーディネートをを行い、市内企業のより高度な展開を支援する。
- 大学・研究機関・企業等との連携による、技術やソフトなどの新規共同開発を支援し、新産業の創出を促進する。

到達目標

- 市内企業と大学・研究機関の協力や連携による市内産業の新しい展開

主要な事業

- 大学連携型インキュベーション事業の支援
- 産学連携マッチングコーディネート事業の推進
- 湘南新産業創出コンソーシアム事業の支援
- インキュベーション機能の充実



大学連携型起業家育成施設（イメージ図）

基本目標3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

3. 21世紀型新産業の創出の支援

4) 新しい産業ゾーンの形成

施策の目的

農業と新産業がともに展開する場を西北部地域総合整備の中で新しい産業ゾーンとして形成する。

現状と課題

- 新しい産業を起こすことにより、雇用と活力をもたらす必要がある。
- 西北部地域の農業も、新しい産業とともに振興していく必要がある。
- 新たな活力・創造の場として、研究機関や事業所の立地誘導に向けた基盤整備をすすめる必要がある。
- 農業人口の減少傾向による耕作放棄地の拡大に歯止めをかける一方で、活力を生み出す新たな産業ゾーンとしての地域づくりをすすめる必要がある。

到達目標

- 新しい産業の拠点整備による産業基盤の強化と雇用の創出

主要な事業

- 新しい産業ゾーンの基盤整備
- 新しい産業ゾーンの形成に資する幹線道路の整備

施策の内容

- 産業基盤を強化し雇用を確保するため、新しい産業ゾーンを西北部地域に整備する。



新産業の森周辺



宮原耕地周辺

基本目標4

安全で安心して 暮らせるまち

1. めくもりのある福祉社会の構築

- 1) とともにささえあう地域福祉の推進 63
- 2) 高齢期の生きがい確保と自立への支援 64
- 3) 「すべての人の個性が輝くまちへ」の実現..... 65
- 4) 子どもが健やかに育つ環境づくりと子育て支援 66
- 5) だれもが自立する生活への支援 67

2. 健康をささえる保健医療の充実

- 1) 安心できる地域医療のしくみづくり 68
- 2) 生涯にわたる健康づくりの支援 69

3. くらしを守る市民生活への支援

- 1) 総合的な人権施策の推進 70
- 2) 安心して働ける環境づくり 71
- 3) 賢い消費生活の推進 72
- 4) 市民相談で暮らしの充実 73
- 5) 犯罪を未然に防ぐまちづくり 74

4. だれもが住み続けたいまちづくり

- 1) 地区別まちづくりの推進 75
- 2) 緑のネットワーク空間の整備 76
- 3) 魅力ある都市景観の形成 77
- 4) だれにも優しいまちづくりの推進 78

5. 災害に強いまちづくり

- 1) 災害に強い都市構造の構築 79
- 2) 防災体制の整備 80
- 3) 消防・救急体制の整備 81



基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

1. めくもりのある福祉社会の構築

1) とともにささえあう地域福祉の推進

施策の目的

高齢者や障害者をはじめ、だれもが住み慣れた自宅や地域で家族や友人とともに自立した心豊かな生活を送れるよう、多くの市民や団体が様々な形で福祉活動に取り組み、ともに助けあいささえあう、だれにもやさしい福祉社会を構築する。

現状と課題

[地域福祉]

- 75歳以上の後期高齢者が増加し、保健福祉サービスの増大が見込まれる。
- 少子化、高齢化、核家族化や高齢単身世帯の増加、地域社会との交流の希薄化などによる家族的介護機能が低下しており、それを補うための人材の確保が求められている。
- 市民の福祉活動、ボランティア活動の広がりや参加意識の高まりのなかで、団体や市民などが行う福祉活動の身近な拠点づくりや情報提供が求められている。
- 地域福祉計画に基づき市民が互いに支え合いだれもが安心して生活できる地域社会づくりが必要である。

[社会保険]

- 高齢社会を迎え在宅生活の支援や総合的な介護予防の仕組みが必要となっている。
- 介護保険の円滑な推進を図るための情報提供や総合的な相談機能の充実が求められている。
- 高齢社会の進展に伴い認知症等の増加が考えられることから、地域に密着した支援の充実が求められている。

施策の内容

[地域福祉]

- 福祉をささえる人材を養成し、確保する。
- 福祉団体等の育成と福祉活動への支援の充実を図る。
- 福祉活動やボランティア活動への参加意識を啓発する。
- 福祉情報提供、相談機能の充実を図る。
- 地域福祉活動のための施設を検討する。
- 地域福祉を推進するための地域団体を中心としたネットワークの整備や地域活動を推進する。

[社会保険]

- 社会保険制度を円滑に運営する。
- 介護保険制度の円滑な推進を図る。
- 介護予防事業の推進を図る。
- 地域に密着した支援の展開を図る。

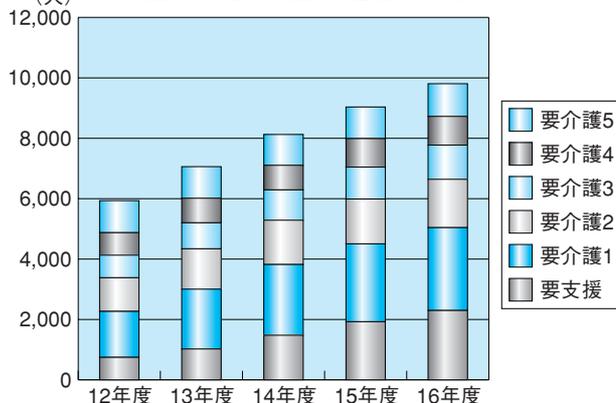
到達目標

- だれもが自宅や地域で、健康で生きがいのある生活を送れるまちの実現
- 一人ひとりの自主的、主体的な福祉活動が展開され、身近な地域でお互いに思いやり、助け合うだれにもやさしい福祉のまちの実現

主要な事業

- 地域福祉計画に基づく地域福祉の推進
- ボランティア育成支援
- 保健福祉医療の総合相談
- 地域福祉推進のための相談事業の充実やネットワークの推進
- 介護保険、国民健康保険、国民年金、老人保健の各事業
- 介護保険の円滑な実施

介護保険要介護認定者数の推移



資料：介護保険課

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

1. めくもりのある福祉社会の構築

2) 高齢期の生きがい確保と自立への支援

施策の目的

高齢者が生きがいをもって自立した生活をおくり、また地域のなかでみまもりあい、ささえあって、いきいきと日々の暮らしをすごすことができる環境づくりをすすめる。

現状と課題

- 健康への関心が高まる中で、高齢者の健康づくりの推進により疾病予防のニーズが高まっている。
- 高齢社会に対応する生活支援サービスと施設整備の充実や老朽施設の改修が求められている。
- 高齢者施策の内容を見直し、高齢者のニーズに応じた重点的な事業展開をすすめる必要がある。
- 総合的な相談体制や情報提供を充実し、利用しやすく、また効率的で質の高いサービスの提供が求められている。
- だれもが積極的に地域活動に参加し、生きいきと暮らすための支援システムの整備をする必要がある。
- 就業機会の拡大・確保、老人クラブの加入率の向上を図る必要がある。
- 社会問題化している、高齢者の生活を阻害し人権を侵す高齢者虐待に対し、防止策を講ずる必要がある。

施策の内容

- 高齢者の生活を支援するサービスを充実する。
- 高齢者の保健福祉施設の整備を促進する。
- 高齢者へのサービス提供体制を整備する。
- 高齢者を地域でささえる環境を整備する。
- 高齢者が積極的に参加できるボランティア活動やふれあい活動等社会参加を推進する。
- 高齢者の就業機会の拡大や確保とともに生涯学習や生きがい対策を推進する。
- 高齢者虐待防止ネットワークを構築するとともに、専門相談窓口を設置する。

到達目標

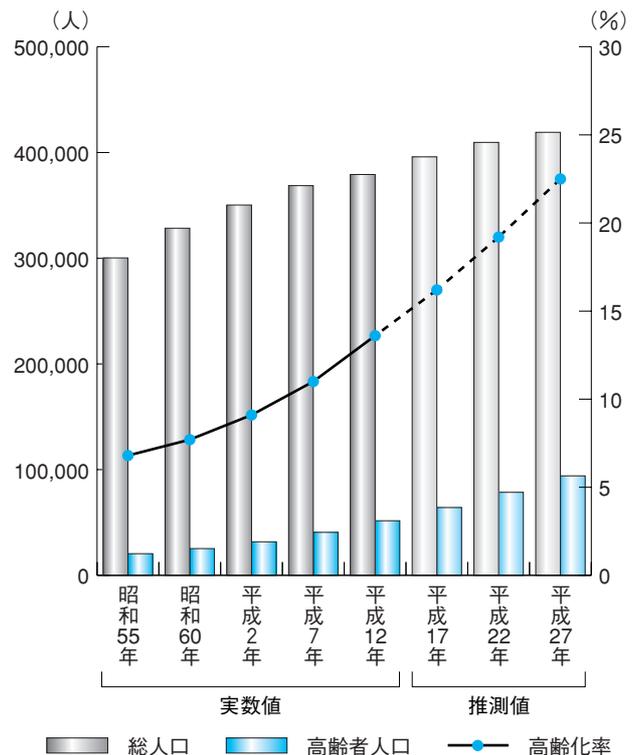
- 住み慣れた地域でささえあいながら、高齢者が生きがいをもって暮らし続けられる環境
- 高齢者のニーズに的確に対応し、安心して質の高い福祉サービスの提供が図れる体制の整備

主要な事業

- 高齢者の生活を支援するサービスの充実
- 高齢者の保健福祉施設の整備
- 地域貢献等の視点からの就労や生きがい対策とふれあい事業の推進
- 関係機関や関係団体によるネットワークの推進
- 虐待防止の推進

高齢者数と高齢化率の推移

(各年1月1日現在)



資料：高齢福祉課

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

1. めくもりのある福祉社会の構築

3) 「すべての人の個性が輝くまちへ」の実現

施策の目的

障害のある人もない人も地域の中で共に生活し、すべての人の個性が輝けるよう、障害者の日常生活の支援と社会参加を促進する。

現状と課題

〔障害福祉の総合的推進〕

- 障害者福祉長期行動計画の推進が求められている。
- 障害者の自立支援に向けた取り組みが求められている。
- 障害者が自己決定するための支援を図るために、相談支援体制の整備とケアマネジメント体制の確立が求められている。
- 市療育相談の保健所への移転に伴い、一層の保健・福祉等の連携と機能の充実が求められている。
- 障害の有無にかかわらず、だれもが安心して生活できるよう、様々な分野における社会のバリアフリー化が求められている。

〔居宅サービス等〕

- 障害者の日常生活への支援のため統合保育対象児の受け入れ体制の充実が求められている。
- 障害児者のライフステージに沿った様々な課題を把握し、身体障害、知的障害、精神障害等の障害特性に応じたサービスの推進が求められている。
- 障害者本人への支援と家族支援の充実が求められている。
- 発達障害者等に対する支援が求められている。
- 地域の中で安心して暮らすための在宅サービスの充実と社会参加や就労の場の拡大が求められている。
- 一般開業医で対応困難な障害者の医療受診者数が増加し、特に子どもへの日常的な診療に対する対応策が求められている。

〔施設サービス等〕

- サービス提供体制や内容の多様化により、ふれあいセンターの役割やあり方の検討が必要となっている。
- 指定管理者制度の導入により太陽の家の効果的な運営が求められる。
- 障害者本人の意向を尊重し、地域生活への移行を視野においた施設機能のあり方や親亡き後の支援が求められている。

施策の内容

〔障害福祉の総合的推進〕

- 障害者福祉長期行動計画を推進する。
- 障害者自立支援の充実を図る。
- 生活支援、相談体制のネットワーク化とケアマネジメ

ント体制の整備を図る。

- 身近な療育機関として地域の相談機関と連携を図り、児童、保護者への個別ニーズに対応できるよう、療育相談機能の充実を図る。
- 社会のバリアフリー化を推進するため、市民や関係機関への啓発事業の充実を図る。

〔居宅サービス等〕

- 地域における健全育成施策を推進し、障害児保育を充実する。
- 障害児の放課後支援等を推進する。
- 障害児者の在宅サービスを充実する。
- 精神障害者施策の充実を図る。
- 社会参加を促進するための外出支援サービスの検討を進める。
- 発達障害者支援法に基づく支援のあり方や認識を深めるための検討を進める。
- 福祉的就労や就労支援体制の充実を図る。
- 障害者医療の整備、充実を図る。

〔施設サービス等〕

- 太陽の家の指定管理者制度導入により民間活力を生かした即応性と柔軟性のある市民ニーズに対応したサービスの提供を図る。
- 障害者の地域生活への移行を視野においた施設機能の効率的な活用を図るとともに居住支援を推進する。

到達目標

- すべての人の個性が輝くまちの実現

主要な事業

- 障害者福祉長期行動計画の推進
- 障害者自立支援等の推進
- 生活支援や就労支援のための相談体制やネットワーク化とケアマネジメント体制の整備
- 市の療育相談事業の推進
- 心のバリアフリー事業の推進
- 障害児放課後支援等事業の推進
- 障害児者の在宅サービスの充実
- 指定管理者制度に基づく太陽の家の効果的で適正な運営
- 障害者施設の整備と居住支援の推進

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

1. めくもりのある福祉社会の構築

4) 子どもが健やかに育つ環境づくりと子育て支援

施策の目的

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成されるため、すべての家庭が安心して、いきいきと子育てができる環境づくりをすすめる。

現状と課題

- 少子高齢社会が進む中で、次世代育成支援対策推進法が制定され、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成が望まれている。
- 次世代育成支援に向け、市民や関係機関と連携を図り、総合的な子育て支援に向けた行動計画の実施が求められている。
- 女性の就業率の上昇、生活様式の変化などにより、多様な保育需要への対応が求められている。
- 入所待機児の解消、統合・交流保育の推進、給食の安全性、施設の改築や改修が求められている。
- 核家族化による子育て環境の変化に対応する支援機能の強化が望まれている。
- 乳幼児、小学生をもつ親の情報交換や子ども同士の触れあいの場づくりが地域のなかで望まれている。
- 虐待防止も考慮した、親を孤立させない地域ぐるみでの支援が必要になっている。

施策の内容

- 次世代育成支援を推進するために、地域ぐるみで子どもや子育てを支えるための意識啓発を図る。
- 次世代育成にかかる子育て支援の環境改善を図り、支援内容を充実する。
- 次世代育成支援を踏まえ、延長保育等保育内容を充実する。
- 次世代育成支援を踏まえ、保育所の整備及び機能の拡大を図る。
- 法人立保育所などの助成を推進する。
- 母子、父子等ひとり親家庭への生活援助等を充実する。
- 母子家庭の自立や就労を支援する。
- 統合・交流保育の拡大などにより障害児の健全育成を推進する。
- 福祉関係諸団体や児童相談所等関係機関との連携や地域福祉の推進を図り子育てのための相談体制の充実等、環境改善を図る。

- 児童虐待の予防や早期発見、対応を図るため関係機関等による虐待防止ネットワークの充実を図る。

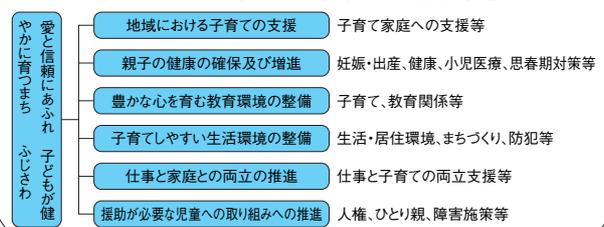
到達目標

- 安心できる子育て環境の実現

主要な事業

- 次世代育成支援の啓発
- 次世代育成支援行動計画の推進
- 公立保育園の充実や整備の推進
- 法人立保育所の助成事業の推進
- 次世代育成に向けた子育て支援の充実
- 待機児解消事業の推進
- 地域子育て支援センター事業の充実
- 子育て支援の相談体制の拡充
- ファミリーサポートセンター事業の推進
- 児童虐待防止対策事業の充実

藤沢市次世代育成支援行動計画の体系(略)



地域子育て支援センター風景

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

1. めくもりのある福祉社会の構築

5) だれもが自立する生活への支援

施策の目的

生活に困窮し援護を必要とする人及び住宅に困窮する低所得者に対して、健康で文化的な市民生活を送ることができるように支援する。

現状と課題

- 社会経済情勢により生活保護者が増加しており、その援護が必要である。
- 高齢世帯の増加により、高齢者向けの設備のある住宅の整備が必要である。
- 住宅に困窮する低所得者、高齢者、障害者及び母子世帯に対しては、低廉な家賃で住宅を提供する必要がある。
- 老朽化した市営住宅の修繕や住環境の改善が必要である。

到達目標

- 援護を必要とする人の自立と最低生活の保障
- 借上げ公共賃貸住宅を含む市営住宅の確保促進（応募倍率の低減）

主要な事業

- 生活保護
- 市営住宅（借上げ公共賃貸住宅を含む）の整備
- 既設市営住宅の住環境整備

施策の内容

- 援護を必要とする人へ生活保護法による扶助を行い、その自立を支援する。
- 高齢者や障害者等に配慮した市営住宅（借上げ公共賃貸住宅を含む）の整備を図る。



- 生活困窮者への支援
- 住まいの確保
- 市営住宅の環境整備



借上げ公共賃貸住宅「マカラプア鶴沼」



藤沢市営「遠藤第一住宅」

2. 健康をささえる保健医療の充実

1) 安心できる地域医療のしくみづくり

施策の目的

一人ひとりが安心して暮らせるよう、医療体制の整備、充実を図る。

現状と課題

- 病院と診療所などの地域医療連携体制の強化が必要である。
- 地域医療支援病院としての市民病院の機能強化が必要である。
- 安心して生活できる救急医療体制が求められており、特に三次救急機能を含めその整備が課題となっている。
- 健康の森への高度医療施設の開設が求められている。
- 高齢者、障害者、ひとり親や小児に対する医療費の助成が求められている。
- 国の医療行政の改革による医療費の増大が懸念される。
- 救命救急患者の存命率の向上の必要性が高まっている。

施策の内容

- 地域医療ネットワークを構築する。
- 救急医療を充実する。
- 地域医療支援病院としての市民病院の機能を強化する。
- 高度医療施設の整備促進を図る。
- 高齢者、障害者、ひとり親や小児に対する医療費を助成する。
- 医療と救急体制の連携を検討する。

到達目標

- 市民がいつでも適正な医療サービスを受けられる医療ネットワークを構築し、市内医療機関との機能分担による市民が安心して暮らせる医療供給体制の確立
- 緊急時の医療体制の整備充実

主要な事業

- 地域医療ネットワークの構築
- 救急医療供給体制の確立
- 市民病院の施設整備や体制整備等の機能強化
- 救命救急センター等の整備事業
- 高度医療施設の整備促進
- 医療費の助成



平成18年度完成予定の救命救急センター（完成予想図）

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

2. 健康をささえる保健医療の充実

2) 生涯にわたる健康づくりの支援

施策の目的

健康づくり事業をより利用しやすいものにして、積極的な普及を図り、だれもが健康に暮らせるように、病気にならない身体づくりを推進する。

現状と課題

- 高齢社会を迎え誰もが健康で充実した生活が送れるよう健康づくりが重要となっている。
- 健康教育、基本健康診査、がん検診、機能訓練事業、介護予防事業、健康づくり事業の連携を図り、各事業を効果的にすすめていく必要がある。
- がん検診の受診率の向上と精度管理をさらに充実する必要がある。
- 予防接種の接種率の向上が必要である。
- 介護保険法による介護と老人保健法による訪問指導、機能訓練などとの十分な連携と併せ、介護予防をすすめていく必要がある。
- 栄養改善などに配慮し、食生活からの健康づくりの向上が求められている。
- 市保健所の開設に伴い保健所機能の整備が求められている。
- 市民の健康づくりを推進するため、保健所開設に併せ、南北保健センターの機能整備をすすめる必要がある。

施策の内容

- 予防に力を入れた循環型健康づくりやライフステージに合わせた健康づくりを推進する。
- 健康診査や母子保健の充実を図る。
- 予防接種を推進する。
- 訪問指導、機能訓練、介護予防を充実する。
- 保健所機能の整備をすすめる。
- 南北保健センター機能の整備を図る。

到達目標

- 乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージのなかで健康保持と疾病の早期発見ができる体制の構築

主要な事業

- 健康づくりの推進
- 循環型健康づくり事業の推進
- 母子保健の充実
- 訪問指導や機能訓練の充実
- 保健所機能及び保健センター機能の整備



両親学級

3. くらしを守る市民生活への支援

1) 総合的な人権施策の推進

施策の目的

一人ひとりの人権が保障され、お互いが尊重される社会づくりを推進する。

現状と課題

- 同和問題や男女の性差別問題などの人権問題について、個人の権利保護への対応が課題となっている。
- 増加している外国籍住民と連携をすすめることが求められている。
- 成年後見制度なども踏まえ、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの財産管理や生活支援のあり方を検討する必要がある。
- 社会福祉協議会で実施する地域福祉権利擁護事業などと連携し、要援護高齢者や障害者の権利擁護の実現をめざす必要がある。
- 性同一性障害を抱える人たちの人権に配慮し、公文書における性別記載の見直しを行った。
- 配偶者等からの暴力に関する相談は年々増加し、深刻な問題となっている。

- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを活用し、高齢者や障害者の権利擁護をすすめる。
- 関係機関と連携し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護・自立に努める。

到達目標

- お互いの違いを尊重しあえる社会の形成

主要な事業

- 人権啓発の推進
- 職員の研修
- 地域福祉権利擁護事業
- 成年後見制度の利用援助の促進

施策の内容

- 職員や市民向けの講演会、研修会を実施し、県及び県内市町村との連携並びに外国籍住民との連携をすすめるなど、人権教育を推進する。



人権啓発講演会

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

3. 暮らしを守る市民生活への支援

2) 安心して働ける環境づくり

施策の目的

勤労者の働く環境の充実と生活の安定を図る。

現状と課題

- 経済の長期低迷や企業の転出等により、市内の有効求人倍率が低迷するなど雇用環境の改善が遅れており、雇用・就労機会の拡大を支援する必要がある。
- 現在の経済情勢は、雇用就労の問題や賃金をはじめとする労働条件に大きな影響を及ぼしており、労働相談などの支援が必要である。
- 急激な社会情勢の変化に伴い、労働関係法の改正などにより、労働環境が大きく変わってきている。勤労者が安心して暮らせるよう施策の充実を図る必要がある。
- 安心できる生活を維持継続していくためには、勤労者の技能・知識など能力向上への支援が必要である。
- 雇用の安定と労働環境改善のため、関係機関と連携しながら勤労者が安心して働き続けられるよう労働情報の収集や提供、各種補助制度の紹介など支援が必要である。
- 市民生活を根底から支えている技能者が減少している。技能者の社会的意義を再認識し、技能者の社会的・経済的地位の向上を支援する必要がある。
- 高い失業率や離職率、フリーターやニート*1の増加など、若年層の不安定な就労の実態が全国的な課題となり、対応が求められている。

施策の内容

- 雇用対策を推進し、雇用・就労機会の拡大を支援する。
- 労働相談体制の充実を図る。
- 勤労者の福利厚生事業の充実を図る。
- 勤労者の生活安定に寄与する補助制度などの充実を図る。
- 勤労者住宅資金・教育資金利子補助制度の充実を図る。
- 職業能力の開発など勤労者教育の向上を図る。
- 労働条件の改善のため労働情報を収集・提供する。
- 技能の奨励と次世代への継承を図る。

到達目標

- 勤労者が、安心して働き生き生きと暮らせる労働環境の整備

主要な事業

- 就労支援、無料職業紹介、就職面接会などの雇用対策の推進
- 藤沢インターンシップ*2、職人版インターンシップ等若年層の雇用対策の推進
- 労働相談
- 住宅資金及び教育資金の利子補助、生活資金の融資制度
- 資格取得等の技能向上に向けた事業の推進
- 障害者の就労相談、雇用促進
- 湘南パートバンク事業の推進
- 労働関係機関及び労働団体との連携調整
- 技能の振興・奨励

*1 「ニート (NEET) (Not in Employment, Education or Training)」…「職に就いていず、学校機関にも所属せず、就労に向けた具体的な動きをしていない」若者をさす。

*2 「インターンシップ」…学生等が在学中に自らの専攻、将来の進路などに関連した就業体験を行うこと。



若年者雇用対策の講演会

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

3. くらしを守る市民生活への支援

3) 賢い消費生活の推進

施策の目的

消費者自らが確かな知識や判断力を身につけ、情報を正しく理解し、適切に行動できるような環境づくりを行う。

現状と課題

- 平成14年度末で神奈川県藤沢消費生活センターが廃止されたため、平成15年度から相談体制を拡充し、消費生活課を設置し消費者保護事業等に取り組んでいる。
- 多様化する消費者取引の中で、消費者の被害の解決や未然防止または再発防止に努め、消費生活における不安解消を図るための情報提供をすすめる必要がある。
- 食品を取り巻く不安を解消し、市民の健康を守るため食の安全に関する課題について検討し啓発活動をすすめる必要がある。
- 環境に配慮した消費者活動への支援を行う必要がある。
- 各種未納料金や情報料を謳った架空請求や不当請求が社会問題化している。

到達目標

- 安全で安心な消費生活の向上

主要な事業

- 消費生活相談、商品監視などの消費者保護
- 各種講座、消費生活展などの啓発活動
- 消費者団体の育成

施策の内容

- 消費生活相談、商品監視などの充実を図る。
- 各種講座、展示会、消費者大会などによる啓発活動を推進する。
- 消費生活モニター制度の活用をすすめる。
- 消費者団体への支援を行う。
- かながわ中央消費生活センターとの連携を図る。



身近な生活について考えます

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

3. くらしを守る市民生活への支援

4) 市民相談で暮らしの充実

施策の目的

安心して暮らせる市民生活をささえるため市民相談を行う。

現状と課題

- 日常生活上の困りごと、悩みごと相談から法律相談、外国人相談、交通事故相談、人権相談、行政相談、労働相談、建築紛争相談、中小企業相談、登記相談、税務相談、暮らしの法務相談まで市民から持ち込まれる相談内容は多岐にわたっている。
- 多種多様な相談などに対して、的確に対応する必要がある。
- 迅速で効率的な対応をしていくため、相談内容の類型化や類似の相談への回答などについて情報システムの構築が必要である。

到達目標

- 市民からの様々な問題、相談に対するきめ細かな対応

主要な事業

- 暮らしの相談、法律相談、外国人相談、交通事故相談、建築紛争相談、人権相談などの市民相談
- コールセンター*の研究

*「コールセンター」…よくある問い合わせなど行政の内容について、一次的に対応するための施設

施策の内容

- 市政に関する相談及び市民の様々な生活問題についての相談を受け助言を行う。
- 相談に対する庁内対応のシステム化について検討をすすめる。

市民相談の受理状況（件数）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
市 政 相 談	129	93	248	463	425	
一般相談（暮らしの相談）	3,690	3,456	4,226	4,513	4,058	
特 別 相 談	法 律 相 談	1,352	1,376	1,359	1,370	1,269
	交 通 事 故 相 談	182	179	224	211	274
	外 国 人 相 談	3,367	3,375	2,921	2,813	2,583
	そ の 他	924	1,328	1,456	718	534
計	9,644	9,807	10,434	10,088	9,143	

資料：市民相談課

（注）平成15年度の組織改正により消費生活課で消費生活相談を行なっているため、特別相談のその他の件数は減少となっている。

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

3. くらしを守る市民生活への支援

5) 犯罪を未然に防ぐまちづくり

施策の目的

市民と行政が連携し、犯罪防止に取り組む体制づくりを推進するため、防犯活動の支援を行い、犯罪のない明るいまちづくりの推進を図る。

現状と課題

- 市内の刑法犯の件数は、平成元年4,916件であったが平成15年には9,636件でほぼ倍増している。特にひったくりや通り魔的な街頭犯罪や児童・高齢者を狙った犯罪の増加に対し、市民・警察・行政が協働して、犯罪の未然防止に取り組む必要がある。
- 市民が自ら行うパトロール活動が盛んになっているが、こうした地域自主防犯活動への支援が求められている。

施策の内容

- 市民や警察、防犯協会などと連携し、地域の安全を守る。
- 市民によるパトロール活動への支援など、自主防犯活動の推進を図る。
- 自らの安全を自ら守り、防犯ボランティアの育成を含めて防犯意識の高揚を図る。
- 子どもたちを守るための危機管理体制の強化を図る。
- 防犯情報の収集・発信にインターネットなどのITを活用し地域の安全性を高める。

到達目標

- だれもが安心して生活できる地域社会の形成

主要な事業

- 市民が行う防犯パトロール活動の充実・強化
- 防犯ブザーの配布及び貸し出し
- 小学校へ防御用具を備え付け、職員への講習を実施
- 防犯カメラの設置補助
- 防犯ボランティアの育成支援
- ITを活用した防犯情報の提供



市民への防犯ブザーの貸出し

4. だれもが住み続けたくなるまちづくり

1) 地区別まちづくりの推進

施策の目的

成熟社会の中で、福祉、防災、環境、地域交通など多面的な視点から、市民と行政が協働し、きめ細かなまちづくりをすすめ、良好な生活環境の維持管理、整備を図る。

現状と課題

[地区別まちづくり]

- 本市では都市基盤整備をすすめ、必要最小限の生活環境条件（シビルミニマム）を達成し、都市としての成熟段階を迎えようとしている。
- 良好な生活環境を維持していくためには、改めてこの環境を見直し、質的な改善をはかることが必要である。
- 「地区別のまちづくり」を主要なテーマとし、市民センター・公民館を中心とする13地区を基本に市民と行政の協働によってくらしやすさを追求する、まちづくりマネージメントを推進することが課題となっている。
- 歴史・文化や身近な自然など地区の特性をふまえ、福祉、防災、景観、地域交通等多面的な視点から、きめ細かなまちづくりをすすめ、良好な環境の維持を図る必要がある。
- まちづくりマネージメントを推進することによって、「生活の場」「憩いの場」「遊びの場」「学びの場」「働きの場」としての、それぞれの地区にふさわしい生活空間をつくりあげる必要がある。

[居住環境の改善]

- 良好な居住環境を整えるため、宅地供給に資する土地区画整理事業の効率的な事業促進が求められる。
- 建築物の建築ルールの厳守が必要である。
- 市道の新設改良や生活道路の整備など、居住環境の整備が求められている。
- 踏切りの安全確保、自転車利用への対応、地域の実情に沿った交通管理などによる道路交通環境の向上が望まれる。
- 河川の橋梁の架け替えなどにより都市防災機能の向上を図る必要がある。
- 交通安全施設の整備や放置自転車等を減少させ快適な道路環境を確保する必要がある。

施策の内容

[地区別まちづくり]

- 13地区を単位とするきめ細かな計画を実践する。
- 歴史・文化や身近な自然など、地域の特性をいかしたまちづくりを推進する。
- 市民と行政が協働してのまちづくりマネージメントを推進する。
- 市民の主体的なまちづくりを支援する。

[居住環境の改善]

- 良好な生活環境の整備を図るため、土地区画整理事業を推進する。
- 良好なまちづくりを実践するため、建築物への検査・指導の充実を図る。
- 市道の新設改良や生活道路の整備など、居住環境の整備をすすめる。
- 踏切りの安全確保や自転車利用への対応、地域の実情に沿った交通管理などによる道路交通環境の整備をすすめる。
- 河川の橋梁の架け替えや耐震補強など、都市防災機能の強化を推進する。

到達目標

- 地域における良好な生活環境の確立

主要な事業

- 地区別整備計画の推進
- 良好な生活環境の維持管理
- 市民と行政の協働によるまちづくり
- 土地区画整理事業による良好な生活環境づくり
- 建築物に対する現場検査・指導の充実
- 市道の新設・改良による居住環境の向上や橋梁等の架け替えによる都市防災機能の強化
- 適正な自転車等の駐車誘導及び自転車等駐車場の整備

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

4. だれもが住み続けたいまちづくり

2) 緑のネットワーク空間の整備

施策の目的

快適で潤いのあるまちづくりのための緑のネットワーク空間の整備を図る。

現状と課題

- 都市計画公園の用地の確保及び整備をすすめる必要がある。
- 樹木の成長や公園施設の老朽化による管理費の増大が課題である。
- 街区公園の管理は、地域住民が自主的に管理できる仕組みを今後、検討する必要がある。
- 公園の新設に当たっては、ワークショップなど地域住民との協働が求められている。
- 公園の適正な維持管理を図るため、都市公園台帳の整備をすすめる必要がある。
- 公園の遊具については、安全性確保の面から保守・点検を十分行うことが必要である。
- 斜面緑地の保全が課題である。
- 敷地の細分化による宅地内の樹木の減少が課題である。
- 都市部のヒートアイランド現象*を防ぐためにも、緑の空間の確保が必要である。
- 墓地の需要増大とライフスタイルや価値観の変化などにより、優良な墓園として安定的に墓地を供給するための対応が求められている。

施策の内容

- 引地川、境川をはじめとする緑道整備及び都市公園の計画的な整備拡充並びに保全緑地等の保全をすすめる。
- 公園の樹木などの適切な維持管理に努める。
- 街区公園の地域による管理団体「公園愛護会」の拡充を図る。
- 公園新設時における地域住民との協働の推進を図る。
- 公園の遊具の安全を図る。
- 斜面緑地の保全、拡大を図る。
- 公共公益施設における緑化の積極的推進、及び保存生け垣の指定や生け垣の奨励など、宅地における緑化の促進を図る。
- 建物の屋上緑化の検討をすすめる。
- 優良な公共空地としての機能を維持しつつ、立体墓地増設の検討及び合葬式墓地の整備をすすめる。

到達目標

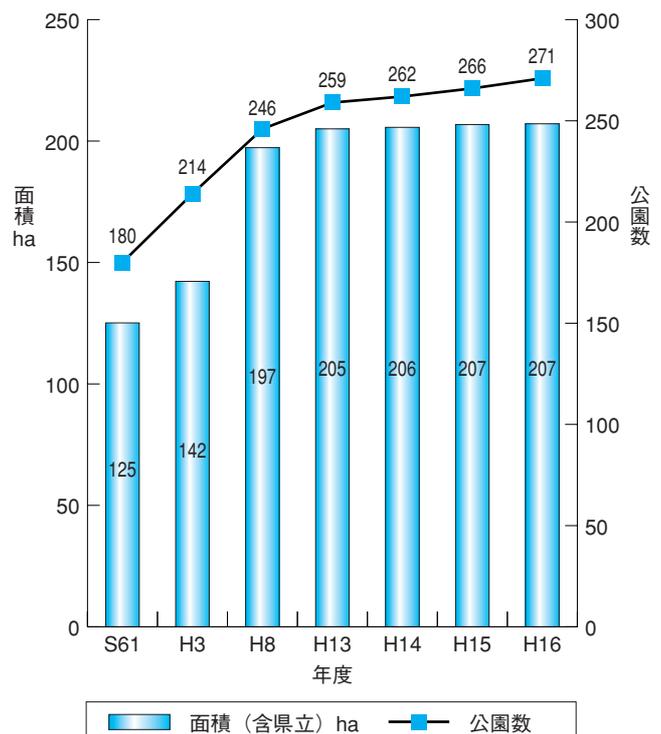
- 快適で潤いのある、住み続けたいまちの形成

主要な事業

- 引地川、境川緑道の整備
- 近隣公園、街区公園の整備・新設
- 特別緑地保全地区の指定区域の拡大
- 公園の樹木・遊具等の適切な維持管理
- 街路樹の整備や生け垣などの緑化促進
- 合葬式墓地の整備

* 「ヒートアイランド現象」…都市化の進展による土地の改変や緑地の減少、エネルギー消費の増大などによって、都市部において気温が上昇する現象。

公園箇所数と公園面積の推移



資料：公園みどり課

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

4. だれもが住み続けたいくなるまちづくり

3) 魅力ある都市景観の形成

施策の目的

すぐれた都市景観の形成により、快適で質の高い生活環境をつくる。

現状と課題

- 景観法が制定、施行される中で、美しく風格のあるまちの形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造及び行政と住民が一体となった景観づくりの視点を踏まえ都市景観条例に基づく本市の景観行政の新たな展開が求められている。
- 海岸沿いの景観や藤沢の自然の骨格をなす水と緑の景観の保全が必要である。
- 敷地の細分化により住宅地の屋敷林の減少等良好な景観が失われつつある。
- 電線類の地中化を推進するなど、公共空間の景観形成が求められている。
- 地域の重要な景観資源の保全や事業主体との調整・連携による景観形成を図る必要がある。
- 都市の景観を形成する上で大きな要素となる公共建築物や大規模建築物のデザイン誘導等を図る必要がある。
- 豊かな生活環境に欠かせない住宅地における良好な景観形成のため、景観誘導を図る必要がある。
- 違反屋外広告物の撤去を促進する必要がある。
- 公共構造物等への落書きは、景観を損なう一因となっている。

施策の内容

- 景観法の視点を踏まえた良好な景観の保全と誘導を図る。
- 都市景観と自然景観に係わる情報提供と啓発を行う。
- 景観形成を促進する地区の指定等を行う。
- 各種事業展開にあわせた景観の形成を図る。
- 海岸沿いの市街地、風致地区内の住宅地や商業地での地区計画をすすめる。
- 都市景観を構成する様々な要素を総合的に捉え景観形成に係わる多くの人たちと協働して美しい景観を構築する。
- 屋外広告物の掲出許可及び指導、違反屋外広告物の撤去により都市の美観及び風致の維持を行う。

到達目標

- 魅力ある都市景観とまち並みの形成

主要な事業

- 景観法の視点を踏まえた良好な景観の誘導
- 都市景観と自然景観に係る情報提供と啓発
- 景観形成を促進する地区の指定
- 公共的空地の確保と整備
- 住民主体の景観形成やまちづくり活動への支援
- 各種事業展開にあわせた景観の形成
- 自然を活かした湘南海岸公園の整備の促進
- 屋外広告物の掲出許可及び指導、違反屋外広告物の撤去



辻堂熊ノ森景観形成地区



江の島特別景観形成地区

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

4. だれもが住み続けたいくなるまちづくり

4) だれにも優しいまちづくりの推進

施策の目的

社会生活をする上で誰もが利用しやすい環境づくり（ユニバーサルデザイン）の推進により、だれもが安心して快適な生活がおくれるまちをつくる。

現状と課題

- だれもが人間として人格が尊重され、主体的な生活をおくることができる地域社会の実現をめざす思想（ノーマライゼーション）に基づき、全ての人の利用しやすさをめざす考え方（ユニバーサルデザイン）により都市施設及び公共・公益施設のバリアフリー化を推進する必要がある。
- だれもが安心して通行できる歩行者空間ネットワークの整備のため、優先度の高い地域から、歩道や交差点部分の段差の解消などが必要である。
- 交通バリアフリー法に基づき策定した「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」を軸に優先度の高い駅周辺でのバリアフリー化対策や交通事業者等との連携が求められている。
- 公共交通機関等においても、旅客施設や車両の新規導入時のバリアフリー化の対応が求められている。

施策の内容

- 障害者や高齢者等に配慮した施設づくりと公共交通機関の充実に努める。
- だれもが安全で歩きやすい歩道の整備と交差点部の段差解消などバリアフリー化に努める。
- 歩道橋の見直しに努める。
- 障害者や高齢者等との交流の場を増やし、「心のバリア」の解消に努める。
- 障害者や高齢者等、だれもが地域の中で、安心してあたりまえに生活できる環境づくりを促進するための福祉教育を推進する。

到達目標

- 障害者、高齢者、妊婦、子ども、子育て中の親などが、日常生活の中でバリアを感じないで暮らせるまちづくりの達成

主要な事業

- 公共・公益施設のユニバーサルデザインを目指したバリアフリー化の推進
- 鉄道駅の昇降機の設置促進
- 歩道拡幅、新設、段差解消など歩行者空間ネットワーク整備
- 交差点部分の点字誘導及び音声誘導施設並びに聴覚障害者施設の設置促進
- 低床バス・リフト装置付きバスなどへの転換促進
- 障害者・高齢者との交流の場の増大
- だれもが生活しやすい環境づくりを促進するための啓発



バリアフリー点検



藤沢駅鵠沼海岸線バリアフリー化

5. 災害に強いまちづくり

1) 災害に強い都市構造の構築

施策の目的

地震や風水害など自然災害に備えた、安全で安心して暮らせる都市の構築を図る。

現状と課題

- 大規模地震災害発生時など、被害が最小限に止まるよう、都市防災基本計画の考え方に基づき都市構造の強化を図る必要がある。
- 市南部地域などでは、災害時における避難路や人、物の流れを確保するための道路網の整備が急がれている。
- 治水対策上、保水能力を有する樹林地の保全が必要である。
- 急傾斜地崩壊危険区域の工事と指定区域の拡大の促進が必要である。
- 著しい都市化の進展に伴う雨水流出量の抑制を図る必要がある。
- 総合治水対策上、引き続き河川改修及び雨水管渠や雨水を貯留する施設の整備が必要である。
- 耐震相談体制の充実強化を図る必要がある。
- 既存建築物の諸情報の整備と管理をする必要がある。
- 市庁舎など公共建築物の耐震診断に基づき、必要な建築物の耐震補強工事や改築を図るとともに建物の長寿命化を目指した計画的な維持管理を行う必要がある。
- 津波によりボートが河川を遡上することに伴う危険性の回避と増水時における橋梁などへの衝突を回避する必要がある。

施策の内容

- 防災空間としての幹線道路を整備する。
- 公園緑地など公共空地の拡大により防災空間を強化する。
- 避難地、避難路の整備充実を図る。
- 急傾斜地崩壊危険箇所を解消する。
- 神奈川県と連携して遊水地（特定河川）の整備など河川の総合治水対策を促進する。
- 準用河川や水路などの改修を推進する。
- 雨水管渠や貯留管の整備をすすめる。
- 既存住宅の耐震診断の普及、啓発を図る。
- 公共建築物の耐震改修や改築を計画的かつ効果的・効率的に推進する。
- プレジャーボート*に対する河川内の暫定係留区域を指定し、適正管理を促進する。
- 地区の防災まちづくりを市民とともにすすめる。

到達目標

- 災害に強い都市の構築

主要な事業

- 幹線道路の整備
- 細街路の整備、改善
- 公共空地の拡大
- 避難場所の整備
- 急傾斜地崩壊防止工事の促進
- 遊水地の整備など河川改修の促進
- 準用河川や水路の改修
- 雨水管渠や貯留管の整備
- 貯留浸透事業の推進
- 公共建築物の耐震補強、改築・整備及び計画的な維持保全の実施



準用河川白旗川改修（花の木地区）

*「プレジャーボート」…主として個人が余暇活動に利用するヨット、モーターボートなどの船舶。

5. 災害に強いまちづくり

2) 防災体制の整備

施策の目的

地域防災計画に基づき地震等の大規模災害から市民の生命、身体、財産を守るために防災体制を整備する。

現状と課題

- 日頃からの防災情報・知識の普及とともに、災害時の迅速な情報の把握・提供が求められている。
- 海に面しているという本市の特性を生かし、県の物資受け入れ港としての湘南港の有効活用が必要である。
- 大地震時には道路の寸断が予測されることから、海路輸送ができる都市との相互応援協定を締結する必要がある。
- 大地震時の避難生活に必要な備蓄品等の備蓄計画を見直すことや、老朽化した防災倉庫の更新、防災標識の改修や新設が求められている。
- 自主防災組織の活性化と実災害を想定した防災訓練の充実などにより、防災意識の高揚を図り、市と市民との災害活動の連携体制が求められている。
- 災害ボランティア組織のネットワーク化が求められている。
- 国民保護法に基づく基本指針を受け、市における国民保護計画の策定が求められている。

施策の内容

- 市民の被災を未然に防ぐため、ハザードマップ*作成に向けた検討をすすめる。
- 大地震、風水害、津波等の発生時に、市民への避難場所、避難状況、災害状況などの情報提供を推進する。



地域での防災訓練

- 港を有する都市との災害時相互応援協定の締結など他の市町村との連携や、災害時における自衛隊への派遣依頼、関係機関や諸団体との連携、ボランティア組織との協力など、災害時の人的・物的応援体制を構築する。
- 学校などを含む防災拠点の耐震化などの整備をすすめる、老朽化した防災標識の更新・改修、地区防災拠点への照明用発電器・投光器など資機材整備、仮設トイレなどの備蓄や飲料水の確保対策を充実する。
- 様々なメディアを活用した防災知識の普及、防災リーダーの育成、新たな防災訓練の充実などにより、防災意識の高揚を図り、自主防災組織を活性化することにより、高齢者、身体障害者など災害時要援護者の支援体制の確立など、災害活動の連携体制を強化する。
- 災害ボランティアネットワークの充実と活動マニュアルの作成に取り組む。
- 危機管理体制を整え、市民を守るための計画を作成する。

到達目標

- 市民が防災に対して万全という安心感をもてる体制の整備

主要な事業

- 災害情報システムの研究
- 防災拠点の整備
- 防災行政無線など防災施設等の整備
- 災害時要援護者の支援体制の確立
- 総合防災センターの運営

* 「ハザードマップ」…防災を目的に、災害に対して危険なところを地図上に示したものを。

基本目標 4 安全で安心して暮らせるまち

5. 災害に強いまちづくり

3) 消防・救急体制の整備

施策の目的

あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、消防・救助・救急の万全な活動を行う消防体制を整備する。

現状と課題

- 消防拠点である消防署、出張所、消防団待機宿舎などの建物の老朽化がすすんでおり、大地震時にも活動できるように改築する必要がある。
- 現在の消防体制は、1本部2署11出張所1分遣所で組織され、日夜訓練を重ねているが、大規模災害に対処するための合同訓練が行える訓練施設等の整備が必要不可欠である。
- 消防ポンプ車、梯子車、救急車などで老朽化した車両や屋外消火栓設備を順次更新することをはじめ、地域特性や時代のニーズに対応した装備の充実や消防行政の情勢に即した消防体制の推進が求められている。
- 住宅や事業所等、火災による死傷者の発生する火災事例への対処と対策の推進が求められている。
- 地域の安全と安心をまもるため、より地域に密着した消防団活動の推進や活動環境の整備が求められている。
- 救急需要は増加傾向にあり、実情に沿った救急隊の増隊、救急救命士の育成及び高度化する救命処置への早期対応、医療機関との連携が求められている。

施策の内容

- 消防力の強化のため、消防訓練場や老朽化した消防施設を整備し、消防車両などの更新、消防資機材の整備、消防無線デジタル化の推進、消防水利の充実を図るとともに、多様化する消防諸情勢に対応する。
- 住宅の防火対策を推進し、火災件数の減少と火災による死傷者の減少をめざした予防行政の充実及び防火知識の普及と啓発を図る。
- 消防団活動の推進を図り、地域における消防力・防災力の向上を図る。
- 救急隊の計画的な増隊による現場への到着時間の短縮、救急救命士の育成、自動体外式除細動器(AED)*など救急資器材の整備等、高度化する

- 救命処置への対応により、救急体制の充実を図る。
- 救命救急センターを始めとした各医療機関との連携を密にする。
- 応急手当普及員の育成、救命講習会の開催など市民に対し応急手当を広く普及し、救命率の向上を図る。

到達目標

- 市民が消防・救急に対して万全という安心感をもてる体制の整備
- 市民が安全と感じ、藤沢に住み続けていたいと思う定住意向の上昇

主要な事業

- 消防施設・消防訓練センター・消防装備の整備
- 消防団の充実と拠点施設の整備
- 救急体制の充実
- 高度化する救急業務への対応の推進

*「自動体外式除細動器(AED)」…心肺停止状態の患者を救うため、電気ショックを与えて心臓のリズムを正常化させる医療器具。



救急フェアでの応急手当の実技指導

基本目標5

情報公開による 公正と効率を守るまち

1. だれにも開かれた公正な行政運営

- 1) 情報公開・提供システムの充実 83
- 2) 個人情報の保護 84
- 3) オンブズマン制度の充実 85

2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営

- 1) 行政システムの効率化・簡素化の推進 86
- 2) 地方分権の推進 87
- 3) 広域行政の推進 88



基本目標 5 情報公開による公正と効率を守るまち

1. だれにも開かれた公正な行政運営

1) 情報公開・提供システムの充実

施策の目的

市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民に市政情報を提供し、行政と市民が情報を共有化することにより、分権社会における市政への市民参加を推進する。

現状と課題

- 情報公開法が成立し、この法律との整合性を図るための見直しを行った。
- ITの進展によりインターネットを利用した市政に関する情報公開を推進するために、市のホームページをだれもがより利用するように掲載情報のさらなる充実を図る必要がある。
- インターネットによる市行政文書公開請求を2004年（平成16年）1月から開始している。
- 公共測量の成果を表した都市計画基本図と精度管理図を全庁利用の基図としてデジタル化し、共同利用することが求められている。
- 国土調査法に基づく地籍調査の動向について注視し、活用していくことの検討が必要である。

- 統合型GIS（地理情報システム）*で共通に使用する基図及びデータの適正な管理を図る

到達目標

- 市政への市民参加

主要な事業

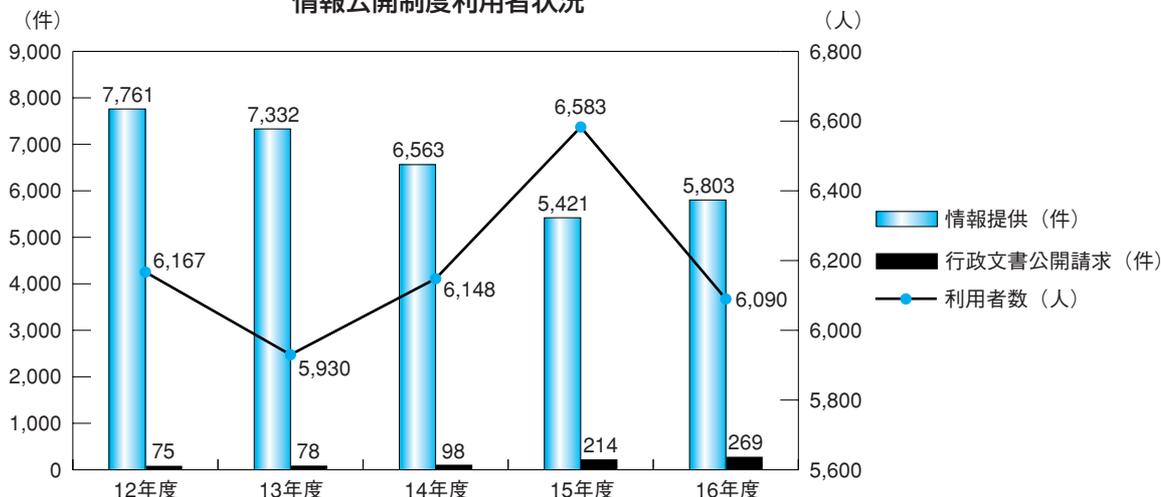
- 情報公開制度の適正な運営
- 市民センターの情報化の推進
- 広報活動の推進
- 統合型GIS（地理情報システム）で使用する地図作成の一元化

施策の内容

- 情報公開制度について、各市民センターでの公開請求書の受付など充実を図る。
- 地区市政情報コーナーの設置、各市民センターでの文書目録の情報検索、広報活動の充実など情報提供方法・手段の充実を図る。

*「GIS（地理情報システム）」…電子地図をデータベースとして、地理的な位置の情報や空間の情報を統合的に処理、分析、表示するシステム。

情報公開制度利用者状況



資料：情報管理課

基本目標 5 情報公開による公正と効率を守るまち

1. だれにも開かれた公正な行政運営

2) 個人情報の保護

施策の目的

大量の個人情報が蓄積されているので、行政執行上市民のプライバシーを保護する。

現状と課題

- 情報ネットワークが急速に進展するなかで個人情報が容易に取り出される状況も懸念され、より一層の個人情報の保護を図ることが課題である。
- 個人情報の保護を図るために平成15年9月に条例を全部改正し、個人情報の保護に関する条例に個人情報の漏えい等に対する罰則規定を設け平成16年1月1日から施行した。
- 職員及び市の事業を委託した民間事業者等に対する個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための研修を行うことなどにより、個人情報の保護の重要性についての意識啓発を図っていく必要がある。

施策の内容

- 個人情報の保護を図るため個人情報取扱事務の登録、自己情報開示等請求の受付と閲覧、個人情報保護審査会の運営、個人情報保護制度運営審議会の運営、市民及び事業者への意識啓発などを通じて個人情報保護制度の充実を図る。
- 個人情報保護の重要性についての意識啓発を図る。

到達目標

- 市民等のプライバシー保護の充実

主要な事業

- 個人情報保護制度の適正な運営



基本目標5 情報公開による公正と効率を守るまち

1. だれにも開かれた公正な行政運営

3) オンブズマン制度の充実

施策の目的

市民の市政に関する苦情を公正中立な立場で簡易・迅速に処理することにより、市政に対する市民の信頼を高める。

現状と課題

- 市政に関する市民の要望や苦情は、年々多様化、高度化している。これらの市政に関する苦情等を公正・中立な立場で処理し、市民の権利利益を擁護するシステムとしての、オンブズマン制度*に対する市民の理解はまだ充分とはいえず、なお一層の周知を図る必要がある。

到達目標

- オンブズマン制度の適正な運営

主要な事業

- オンブズマン制度の充実

施策の内容

- 市民の権利・利益の擁護を図るためのオンブズマン制度を普及、啓発する。
- 運営状況を報告及び公表する。
- オンブズマン制度を適正に運営する。
- 研修等における職員への意識啓発を行う。

*「オンブズマン制度」…市民の市政に対する苦情を公正・中立な立場で処理し、市民の権利利益を擁護する制度。

オンブズマン制度

苦情申立ての受付及び処理件数

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
1 苦情申立ての受付件数	19	37	30	31	22
2 苦情申立ての処理件数※	19	39(2)	33(3)	33(1)	23(1)
(1) 苦情申立ての処理を終了したもの	17	36	32	32	22
① 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	2	10	10	7	3
② 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	11	17	11	17	13
③ 調査を中止・打ち切ったもの	1	4	8	4	2
うち苦情申立ての取下げによるもの	1	4	8	3	0
④ 調査をしないこととしたもの	3	5	3	4	4
ア.所管外としたもの	3	4	0	0	0
イ.その他のもの	0	1	3	3	4
(2) 苦情申立ての処理中のもの	2	3	1	1	1

※ () は前年度から繰り越したもの

資料：オンブズマン事務局

2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営

1) 行政システムの効率化・簡素化の推進

施策の目的

計画的で効率的かつ簡素な行財政の運営を図る。

現状と課題

- 行政需要が複雑化、多様化しており、行政手続きの簡素化や迅速化を図るとともに、実施している諸施策を評価・検討し、その上で新たな施策の展開をめざさなければならず、また、行政と民間との役割分担を再構築することが求められている。
- 行政手続きオンライン化関係3法（行政手続きオンライン化法、整備法、公的個人認証法）の施行に伴い、電子自治体の早期実現が求められている。
- 統合型GIS（地理情報システム）を利用して情報を付加した地理情報による全庁的な情報の共有が求められている。
- 公共施設の維持管理には多大な経費が必要であり、施設の規模や設備などから判断して最も効率的なメンテナンスに努め、将来的には複合施設化や広域利用など経営の視点から個々の施設のあり方についても検討していくことが必要である。
- 地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の導入により、サービスの低下を招かずに公の施設の効率的な管理運営を図る必要がある。

施策の内容

- 高度情報化時代に適応した行政組織のスリム化など事務執行を再構築し、行政評価システムの活用、民間の資金やノウハウの活用、市民・企業・行政の役割分担や受益者負担の検討及びニュー・パブリック・マネージメント*・システムの活用などを行う。
- インターネットを利用した各種申請・届出や施設予約のシステムを構築し、市民の利便性の向上とともに事務の効率化を図る。
- 電子自治体の実現に向け、情報セキュリティの確保に努める。
- 公共施設の管理・運営のあり方について検討をすすめる。

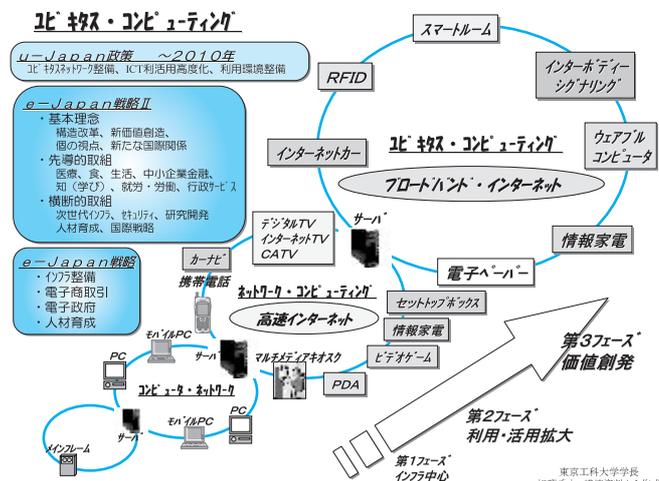
到達目標

- 簡素で効率的な都市経営

主要な事業

- 行政改革の推進
- 行政評価システムの活用
- 貸借対照表（バランスシート）など財務諸表の公表
- 電子自治体の推進
- I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の取得など情報セキュリティの強化
- 住民基本台帳ネットワークシステムの運営
- 統合型GIS（地理情報システム）の推進
- 未利用地の有効活用の推進
- 市民・企業・行政の役割分担の推進
- 民間活力導入の推進

* 「ニュー・パブリック・マネージメント」…民間企業経営の考え方や手法を行政へ導入し、行政部門の効率化・活性化を図る考え方。



資料：IT推進課

基本目標5 情報公開による公正と効率を守るまち

2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営

2) 地方分権の推進

施策の目的

簡素で効率的な都市経営によって地方分権への対応を図る。

現状と課題

- 自立した地方自治を実現するためには、国からの税財源の移譲、国庫補助負担金の見直し、交付税制度の改革をすすめ、真の三位一体改革が達成されることが必要である。
- 地方分権のさらなる確立には、国と地方の役割分担の適正化や権限移譲の推進などが必要である。
- 基礎的自治体の役割は大きくなり、県との連携とともに県と市の役割分担を明確にすることが必要である。
- 効率的な都市経営を行うため、市民や企業の協力と連携が求められている。
- 地方分権をすすめるには、職員の行政能力の向上と意識改革が必要不可欠である。
- 公務員制度の変革に対応した職員の育成が必要である。

到達目標

- 地方自治体の事務の執行を担保するための財源の確保
- 真の地方分権の定着

主要な事業

- 税財源の移譲の要請
- 職員の研修
- 市民・企業・行政の役割分担の推進

施策の内容

- 国に対し税財源の移譲と地方財源の充実強化を要請する。
- 県との連携をすすめ、県・市それぞれの役割を担い地方分権を推進する。
- 企業や市民団体との役割分担を推進する。
- 職員の政策立案や政策実行などの行政能力の向上と意識改革を図る。



グループに分かれてのディベート研修

基本目標 5 情報公開による公正と効率を守るまち

2. 分権社会に応じた簡素で効率的な都市経営

3) 広域行政の推進

施策の目的

高度な機能をもつ都市施設の設置などについて、近隣市町との連携と協力による役割や機能の分担を図り、広域行政を推進する。

現状と課題

- 地方分権によって施設の共同利用なども含めた様々な行政分野で広域的行政が一層必要となってきた。
- 高度な都市機能をもつ施設が必要となってきたことから、近隣市町との連携と協力が欠かせなくなってきた。
- 健全な都市経営をすすめるため、合併をも視野に入れながらの広域的な連携の強化が求められている。

到達目標

- 近隣市町との密接な連携

主要な事業

- 広域行政の推進
- 湘南広域都市行政協議会活動の充実

施策の内容

- 広域交通施設、環境施設、高度医療施設など高度都市機能施設の整備事業における、近隣市町との連携と協力をすすめる。
- 様々な行政分野で近隣市町との連携をすすめる。
- 神奈川力構想・地域計画等に基づき県との連携をすすめる。



広域で利用されている辻堂市民図書館

基本目標6

ゆたかな心を育み 湘南の地域文化を発信するまち

1. 生涯学習社会の形成

- 1) 児童・生徒等の生きる力を大切にする教育の推進 …… 91
- 2) 障害児教育の充実 …… 92
- 3) 学校教育施設の整備 …… 93
- 4) 青少年が心豊かに育つ環境づくり …… 94
- 5) 生涯学習ネットワークの構築 …… 95
- 6) 生涯学習機会の拡充と環境づくり …… 96

2. 健康で豊かなスポーツライフの確立

- 1) スポーツ環境の充実 …… 97
- 2) 生涯スポーツ活動の推進 …… 98

3. 市民文化の創造支援と新たな歴史の継承

- 1) 市民の文化活動の支援 …… 99
- 2) 芸術文化創造の支援 …… 100
- 3) 歴史の継承と文化の創造 …… 101

4. 地域に根ざした平和・親善交流の支援

- 1) 平和事業の推進 …… 102
- 2) 国際化・都市親善交流事業の推進 …… 103



基本目標 6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち

1. 生涯学習社会の形成

1) 児童・生徒等の生きる力を大切にする教育の推進

施策の目的

自主的精神に満ち、心身ともに健康で、心豊かな活力ある児童生徒などの育成に努めるため、創意ある教育課程の編成、指導方法の工夫改善と指導の充実、開かれた学校づくりをすすめる。

現状と課題

[学校教育]

- 一人ひとりの個性を伸ばし生きる力を育むことを学習指導要領はめざしている。これを実現するために、各学校では教育実践を積み重ねることによって創意ある教育課程を創造する必要がある。
- 児童一人ひとりに応じたきめ細かな指導が求められている。
- 児童生徒を取り巻く社会や環境の急激な変化とともに、児童生徒の姿も変わり、さまざまな教育課題が生じており、この対応が求められている。
- 情報化社会に生きる児童生徒の育成をめざし、学習への教育情報機器の活用推進を図るとともに、ネットワーク利用のマナーなどの情報モラルの育成も図る必要がある。
- 生涯学習をみすえた今後の学校のあり方について一層の研究をすすめる必要がある。

[教育環境]

- 学校教育などについての教育相談体制を充実する必要がある。
- 幼児期にある子どもの健全育成や教育を推進するため、福祉と教育の連携が求められている。また、幼児教育に対する保護者の負担軽減と職員の資質向上のための補助、並びに施設改善が求められている。
- 学校、家庭が連携をしながら食育の充実を図る必要がある。
- 健康診断による児童生徒の疾病の早期発見、及び学校管理下における事故防止に努める必要がある。
- 児童生徒が安全で安心して学校生活がおくれる教育環境を保つため、児童生徒の安全確保、及び学校の安全管理を図る必要がある。

施策の内容

[学校教育]

- 藤沢の学校教育のめざす理念や施策を示した「学校教育ふじさわビジョン」を推進する。
- 社会の変化に対応した創意ある教育課程の編成、実施を図り、一人ひとりの個性を伸ばし、生きる力を育む教育を推進する。
- 教育課程の推進により自ら学び、考え、解決する能力を育成し、また、「総合的な学習の時間」の学習活動を充実する。

- 開かれた学校をめざし、地域や家庭とのつながりを強め、地域の学校としての特色ある学校づくりをすすめる。
- 学校評議員等による外部評価を取り入れた学校評価を推進する。
- 教育情報機器の活用推進により情報の受発信、選択能力、情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの育成についても指導の充実を図る。
- 多様な文化を理解し、行動できる国際的な児童生徒を育成するため、外国人講師等による学習を展開し、国際教育の充実を図り、交流を深める。
- 教職員の研究、研修を充実する。

[教育環境]

- 児童生徒の教育相談については、専門家を配置し、教育相談体制を充実する。
- 教育に関する史料の収集・整理・保存、並びに教育史編さんを行う。
- 幼稚園などに通う子どもの保護者の負担を軽減し、また、私立幼稚園協会などに対し支援を行う。
- 学校における食環境を整備する。
- 中学校課外活動を充実する。
- 私学助成制度の充実を国、県に働きかける。
- 学校保健と学校安全を充実する。
- 学校・保護者・地域などが連携し、児童生徒の安全確保、及び学校の安全管理を図る。

到達目標

- 個性豊かで、自ら学び、自ら考える児童生徒の育成
- 地域に根ざした特色ある学校づくり
- 小学校児童に対するきめ細かな指導の充実
- 幼児教育の充実
- 児童の心身の健全な発達に向けた学校給食の充実
- 学校保健と学校安全の充実

主要な事業

- 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進
- 創意ある教育課程の編成、実施
- 小学校新入生に対するサポート事業の拡充
- 教育情報機器の活用
- 国際教育の推進
- 児童生徒の安全確保、及び学校の安全管理

基本目標 6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち

1. 生涯学習社会の形成

2) 障害児教育の充実

施策の目的

障害のある児童生徒の教育を充実するために、一人ひとりの障害特性に応じた多様な教育を推進する。

現状と課題

- 児童生徒の障害が重複化しており、一人ひとりの障害特性に応じた、よりきめ細かな教育を推進する必要がある。
- 従来の特設教育の対象だけでなく、学習障害（LD）*1、注意欠陥・多動性障害（ADHD）*2などを含めた障害のある児童生徒に対する特別支援教育の推進体制の整備について、市民ニーズもあり、国の動向にあわせて実施する必要がある。
- 特別支援教育の推進には、福祉・医療機関、大学、NPOなどと連携・協力を図る必要がある。

施策の内容

- 特別指導学級及び通常の学級などに在籍する障害児へのきめ細かな指導を行う。
- 特別指導学級及び通級指導教室のよりよい環境づくりを図る。
- 養護学校や特別指導学級において、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育指導を推進するため、障害児教育スーパーバイザー*3（医師・臨床心理士）を派遣する。
- 学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など発達障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた教育的支援を行う。
- 学校からの要請に応じて巡回教育相談員、介助員を派遣する。
- 障害のある児童生徒の就学措置に関わる指導、相談を実施する。
- 障害児教育のあり方を検討する。

到達目標

- 一人ひとりの障害特性に応じた教育
- 一人ひとりが自ら学んでいこうとする意欲、及び社会の変化に主体的に対応できる能力を身につけることができる教育

主要な事業

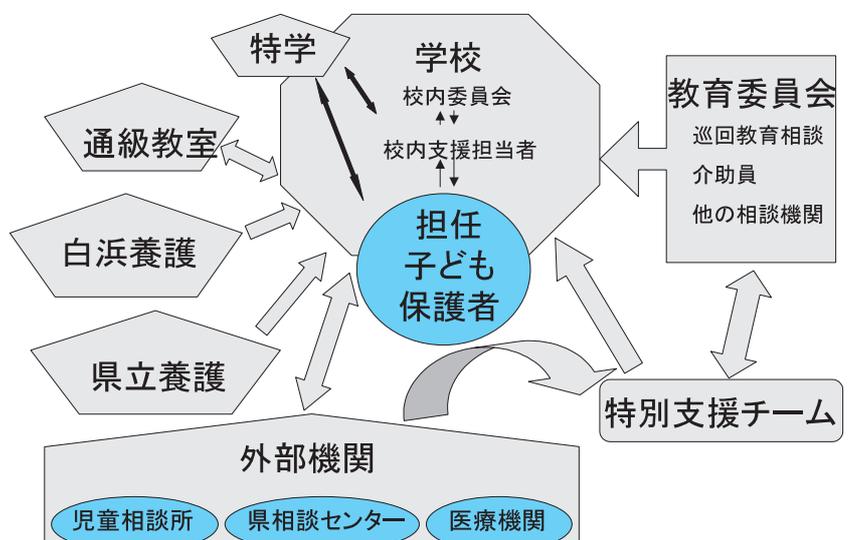
- 障害のある児童生徒に応じた教育の充実
- 養護学校、特別指導学級、ことばの教室の充実
- 障害児教育スーパーバイザー派遣の充実
- 特別支援教育体制の整備
- 巡回教育相談員、介助員派遣の充実

*1 「学習障害（Learning Disabilities）」…基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

*2 「注意欠陥・多動性障害（Attention-Deficit・Hyperactivity-Disorder）」…年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

*3 「スーパーバイザー」…一般的には、管理者、監督者、指導者などのことをいう。

特別支援教育体制（案）



資料：学校教育課

基本目標 6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち

1. 生涯学習社会の形成

3) 学校教育施設の整備

施策の目的

小学校35校、中学校19校、養護学校1校の、よりよい教育環境づくりのための整備をすすめる。
既存施設の質的整備、維持・修繕などを計画的にすすめる。

現状と課題

- 児童生徒の急増期に建設した学校建物の老朽化がすすんでいるため、改築及び大規模改修を行う必要がある。
- 地震の際の児童生徒の安全確保を図り、また、学校が地域の避難施設となるため、学校施設の地震防災対策を図るため、耐震補強を行う必要がある。
- 太陽光などの自然エネルギーの活用を図り、環境や環境教育に配慮した学校施設が求められている。
- 既存建物の維持修繕、整備工事を計画的にすすめる必要がある。
- 小学校と養護学校36校のうち32校が、給食の単独調理方式となっている現在、残る4校についても順次単独校化する必要がある。
- 全校単独校化までの間、西部学校給食合同調理場が老朽化しているため、再整備し、施設の活用を図る必要がある。
- 学校施設は、学校教育以外にも、生涯学習の場や災害時の避難施設となるので、施設のバリアフリー化が求められている。

施策の内容

- 老朽化している校舎の改築や大規模改修工事を年次計画で実施する。
- 校舎棟・体育館棟の安全確保のため、耐震補強工事などを年次計画で実施する。
- 学校施設改修等の際には、環境や環境教育に配慮した施設とする。
- 給食調理室の単独調理方式化をすすめる。
- 学校施設のバリアフリー化対策として、必要に応じてエレベータ、多目的トイレ、スロープなどを設置する。

到達目標

- 校舎・体育施設の整備
- 耐震補強などによる安全確保

主要な事業

- 校舎の改築や大規模改修工事の実施
御所見小学校・六会中学校ほか
- 校舎棟及び体育館棟の耐震補強工事などの実施
- 特殊教育施設の整備並びにエレベータ、多目的トイレなどの整備



耐震補強された校舎（湘南台小学校）

1. 生涯学習社会の形成

4) 青少年が心豊かに育つ環境づくり

施策の目的

一人ひとりの児童生徒の個性や自主性・創造性を伸ばす学校教育の充実をはじめとして、青少年が社会の変化に主体的に対応でき、広い視野を持って生きていく力を身につけることができる環境づくりに取り組む。

現状と課題

- 急速に変化する社会にあって、自ら考え、行動し、地域社会や国際社会に参画できる能力が求められている。
- 青少年の諸問題に対応するためには、早期発見・早期指導の初期対応が重要であり、また、幅広い解決策を模索していく必要がある。
- 開かれた学校づくりに向け、施設の開放、人材の活用、地域の教育力の発掘、教育支援ネットワークの組織化、NPO等の市民活動団体との連携など、地域との協力をすすめる必要がある。
- 課題を把握し、家庭では保護者と子どもの絆を大切に、地域では連帯感を育むよう努める必要がある。
- 少子化、核家族化、あるいは女性の社会進出のなかで、青少年の多様な体験活動を促進し、放課後児童の健全育成を図る必要がある。
- 青少年団体やNPO等の民間団体との連携・協力を図り、青少年が安全で安心して生活できる健全な社会環境をつくる必要がある。
- 中学生・高校生が自主的な活動ができ、いきいきと交流できる居場所となる青少年活動の場の整備が求められている。

- 小・中・養護・高等学校間での交流の活発化を図る。
- 豊かな自然の中でのふれあい体験、宿泊体験、自然体験などを通じて青少年の健全育成を図る。
- 青少年の多様な体験活動の促進及び施設の整備、並びに放課後児童健全育成事業を推進する。

到達目標

- さまざまな活動による、個性豊かで健全な青少年の育成
- 青少年協会関係事業の充実

主要な事業

- 学校・家庭・地域の連携事業の拡充推進
- 青少年の健全育成、青少年施設の充実、放課後児童の健全育成
- (財) 藤沢市青少年協会関係事業の推進

施策の内容

- 「藤沢市青少年対策の基本方針」の施策を推進する。
- 青少年の健全な育成を図り、県などの関係機関、青少年団体、NPO等の民間団体との連携・協力をすすめる。
- 学校・家庭・地域の代表からなる協力者会議による連携事業を一層拡充し、児童生徒の健やかな成長を支援する。
- 児童生徒の健全育成を支援するため、情報交換や研究協議を行い、学校・家庭・地域との連携を図る。
- 地域の教育力を活用する。



学校・家庭・地域が一緒に稲刈り
(学校・家庭・地域連携推進事業)

1. 生涯学習社会の形成

5) 生涯学習ネットワークの構築

施策の目的

生涯学習の推進にあたり生涯学習情報システムを導入し、各学習施設間のネットワークを構築し、情報の提供、相談に対応する。

生涯学習や図書館サービスへのニーズにこたえる。

現状と課題

- 生涯学習社会の構築をめざし、学習環境整備を図る必要がある。
- 多様化・高度化する市民の学習ニーズに応え、生涯学習機会の充実や推進体制の整備の必要がある。
- 50年余の実績のある公民館について、新たな役割が期待されているとともに、その使用について目的により有料化の検討が求められている。
- 生涯学習社会における市民の豊かなライフスタイルづくりを支援することが求められている。
- 学習意欲の向上を図り、習得した学習成果などが地域社会へ還元されるよう、学習成果の発表の場や活用の機会の提供が求められている。
- 将来の電子図書館化に備える必要がある。
- 身体障害者や高齢者など、情報が得にくい人たちへのサービス体制を整えることが求められている。

到達目標

- 市民の生涯学習ニーズに対応した、生涯学習情報システムの充実
- 図書館サービスの充実

主要な事業

- 生涯学習機会の情報を体系的・総合的に提供し、学習活動や学習成果の社会還元を支援
- 生涯学習情報システムの推進
- 生涯学習大学事業の推進
- ボランティアによる図書館資料の宅配サービス

施策の内容

- 「藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画（生涯学習ふじさわプラン）」の施策を推進する。
- 「いつでも、どこでも、学びたいことが学べる」生涯学習社会を推進する。
- 公民館の使用について有料化する。
- 公民館の新たな役割について検討する。
- 多種多様な学習機会の情報を体系的・総合的に提供し、学習活動や学習成果の社会還元を支援する。
- 生涯学習ボランティア講師の登録と紹介をすすめる。
- 情報・バイオ・テクノロジーなど特色ある研究・教育を行っている大学などの高等教育機関等と連携し、学習機会の提供を図る。
- 民間の力を活用し、学校教育や社会教育で海洋環境学習をすすめる。
- 図書館サービスの充実を図る。
- 情報が得にくい人たちの利用しやすいサービスを検討する。



生涯学習大学「かわせみ学園」

基本目標 6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち

1. 生涯学習社会の形成

6) 生涯学習機会の拡充と環境づくり

施策の目的

一人ひとりが生きがいをもって暮らすために必要な生涯にわたって学べる機会や場の確保をし、多様なニーズにこたえる。

学んだ知識・技術を社会や暮らしに生かすような学習環境づくりや施設整備を行う。

現状と課題

- 多様化・高度化する市民の学習ニーズにこたえ、生涯学習機会の充実や推進体制の整備をすすめることが必要になっている。
- 生涯学習施設の整備が求められている。
- 公民館の環境整備が求められている。
- 市民図書館の環境整備が求められている。
- 学校の持つ設備などの教育機能を地域に開放することが求められている。
- 人と人の確かな人間関係づくりをすすめるための施設整備の必要性がある。

到達目標

- 市民の学習ニーズに応える学習施設の整備

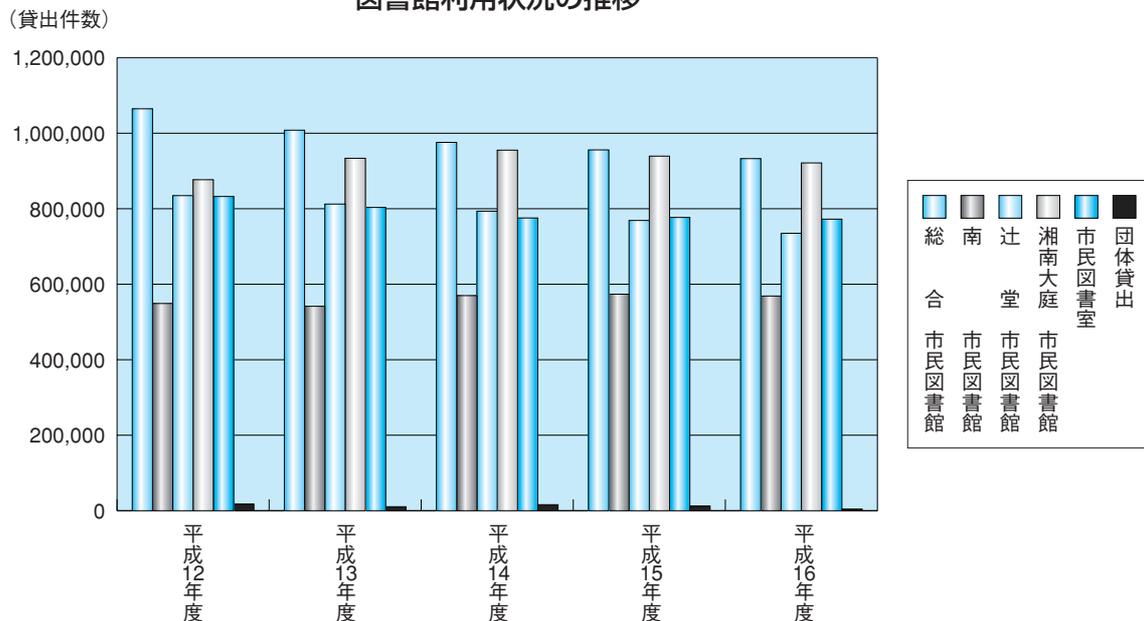
主要な事業

- 生涯学習施設の整備
- 公民館の利用環境の整備

施策の内容

- 生涯学習に必要な情報提供、及び指導者育成などの機能を備えた施設の整備を図る。
- だれもが利用しやすい図書館に整備する。

図書館利用状況の推移



資料：総合市民図書館

2. 健康で豊かなスポーツライフの確立

1) スポーツ環境の充実

施策の目的

日常生活のなかにスポーツを取り入れることができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、市民が地域においてスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことのできる環境基盤の整備を図る。

現状と課題

- 既存施設の改修にあたっては、高齢者、障害者に優しいバリアフリー化が求められている。
- スポーツ・レクリエーションゾーンの設置を推進するため、施設の有効活用が求められている。
- スポーツ活動の拠点施設の整備が求められている。
- 企業の理解と協力を得るなかで、所有体育施設を広く市民に開放するなど、民間体育施設の利用の拡大が求められている。

到達目標

- 市民が日常生活の中にスポーツを豊かに取り入れることができる生涯スポーツ社会の実現のため、スポーツに親しめる場の整備

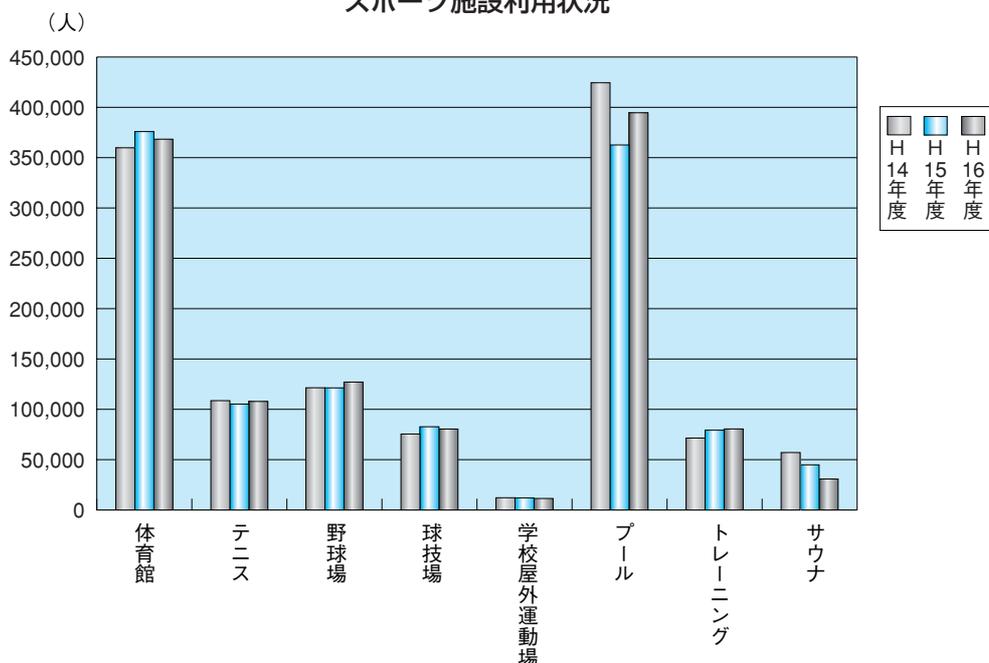
主要な事業

- スポーツ施設の充実、有効活用、場の整備
- 拠点スポーツ施設の整備促進

施策の内容

- 公共スポーツ施設の充実と有効活用を図る。
- 学校体育施設の開放を拡充する。
- 民間体育施設の有効利用を図る。
- 自然を生かしたスポーツ・レクリエーション活動の場づくりをすすめる。

スポーツ施設利用状況



資料：スポーツ課

2. 健康で豊かなスポーツライフの確立

2) 生涯スポーツ活動の推進

施策の目的

市民一人ひとりがスポーツライフのあり方を自覚し、自由時間を有効に活用し、主体的にスポーツに親しむ生活や習慣を形成することをめざす。

現状と課題

- 変化の激しい社会の中で、ライフステージにあったスポーツ・レクリエーション活動の展開を通じ、心身両面にわたる健康づくりや仲間づくりが必要とされている。
- 健康とスポーツに関する市民意識の向上をすすめる、予防や健康の維持・増進を図る必要がある。
- 活動を推進するための指導者養成や情報の提供、団体の育成が必要である。
- 各スポーツ団体は、主体的・自立的な組織運営ができるよう求められている。
- 少子化がすすむなかで、学校を単位としたスポーツ活動から地域を中心としたスポーツ活動への動きが強まっている。

施策の内容

- 藤沢市の生涯スポーツ振興の指針と施策の方向を示した「藤沢市スポーツ振興基本計画（ふじさわスポーツ元気プラン）」を推進する。
- 生涯にわたるスポーツライフ施策の推進を図る。
- 指導者の育成と資質の向上を図る。
- 総合型地域スポーツクラブの設置を図る。
- スポーツ・レクリエーション関係団体の育成強化を図るとともに団体間のネットワーク化と交流を推進する。
- 効率的な施設利用や効果的な事業を展開する。
- スポーツ施設の空き情報の提供や予約、講習会などに関する情報を提供する。
- 各年齢層に応じたスポーツ・レクリエーションプログラムを研究し、生涯スポーツ活動を推進する。特に、高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション事業の充実を図る。
- 障害者などのスポーツ・レクリエーション活動をささえるボランティア活動を支援する。
- 市民とスポーツ関係団体との連携と協働により、市民を主体としたきめ細かなサービスの向上とスポーツ活動の推進を図る。

到達目標

- スポーツによる、心身両面にわたる健全な発達

主要な事業

- スポーツ振興策の充実
- スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の推進
- スポーツボランティア活動の支援
- 指導者及び団体の育成
- (財) 藤沢市スポーツ振興財団関係事業の推進



瀬古利彦ランニングクリニック(スポーツ振興財団事業 2004年11月)

3. 市民文化の創造支援と新たな歴史の継承

1) 市民の文化活動の支援

施策の目的

個性豊かな地域の市民文化活動の活発化を図る。

現状と課題

- 市民まつりは、企画・運営及び事業主体の事務局を実行委員会に移管したことにより、市民主体のまつりとして定着することが課題である。
- 地域では各公民館を拠点として、各種の文化活動を行っており、いきいきとした地域文化を創造している。そのための活動場所の確保が必要である。
- 市民の文化活動は、多面的にかつ活発に行われており、それらを支援していくことが必要である。
- 民俗芸能や伝統行事などの地域の文化が見直され、保存、伝承活動が盛んになっている。

到達目標

- 市民文化の創造

主要な事業

- 藤沢市民まつりの支援
- 公民館まつりの支援
- 地域文化活動の多面的展開の検討

施策の内容

- 市民の文化活動を支援する。
- 世代間の交流をすすめ、個性ある地域文化活動を支援する。



藤沢市民まつり（2004年）

基本目標 6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち

3. 市民文化の創造支援と新たな歴史の継承

2) 芸術文化創造の支援

施策の目的

市民の手による個性豊かな芸術文化を創造する。

現状と課題

- 市民の主体的、日常的な芸術文化活動を支援し、成果の発表交流の機会を提供する必要がある。
- 1968年（昭和43年）に開館した市民会館は、建物、機械、設備の老朽化が目立ってきている。また、各種演奏会や演劇が大型化している。
- 1989年（平成元年）に開館した湘南台文化センターは、建物本体などの維持修繕が必要となっている。

施策の内容

- 芸術文化の創造と振興を図る。
- 芸術文化活動の拠点施設の整備・充実を図る。
- 市民ギャラリーの運用の充実を図る。

到達目標

- 芸術文化の創造

主要な事業

- 市民の芸術文化の発表や鑑賞
- 藤沢市民オペラ公演の支援
- 音楽・文学・美術活動などへの創造活動の支援
- 企画展や30日美術館などの市民ギャラリー事業の推進
- 拠点文化施設の整備
- (財) 藤沢市芸術文化振興財団関係事業の推進



藤沢市民オペラ「地獄のオルフェ」(2004年11月公演)

3. 市民文化の創造支援と新たな歴史の継承

3) 歴史の継承と文化の創造

施策の目的

藤沢に生きた人々の歴史と、そこから育まれた文化を探求し継承するとともに、藤沢の歴史・文化財に関する情報を提供し、心の豊かさを養い育み市民による新しい文化の創造をめざす。

現状と課題

- 国・県・市指定の文化財のほか、多くの有形・無形・埋蔵文化財などが所在している。これらの文化財の保存・管理をすすめ、併せて、文化財総合調査や文化財愛護思想の普及啓発などをすすめる必要がある。
- 市民的財産でもある歴史的建造物や芸術関係資料などの貴重な歴史・文化資源の消滅や散逸を防ぎ、保存や公開などが求められている。
- 貴重な市民共有の財産である博物館資料を市民に公開活用する必要がある。
- 大量の歴史資料が蓄積されるとともに、収集資料等の劣化が危惧される。
- 文書館資料の保存スペースの確保が必要である。
- 文書館資料の情報検索システムを構築し、閲覧利用サービスの充実が必要である。
- 歴史的公文書の公開に向けて、整理・内容検討を実施する必要がある。
- 藤沢市史の昭和期前後を中心に改訂補完する必要がある。

施策の内容

- 歴史的資料などを適切に保存し公開する。
- 藤沢の歴史並びに博物館資料に関する調査・研究をすすめるとともに、資料収集を図る。
- 高度情報化社会の進展をふまえ、インターネットを活用した「電子博物館みゆネットふじさわ」により、博物館の資料などの公開活用を充実する。
- 市史の編さんをすすめる。
- 文書館資料のデータベース化をすすめ、資料情報提供システムの構築をすすめる。

到達目標

- 郷土の歴史や文化遺産の保護、継承
- 藤沢市史の全時代の編さん
- 保存文書の円滑な閲覧利用

主要な事業

- 文化財の保護、保存、活用
- 博物館資料の収集、整理、保管、公開活用
- 博物館収蔵施設の整備
- 藤沢市史編さん



竪穴住居内遺物出土状態
(弥生時代末～古墳時代初頭・大庭城址公園内遺跡)



文書館収蔵資料

4. 地域に根ざした平和・親善交流の支援

1) 平和事業の推進

施策の目的

核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の大切さと尊さを次代に伝える。また、市民が主体となって取り組んでいる草の根平和運動などの活動を援助し、平和運動を推進する。

県内の基地（とりわけ遊休基地）の早期返還、基地周辺の騒音対策など、基地をめぐる諸問題の解決に向け、神奈川県基地関係県市連絡協議会や厚木基地騒音対策協議会を通じて対策を図る。

現状と課題

- 基地に関しては、市単独では国、米軍に対し限界があるため、神奈川県基地関係県市連絡協議会や厚木基地騒音対策協議会の一員として、県や関係市との連携の中で課題の解決を図る必要がある。
- 国の外交・防衛に関わる問題であるが、継続的な取り組みが求められている。

施策の内容

- 平和運動の推進を図る。
- 「平和の輪をひろげる実行委員会」などの、草の根平和運動を支援する。
- 県基地関係県市連絡協議会で基地（とりわけ遊休基地）の早期返還要求を促進する。
- 航空機騒音解消に向けた対策を推進する。

到達目標

- 核兵器の廃絶と恒久平和
- 県内基地（とりわけ遊休基地）の返還及び航空機騒音の解消

主要な事業

- 平和に関する講演会や学習フォーラムによる啓発活動
- 「平和の輪をひろげる実行委員会」への支援
- 航空機騒音の解消



被爆者の方による体験講話会

基本目標6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち

4. 地域に根ざした平和・親善交流の支援

2) 国際化・都市親善交流事業の推進

施策の目的

国内外の諸都市と自治体間、市民間における産業、文化、スポーツ、学術など幅広い交流を通して、相互理解と友好親善に努め、国際平和に貢献する。

現状と課題

- 2002年（平成14年）11月に新たに韓国の保寧市と姉妹都市提携を結びさらに交流の輪が広がった。高度情報化・ボーダーレス化の中、市民レベルの交流によって、市民が国際感覚を身につけることが重要である。また、2000年10月にマイアミビーチ市との友好協会が設立されたことに伴い、本市には友好・姉妹都市のある4カ国すべての国との友好協会が設置され市民間の交流に寄与している。
- 市民を取り巻く環境が国際化しており、国際化への理解を深め、市民レベルでの交流を促進していくことが必要である。
- 市内在住の外国人の日常生活を支援するため、近隣との交流促進や市政情報などの翻訳をさらにすすめる必要がある。

施策の内容

- 友好提携先をはじめとする世界の自治体との市民レベルでの交流・協力をさらに推進する。
- 「内なる国際化事業」として、市内在住の外国人の日常生活を支援するために、市政情報などの外国語への翻訳等を推進する。

到達目標

- 友好・姉妹都市（4都市）を中心とした国際交流事業の推進と、市内在住外国人の生活環境の向上

主要な事業

- 友好・姉妹都市を中心にした諸外国都市との親善
- 市政情報などの外国語への翻訳の推進



韓国保寧市からの研修生の受け入れ

基本目標7

すべての市民が 協働してすすめるまち

1. 男女平等社会の推進

- 1) 男女共同参画意識の普及と啓発 105
- 2) 男女共同参画推進のネットワーク 106

2. 市民が主体のまちづくり

- 1) 活動団体のネットワーク化の支援 107
- 2) 市民活動推進センターの支援 108
- 3) 地域コミュニティ活動の支援 109
- 4) 市民主体のまちづくりの支援 110
- 5) 地域拠点施設の整備 111

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

- 1) 市民参加・参画の推進 112
- 2) 暮らし・まちづくり会議の充実 113
- 3) 市民電子会議室の充実 114
- 4) 13地区別まちづくりマネージメントの推進 115



基本目標 7 すべての市民が協働してすすめるまち

1. 男女平等社会の推進

1) 男女共同参画意識の普及と啓発

施策の目的

男女平等社会を実現するために、市民と連携して男女共同参画意識の普及と啓発をすすめる。

現状と課題

- 意識啓発を推進するためには、多くの人材を要するため、中心となる人材を育成することや、地域などでの活動が必要である。
- 男女共同参画社会基本法の施行によって、社会制度や慣習などの問題意識の啓発を図ることが求められている。
- 審議会などへの女性の登用率は、2004年4月現在31.5%であるが、目標値である40%の達成が求められている。
- 少子高齢化など社会状況が変化する中で、個人がそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが求められている。
- 配偶者等からの暴力に関する相談は年々増加し、深刻な問題となっている。

施策の内容

- 「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を推進する。
- 国際感覚をもった活動の中心となる地域リーダーの養成を推進する。
- 男女共同参画社会基本法に基づく条例の研究及び次期基本計画（2011年～）の策定をすすめる。
- 男女共同参画社会の啓発に向けた情報などの定期的な提供を行う。
- 公募の市民等による実行委員会が企画運営するフォーラムを開催する。
- 市民の意見・提案を検討する会議を開催する。
- 行政内部の啓発をすすめる。
- 市の審議会などへの女性の登用を促進する。
- 関係機関と連携し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護・自立に努める。

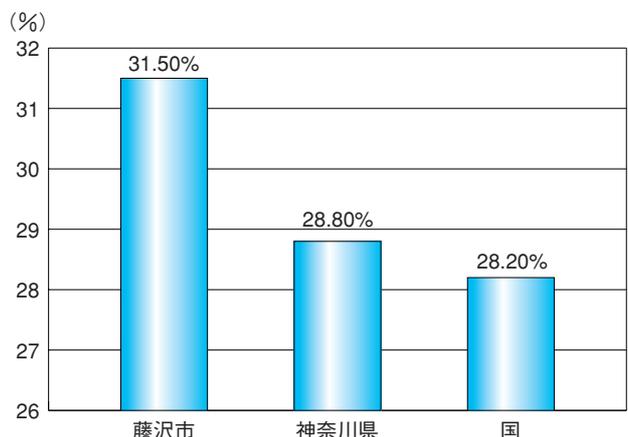
到達目標

- 男女が互いの人権を尊重し、共に責任を担い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現

主要な事業

- 「ふじさわ男女共同参画プラン2010」の進行管理及び見直し
- 次期基本計画（2011～）の策定
- 地域リーダーの養成
- 男女が共に生きる情報誌「かがやけ地球」の発行
- 市民向け啓発冊子の発行とホームページへの掲載
- 共に生きる「フォーラムふじさわ」の開催

平成16年藤沢市・神奈川県・国の審議会等における女性委員登用率



資料：男女共同参画課（数値の基準日は同一ではありません）

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

1. 男女平等社会の推進

2) 男女共同参画推進のネットワーク

施策の目的

男女平等社会の実現に向けて、市民や全国の都市と連携するとともに市民と市民の連携をすすめる。

現状と課題

- 男女共同参画行政推進の拠点施設である県立かながわ女性センターは、啓発の場として多くの市民が利用しており、引き続き連携を密にすることが求められている。
- 男女共同参画行政を円滑に推進するため、県立かながわ女性センターと本市関係部局が相互に連携することが求められている。
- 男女共同参画社会の形成に向け、市民団体との連携が求められている。

到達目標

- 男女共同参画ネットワークの形成

主要な事業

- 県立かながわ女性センターとの連携
- 市民団体との連携及び情報交換

施策の内容

- 男女共同参画に関する問題解決に向けた情報の交換や収集を行い、各種イベントなどに参加する。
- 全国の各都市と連携し、情報交換をすすめる。
- 男女共同参画ネットワーク化を推進する。



共に生きるフォーラムふじさわ2004

2. 市民が主体のまちづくり

1) 活動団体のネットワーク化の支援

施策の目的

様々な分野で活動している市民団体やグループが、新たな展開に向けた情報交換や交流により連携するためのネットワーク化を支援する。

現状と課題

- 様々な分野でのグループが、情報交換し交流する場が不足している。このため、既存の枠組みにこだわらない新しいネットワークの形成が求められている。
- 市民活動を支援するため、活動する場の確保、情報の収集及び提供、財政的支援、協働事業の推進について検討をすすめる。

到達目標

- 活動団体間の交流

主要な事業

- 市民活動団体の支援
- 市民活動団体の自立化のための支援や連携強化策の検討

施策の内容

- ネットワークづくりを支援する。
- 市民活動の自立化を支援する。



NPO交流会

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2. 市民が主体のまちづくり

2) 市民活動推進センターの支援

施策の目的

非営利活動市民団体（法人も含む）の自主性、自立性を最大限に尊重し、情報・学習・交流・協働のネットワークづくりと市民活動支援および市民と行政の協働システムの確立を図る。

現状と課題

- 社会貢献活動をしたいという要求と、必要に応じた支援を得たいという要望をマッチングさせる情報交換の場がないため、市民や企業の社会貢献活動を効果的かつ組織的に活用することができる場が求められている。
- 市民と行政の協働をすすめるため、様々な団体・個人の社会貢献活動を支援するシステムを構築することが求められている。
- 市民活動推進センター機能の充実が求められている。

到達目標

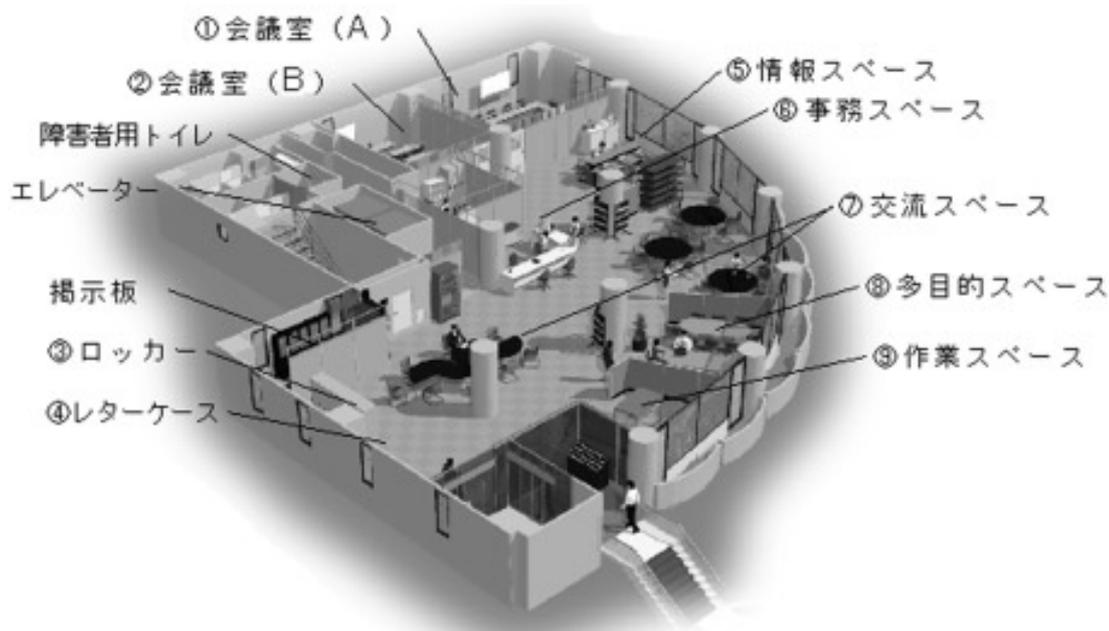
- 市民、企業、大学、行政の密接な連携
- 市民がいきいきと社会貢献活動できる共生的自治システムの確立

主要な事業

- 市民活動推進センター関連事業の推進

施策の内容

- 公設市民運営の市民活動推進センターを支援し、市民団体との効果的な協働の促進を図る。
- 市民活動推進委員会からの答申を受け、市民活動推進計画を策定する。



市民活動推進センター

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2. 市民が主体のまちづくり

3) 地域コミュニティ活動の支援

施策の目的

安全な近隣社会の構築のため、自治会活動等の地域コミュニティ活動の育成を図り、その活動を継続支援する。

現状と課題

- 自治会組織は、465件に達している。
- 自治会館は自治会組織の半数が所有している。
- 市民センター・公民館を地域拠点施設として実践するため、地域分権を具体的に検討し、市民と行政が協働し、信頼あるパートナーシップを確立する必要がある。
- 地域の中で、市民が協働して地域の課題を解決しようという取り組みに対する支援が必要である。
- 公共用物（道路・公園・河川等）の環境美化活動を市民の自発的・主体的なボランティア活動に委ねることにより地域社会の活力を高めていくことが必要とされている。

到達目標

- 自治会を中心とした地域コミュニティの形成

主要な事業

- 市民組織交付金の交付
- 自治会館建設費等の補助
- 市民活動保険の充実
- 地域支援対策の充実
- 美化ネットふじさわ事業の推進

施策の内容

- 自治会、町内会に対し、健全な活動ができるよう助成を行う。
- 地域活動拠点の促進を図るとともに、地域の認可地縁団体の所有する自治会館の登記費用の助成を行う。
- 市民活動をささえるため、市民活動保険を充実する。
- 地域の課題について地域で解決し、身近な生活環境の整備を図る。
- 環境美化活動を支援する。

地区別自治会数及び加入世帯数

(2004.9.1現在)

地区名	自治会数	加入世帯数
藤沢東部	38	9,427
藤沢西部	33	6,660
鵠沼	55	20,089
村岡	22	9,178
六会	37	11,097
片瀬	26	7,776
明治	32	7,864
御所見	14	5,150
遠藤	9	1,853
長後	38	9,822
辻堂	42	13,139
善行	38	10,026
湘南大庭	47	10,021
湘南台	34	10,612
合計	465	132,714

※自治会加入率
 $\frac{\text{加入世帯数 (132,714)}}{\text{全世帯数 (160,007)}} \times 100 = 82.9\%$

資料：市民自治推進課

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2. 市民が主体のまちづくり

4) 市民主体のまちづくりの支援

施策の目的

行政との協力関係のみにとどまることなく、市民自らが主体的にまちづくりを推進し、まちづくりの主体となることで、地域の問題は地域で解決するという地域主権をすすめる。

現状と課題

- 急速な少子高齢化、情報化の進展という構造の中で、また阪神・淡路大震災以降、防災に関するまちづくりの取り組みが広がっていることから、市民のより直接的な参加によってまちづくりを進めることが課題となっている。
- 平成9年度にスタートしたくらし・まちづくり会議が、政策提案型の活動を着実に積み重ねていること、またNPOによるまちづくり、企業の社会貢献活動も広がってきており、まちづくりの担い手が多様化している。
- 今後は、これらの新たな市民活動を視野に入れ、そのまちづくり活動への支援と連携が必要である。

到達目標

- 市民が主役のまちづくりの達成

主要な事業

- まちづくり活動への助成
- 建築協定、地区計画の促進

施策の内容

- 行政がこれまでに蓄積したまちづくりにおける知識・経験・技術を、住民まちづくり活動へ提供するとともに助成を行う。
- 住宅地のみどりの保全・創造、狭あい道路の解消、まちなみの保全・修復、空地確保のため、建築協定や地区計画を促進する。



辻堂防災まちづくり検討会

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2. 市民が主体のまちづくり

5) 地域拠点施設の整備

施策の目的

市民相互の連帯とよりよい近隣社会の形成に寄与する地域拠点の整備を推進する。

現状と課題

- 行政サービスを行うには、地域の実情や特色を考慮して地区ごとに行政拠点を設置し、地域問題の解決が必要となっている。市民相互の交流の場として、人口3万人程度を一つの目安として市民センターを設置している。
- 市内13地区には、地域住民の交流の場、生涯学習活動の場、地域社会づくりの拠点施設として、市民センターや公民館があり、市民の自治活動や文化活動が、ますます活発化してきており、共同生活の場となる地域社会における新しいコミュニティ施設づくりが求められている。
- 老朽化や補強工事の必要性のある市民センターなどの施設の改築を行い、施設の充実を図る必要がある。
- 市民の家は、昭和50年から平成16年まで40館整備されている。
- 平成3年からは、建築基準を160㎡から230㎡に変更し、高齢化社会に向けたオープンスペースとして、多機能な施設となっている。
- 地域中心主義を実践する場として、市民センターの位置付けのあり方と機能の充実が求められている。

施策の内容

- 老朽化のすすんでいる地域拠点施設を順次整備し、市民サービスの向上と施設の充実を図る。
- 公民館に市民センターの機能を付加し、地域住民の福祉の増進、行政サービスの充実を図る。

到達目標

- 地域拠点施設の整備

主要な事業

- 市民センターの整備
- 高度情報化の推進



改築された遠藤市民センター

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

1) 市民参加・参画の推進

施策の目的

複雑多様化する社会のなかで、市民が行政に積極的に参加・参画し、市民とともに様々な施策の展開を図る。

現状と課題

- 市民との協働には、行政側の努力と、市民の自主的、主体的な行政参画が求められている。
- 市民参加をより積極的なものとするため、市民の様々な声を聞き、市政への参画の実現を図る必要がある。
- 若年層から高齢者まで、それぞれの経験や技術を生かした地域活動や市政への参画の推進が求められている。
- 住民自治の拡充を図り、市民と行政との協働の位置付けを明確にして、市民の権利・責務を定めるなど、まちづくりの基本的なルールとしての「自治基本条例」の検討をすすめる必要がある。

到達目標

- 市民と行政がパートナーシップを構築し、協働してまちづくりをすすめる共生的自治の実現

主要な事業

- 市政モニター制度などの充実
- 各種広聴制度の推進、充実
- マルチメディアによる行政情報の提供

施策の内容

- 審議会、策定委員会など、市の企画立案、意思決定過程で専門家や市民の参画を推進する。
- パブリック・コメント(意見公募)の制度化を図る。
- 市民提案システムを充実する。
- 市政情報を積極的に提供する。
- 市民参加による「自治基本条例」の検討をすすめる。



市民協働についてパネルディスカッション

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

2) 暮らし・まちづくり会議の充実

施策の目的

地域の問題、行政課題を解決するための協働体制を確立する。

現状と課題

- 13地区において、独自の運営により継続的な活動を展開し、随時、市に提言書を提出している。
- 若い人の参加が少ない。
- 様々な地域住民の声を聞くことが期待されている。
- 自主運営の条件整備の必要性がある。
- 既存団体との活動の連携と協力を図り、暮らし・まちづくり会議を地区に浸透したものとしていく必要がある。

到達目標

- 暮らし・まちづくり会議との協働

主要な事業

- 暮らし・まちづくり会議運営委員会との協働

施策の内容

- 暮らし・まちづくり会議運営活動を支援する。



片瀬地区での全体集会

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

3) 市民電子会議室の充実

施策の目的

市民提案システムのひとつであるインターネットを活用した市民電子会議室の充実により、市民の協働を推進する基盤づくりを行う。

現状と課題

- 市民が参加しやすい運営方法の確立と参加者の拡大が期待されている。
- 運営委員会による自主運営機能の強化が必要である。

到達目標

- 電子会議室の市民による自主運営
- 市民と行政の協働によるインターネットを活用した新しいコミュニティの形成

施策の内容

- インターネットを活用した新しいコミュニティの形成をめざし、市民主導の運営により電子会議室の充実を図る。
- 市民の提案に対し、リアルタイムな対応が可能となるように、機器の充実と研修の充実を図る。

主要な事業

- 市民電子会議室運営への支援
- インターネット関連機器類の充実
- 職員研修の充実



新しい市民コミュニティについてシンポジウム

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

4) 13地区別まちづくりマネージメントの推進

施策の目的

都市としての成熟段階を迎えようとしている本市の、これまでつくりあげた良好な生活環境を、今後とも維持していくために、蓄積した都市基盤を活用し、行政サービスや市民活動が活発に行われている市民センター・公民館を中心とした13地区を基本に、身近なコミュニティから行政と市民の協働によって、くらしやすさを追求するまちづくりマネージメントを推進する。

現状と課題

- 本市では市街化区域4,686haのうちのおよそ3分の1にあたる、約1,650haが区画整理事業によって基盤整備されている。これらの市街地では、公園の維持管理に住民がどのように関わるか、また、その良好な環境をどのように維持していくかが課題となっている。
- 古くから発達した市街地では、狭あい道路の解消や空き地の確保などが課題となっている。
- これらの課題の解決に向けては、行政が全てを行うのではなく、市民自らも責任と負担を負いながら、行政と協力してきめ細かなまちづくりをすすめることが不可欠である。
- 福祉、防災、景観、交通など多面的視点から、修復や整備などきめ細かにまちづくりをすすめ、良好な環境の維持管理を、市民と行政の協働によってすすめることが必要である。

施策の内容

- 身近な公園や生活道路、里山などの管理に、住民組織やNPO*、企業が参画するシステムの検討をすすめる。
- 地区ごとのまちづくりに総合的に携わるセクションの設置を図る。

到達目標

- 住民組織、NPO、民間企業などの管理による、都市施設の維持管理費の低減
- まちづくりコーディネーターの配置による、市民協働に基づくまちの改善と活性化

主要な事業

- まちづくりマネージメント関連事業の推進

*「NPO（Non Profit Organization）」…民間非営利団体と訳され、営利を目的としない民間団体。



公園愛護会活動（神台公園）

資料編

1. 藤沢市総合計画「基本計画」見直しについて(諮問)… 117
2. 藤沢市総合計画「基本計画」見直しについて(答申)… 118
3. 藤沢市総合計画審議会委員名簿 …………… 119
4. 藤沢市総合計画審議会規則 …………… 120
5. 藤沢市総合計画策定庁内体制 …………… 123
6. ふじさわ総合計画2020策定の経過 …………… 125
7. ふじさわ総合計画2020「基本計画」見直しの経過… 129
8. 「基本計画」見直しへの主な意見とその対応… 132

1. 藤沢市総合計画「基本計画」見直しについて（諮問）

2004年7月22日
(平成16年)

藤沢市総合計画審議会
会 長 様

藤 沢 市 長
山 本 捷 雄

藤沢市総合計画「ふじさわ総合計画2020」における「基本計画」の見直しについて（諮問）

藤沢市総合計画「ふじさわ総合計画2020」における「基本計画」の見直しをしたいので、貴審議会に諮問します。

以 上

2. 藤沢市総合計画「基本計画」見直しについて（答申）

2005年3月23日
(平成17年)

藤 沢 市 長
山 本 捷 雄 様

藤沢市総合計画審議会
会長 金 安 岩 男

藤沢市総合計画「基本計画」見直しについて（答申）

2004年（平成16年）7月22日付をもって、「ふじさわ総合計画2020」の基本構想に基づく2001年度（平成13年度）から2010年度（平成22年度）までの10か年の基本計画見直しについて、本審議会に対し諮問がありました。

見直しについて本審議会は13地区の意見交換会、市民電子会議室、パブリックコメントなどで出された意見などを参考に、5回にわたる審議会と12回にわたる分科会において、藤沢市の現状と社会情勢の動向を見極め、総合的・専門的に審議を尽くした結果、別冊のとおり基本計画見直し最終案をまとめましたので、次の意見を付して答申します。

1. 基本計画の実施に際しては、市民の協力のもと、より良い藤沢市の形成を目指し、市民のための計画実施を希望します。

今回、市民からは市民生活の向上に向け、どのような施策に重点をおき、どのような優先順位で実施するのかを明らかにしてほしいという意見をはじめ、各分野にわたり建設的な意見が多くありました。今後、実施計画策定に向けては、これらの意見をふまえた計画策定をされることを希望します。

以 上

3. 藤沢市総合計画審議会委員名簿

2004年7月22日現在

選出区分	氏名	所属・役職
市議会議員 副会長 7名	高橋 八一	21社・民CLUB
	諏訪間 春雄	藤沢新政会
	廣田 忠男	藤沢新政会
	松下 賢一郎	藤沢市公明党
	海老根 靖典	藤沢新政会
	吉田 信行	藤沢新政会
	矢島 豊海	藤沢新政会
市民 13名	小山 桂子	片瀬・江の島まちづくりの会運営委員
	直江 國康	鵜沼地区くらし・まちづくり会議運営委員
	織田 哲	辻堂くらし市民の会運営委員
	吉沢 幸恵	村岡くらし・まちづくり会議運営委員
	平野 雅道	藤沢地区市民会議運営委員
	佐藤 祥子	明治地区くらし・まちづくり会議運営委員
	岸田 陟	善行くらし・まちづくり会議運営委員
	市橋 優子	湘南大庭フォーラム運営委員
	小玉 徹	六会地区くらし・まちづくり会議運営委員
	井上 弑喜	湘南台地区くらし・まちづくり会議運営委員
	普川 進武	遠藤まちづくり推進協議会運営委員
	有賀 眞弓	くらし・まちづくり会議“長後”運営委員
	末廣 勝美	御所見くらし市民会議運営委員
学識経験者 会長 12名	青木 義久	さがみ農業協同組合藤沢地区運営委員長 農業
	朝倉 茂夫	藤沢市医師会会長 医療
	生熊 譲二	湘南工科大学教授 教育心理
	石渡 和実	東洋英和女学院大学教授 福祉
	香川 修司	湘南地域連合議長 労働
	金安 岩男	慶應義塾大学教授 地域計画
	佐々木 恵彦	日本大学生物資源科学部長 植生
	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授 環境
	塩田 豊永	藤沢商工会議所会頭 経済
	高橋 志保彦	神奈川大学学長補佐 都市景観
	萩原 雄一	藤沢青年会議所理事長 経済
	安 咸子	元お茶の水女子大学講師 文化、男女共同、情報
関係行政機関 4名	加藤 国夫	湘南地区行政センター所長
	平岡 孝恵	藤沢土木事務所長
	佐々木 佳郎	藤沢保健福祉事務所長
	関 真理	かながわ女性センター副館長

(敬称略)

4. 藤沢市総合計画審議会規則

藤沢市総合計画審議会規則

制 定	昭和41.4.1規則第6号	
改 正	昭和44.7.15規則第8号	昭和45.9.7規則第27号
	昭和48.5.16規則第14号	昭和52.9.1規則第21号
	昭和55.7.10規則第14号	昭和59.7.5規則第16号
	昭和59.8.20規則第25号	昭和63.8.25規則第21号
	平成9.3.31規則第71号	

(目的)

第1条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和33年藤沢市条例第3号）第3条の規定に基づき、藤沢市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(平成9規則71・一部改正)

(組織)

第2条 審議会の委員は、45人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(昭和63規則21・全改)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2箇年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 審議会には、会長および副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第5条 審議会は、市長の請求に基づき会長が招集する。

(議事)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第8条 会長は、審議会が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(専門部会)

第9条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会に専門的事項を審議させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌握し、部会の審議の経過および結果について会長に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるとき、または欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を行なう。

(報酬等)

第10条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和37年9月藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

(書記)

第11条 審議会に書記を置き、総合計画事務担当の職員をもつてあてる。

2 書記は、会長の指揮を受けて、審議会の庶務を処理する。

(昭和44規則8・昭和45規則27・昭和48規則14・昭和55規則14・昭和59規則16・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年規則第8号）抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和44年7月16日から施行する。

付 則（昭和45年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年7月17日から適用する。

付 則（昭和48年規則第14号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年規則第14号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和55年7月11日から施行する。

付 則（昭和59年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和63年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

5. 藤沢市総合計画策定庁内体制

【ふじさわ総合計画2020 基本計画見直しに関わる庁内体制について】

1 目的

2000年6月に策定された「ふじさわ総合計画2020」は、その策定時には想定していなかった税収の減少、国の三位一体改革による国と地方の財政構造の変化、工場の移転による産業の空洞化、行政の各分野での法制度の変革等により、総合計画の基本計画を見直す必要がある。

見直しに当たっては、現行の部・課中心の組織運営を基本とする中で、他の部・課との綿密な調整を図り、継続性、緊急性、優先度、効果等を十分に検討討議し、見直し結果を踏まえ、2006年からの後期実施計画を策定する必要がある。

そこで、庁内に総合計画策定責任者会議、総合計画策定主任者会議、総合計画策定作業部会を置き、庁内体制を確立し、全庁的な視野に立って適切かつ効率的な諸施策の展開を図ることとする。

2 組織

総合計画策定責任者は各部長とし、総合計画策定主任者は各調整課長とする。

総合計画策定作業部会員は策定主任者が部内より指名する。

3 職務

- (1) 総合計画策定責任者は、総合計画の基本計画見直しに関し、部内の調整及び決定をする。
- (2) 総合計画策定主任者は、総合計画の見直しに関し、部内の取りまとめをする。
- (3) 総合計画作業部会員は、総合計画の見直しに関し、総合計画策定主任者の補助をする。また、基本計画見直しに関わる具体的作業を行い、経営企画課との調整作業をする。

6. ふじさわ総合計画2020策定の経過

年 月 日	項 目
1997年8～9月	まちづくり市民意識調査
1998年1～3月	将来人口推計モデル調査
1998年4月14日	政策会議 総合計画審議会について
1998年4月28日	第1回総合計画審議会 ・委員委嘱式 ・会長、副会長の選出 ・審議会への諮問
1998年5月19日	政策会議 総合計画策定について
1998年6月16日	総務常任委員会「総合計画について」報告
1998年6月18日	第2回総合計画審議会 ・藤沢市の概要について
1998年7月7日	第3回総合計画審議会 ・将来人口推計及び市民意識調査等に関わる資料について ・「基本構想」策定に関わる課題討議
1998年7月22日	第4回総合計画審議会 ・基本構想策定について ・「基本構想」策定に関わる課題討議
1998年8月4日	総合計画審議会委員自主勉強会 第1グループ勉強会「深刻化する地球環境」
1998年8月5日	総合計画審議会委員自主勉強会 第2グループ勉強会「到来する成熟社会」「多様化する生活様式」 「個の時代の到来」
1998年8月7日	総合計画審議会委員自主勉強会 第3グループ勉強会「大きく変わる経済活動」 「これからの都市づくり」「求められる共生的自治システム」
1998年8月11日	総合計画審議会委員自主勉強会第1グループ勉強会
1998年8月14日	総合計画審議会委員自主勉強会第3グループ勉強会
1998年8月	小中学生への作文・絵画作品募集 (絵画14点、作文16点)
1998年9月3日	第5回総合計画審議会 ・まちづくりの課題と方向性について
1998年9月22日	政策会議 総合計画策定に関わる庁内体制について
1998年9月29日	政策会議 基本構想骨子(案)について
1998年10月5日	第6回総合計画審議会 ・「基本構想」骨子(案)について ・自主勉強会の討議経過にみる藤沢市の課題 ・総合計画「基本構想」に対する市民からの意見・提案 ・総合計画「基本構想」の作文による市内小中学生の意見・提案

年 月 日	項 目
1998年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・こども夢議会での意見・提案 第7回総合計画審議会
1998年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」(案)について 政策会議 基本構想素案について
1998年10月23日	第8回総合計画審議会
1998年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」(素案)について 政策会議 総合計画策定スケジュールについて
1998年10月30日	策定責任者・策定副責任者会議発足「基本構想」素案
1998年11月4日	策定副責任者・策定主任者・策定副主任者会議「基本構想」素案
1998年11月18日	議員全員協議会に報告
1998年11月25日	総合計画「基本構想素案」広報ふじさわ特集発行
1998年11月28日～	「基本構想」13地区説明会開催
1998年12月13日	
1998年12月8日	政策会議 総合計画策定の進め方について
1998年12月8日	策定副責任者会議「基本構想」素案について
1998年12月24日	策定責任者・策定副責任者・策定主任者合同会議「基本構想」素案について
1998年12月25日	政策会議「基本構想」素案の修正について
1998年12月25日	第9回総合計画審議会
1999年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」(素案の修正)について 政策会議「基本構想」第二次素案について
1999年1月14日	第10回総合計画審議会
1999年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」第二次素案について 策定責任者・策定副責任者合同会議「基本構想」第二次素案について
1999年2月1日	議員全員協議会に報告「基本構想」第二次素案
1999年2月9日	第11回総合計画審議会
1999年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」(答申案)について 市議会議決「基本構想」
1999年3月19日	策定副責任者会議「基本計画」策定について
1999年4月2日	策定副責任者会議「基本計画」策定について
1999年4月10日	21世紀の“私たちのまち藤沢”広報ふじさわ発行
1999年5月19日	策定副責任者会議「基本計画」策定について
1999年5月25日	策定副責任者会議「基本計画」策定について
1999年5月28日	策定責任者会議「基本計画」策定について
1999年5月29日	総合計画シンポジウム「21世紀の都市はどうあるべきか」
1999年6月1日	政策会議「基本計画」策定(案)について
1999年6月1日	策定主任者・副主任者会議「基本計画」策定方針
1999年6月4日	第12回総合計画審議会

年 月 日	項 目
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員（欠員）委嘱式 ・ 会長、副会長の選出 ・ 「基本計画」策定の進め方について ・ 市内視察（自由参加）について ・ 13地区市民集会（意見交換会）について
1999年 7 月 6 日	総合計画審議会委員自主勉強会
1999年 7 月12日	総合計画審議会委員自主勉強会（市内視察）
1999年 8 月 3 日	総合計画審議会委員自主勉強会（市内視察）
1999年 8 月 5 日	総合計画審議会委員自主勉強会
1999年 7 月17日～	13地区意見交換会
1999年 8 月 7 日	
1999年 8 月 9 日	策定副責任者・主任者会議「基本計画」一次素案
1999年 8 月10日	政策会議「基本計画」一次素案について
1999年 8 月12日	策定副責任者・主任者会議「基本計画」一次素案
1999年 8 月16日	策定責任者会議「基本計画」一次素案
1999年 8 月17日	政策会議「基本計画」一次素案について
1999年 8 月19日	第13回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本計画」一次素案について ・ 今後の予定について
1999年 9 月 6 日	議員全員協議会に報告「基本計画」一次素案
1999年 9 月11日	第14回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本計画」一次素案について ・ 4つの分科会に分かれて審議
1999年 9 ～10月	4つの分科会は、それぞれ3回の日程で審議した。
1999年10月15日	第15回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本計画」一次素案の修正案について
1999年10月29日	第16回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本計画」一次案について ・ 「基本計画」一次案の答申
1999年11月 2 日	政策会議「基本計画」一次案について
1999年11月 2 日	策定副責任者・主任者会議「基本計画」一次案
1999年11月10日	総合計画「基本計画」一次案広報ふじさわ特集発行
1999年11月12日～	「基本計画」一次案地区説明会
1999年11月28日	
1999年12月 8 日	議員全員協議会に報告「基本計画」一次案
2000年 2 月16日	策定副責任者・主任者会議「基本計画」二次素案について
2000年 2 月23日	策定責任者会議「基本計画」二次素案について
2000年 3 月 6 日	策定委員へ「基本計画」二次素案配布
2000年 3 月14日	政策会議「基本計画」二次素案について
2000年 3 月22日	議員全員協議会に報告「基本計画」二次素案
2000年 4 月 7 日	第17回総合計画審議会

年 月 日	項 目
2000年 4 月13日 2000年 4 月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本計画」 二次素案について 県協議（新協議手続要綱）申し出 第18回総合計画審議会
2000年 5 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本計画」 答申案について 「基本計画」 答申
2000年 6 月 2 日	政策会議 「基本計画」 答申について報告
2000年 6 月 2 日	県協議回答「基本計画」決定
2000年 6 月22日	議員全員協議会に報告「基本計画」

7. ふじさわ総合計画2020「基本計画」見直しの経過

年 月 日	項 目
2004年 4月27日	政策会議 総合計画「基本計画」見直しの考え方
2004年 7月 6日	政策会議 総合計画に関わる庁内体制 策定責任者、策定主任者・作業部会会議発足「基本計画」見直し
2004年 7月10日	広報ふじさわ総合計画「基本計画」見直しのお知らせ
2004年 7月13日	政策会議 市政白書について（報告）
2004年 7月14日	策定責任者会議 ・「基本計画」見直しスケジュールについて ・市政白書について
2004年 7月21日	策定主任者・作業部会会議 ・「基本計画」見直しスケジュールについて ・市政白書について
2004年 7月22日	第1回総合計画審議会 ・委員委嘱式 ・会長、副会長の選出 ・審議会への諮問
2004年 8月 3日	政策会議 総合計画「基本計画」見直し素案たたき台について
2004年 8月10日	第2回総合計画審議会 ・「基本計画」見直し素案のたたき台について ・分科会について
2004年 8月31日	政策会議 「基本計画」見直しにおけるパブリックコメントについて
2004年 8月19日～	各分科会は、それぞれ2回の日程で審議した。
2004年 9月13日	8月27日 第1分科会 大分類1－2（情報ネットワーク） 9月 8日 2（環境） 3（産業） 8月19日 第2分科会 大分類4－1（福祉） 9月 1日 4－2（保健・医療） 4－3（住環境） 8月21日 第3分科会 大分類1－3（交通ネットワーク） 8月31日 4－4（暮らし） 4－5（災害） 8月19日 第4分科会 大分類5（情報公開） 9月13日 6（地域文化） 7（市民協働）
2004年 9月21日	政策会議 「基本計画」見直し素案（事務局案）について
2004年 9月22日	策定責任者会議 ・「基本計画」見直し素案（事務局案）について
2004年 9月24日	策定主任者・作業部会会議 ・「基本計画」見直し素案（事務局案）について
2004年10月 4日	議員全員協議会に報告 「基本計画」見直し素案（中間報告）

年 月 日	項 目																																																																						
2004年10月14日	第3回総合計画審議会 ・分科会の報告について ・「基本計画」見直し素案（事務局案）について																																																																						
2004年10月25日	広報ふじさわ総合計画特集号発行 「基本計画」（見直し素案）																																																																						
2004年11月1日～	「基本計画」見直し素案 市民電子会議室、意見公募（パブリックコメント）																																																																						
2004年11月30日	市民意見 発言者・提案者数 意見数 市民電子会議室 19人 138件 意見公募 34人 160件																																																																						
2004年11月3日～	「基本計画」見直し素案 地区意見交換会																																																																						
2004年11月28日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区 名</th> <th>開 催 日</th> <th>参加人数</th> <th>発言者数</th> <th>会場意見数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>湘 南 台</td><td>11月3日</td><td>35人</td><td>9人</td><td>23件</td></tr> <tr><td>湘南大庭</td><td>11月6日</td><td>40人</td><td>10人</td><td>26件</td></tr> <tr><td>遠 藤</td><td>11月7日</td><td>47人</td><td>12人</td><td>26件</td></tr> <tr><td>善 行</td><td>11月7日</td><td>42人</td><td>14人</td><td>28件</td></tr> <tr><td>藤 沢</td><td>11月12日</td><td>26人</td><td>7人</td><td>24件</td></tr> <tr><td>御 所 見</td><td>11月13日</td><td>51人</td><td>13人</td><td>35件</td></tr> <tr><td>明 治</td><td>11月13日</td><td>24人</td><td>6人</td><td>16件</td></tr> <tr><td>片 瀬</td><td>11月14日</td><td>32人</td><td>8人</td><td>21件</td></tr> <tr><td>辻 堂</td><td>11月14日</td><td>30人</td><td>14人</td><td>18件</td></tr> <tr><td>六 会</td><td>11月20日</td><td>58人</td><td>7人</td><td>24件</td></tr> <tr><td>長 後</td><td>11月21日</td><td>32人</td><td>11人</td><td>16件</td></tr> <tr><td>村 岡</td><td>11月27日</td><td>35人</td><td>9人</td><td>15件</td></tr> <tr><td>鵜 沼</td><td>11月28日</td><td>38人</td><td>15人</td><td>19件</td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	開 催 日	参加人数	発言者数	会場意見数	湘 南 台	11月3日	35人	9人	23件	湘南大庭	11月6日	40人	10人	26件	遠 藤	11月7日	47人	12人	26件	善 行	11月7日	42人	14人	28件	藤 沢	11月12日	26人	7人	24件	御 所 見	11月13日	51人	13人	35件	明 治	11月13日	24人	6人	16件	片 瀬	11月14日	32人	8人	21件	辻 堂	11月14日	30人	14人	18件	六 会	11月20日	58人	7人	24件	長 後	11月21日	32人	11人	16件	村 岡	11月27日	35人	9人	15件	鵜 沼	11月28日	38人	15人	19件
地 区 名	開 催 日	参加人数	発言者数	会場意見数																																																																			
湘 南 台	11月3日	35人	9人	23件																																																																			
湘南大庭	11月6日	40人	10人	26件																																																																			
遠 藤	11月7日	47人	12人	26件																																																																			
善 行	11月7日	42人	14人	28件																																																																			
藤 沢	11月12日	26人	7人	24件																																																																			
御 所 見	11月13日	51人	13人	35件																																																																			
明 治	11月13日	24人	6人	16件																																																																			
片 瀬	11月14日	32人	8人	21件																																																																			
辻 堂	11月14日	30人	14人	18件																																																																			
六 会	11月20日	58人	7人	24件																																																																			
長 後	11月21日	32人	11人	16件																																																																			
村 岡	11月27日	35人	9人	15件																																																																			
鵜 沼	11月28日	38人	15人	19件																																																																			
2004年12月17日	議員全員協議会に報告 「基本計画」見直し素案（中間報告その2）																																																																						
2005年1月11日	政策会議 「基本計画」見直し案（事務局案）について																																																																						
2005年1月12日	策定責任者会議 ・「基本計画」見直し案（事務局案）について																																																																						
2005年1月11日～	各分科会は、それぞれ次の日程で「基本計画」見直し案（事務局案）につい																																																																						
2005年1月20日	て審議した。 1月11日 第1分科会 大分類1－2（情報ネットワーク） 2（環境） 3（産業） 1月19日 第2分科会 大分類4－1（福祉） 4－2（保健・医療） 4－3（住環境） 1月14日 第3分科会 大分類1－3（交通ネットワーク） 4－4（暮らし） 4－5（災害） 1月20日 第4分科会 大分類5（情報公開） 6（地域文化） 7（市民協働）																																																																						
2005年1月24日	第4回総合計画審議会																																																																						

年 月 日	項 目
2005年 2 月 7 日	・「基本計画」見直し案（事務局案）について 策定主任者・作業部会会議
2005年 2 月10日	・「基本計画」見直し案（事務局案）について 広報ふじさわ総合計画特集号発行 「基本計画」（見直し案）
2005年 2 月10日～	「基本計画」見直し案 市民電子会議室、意見公募（パブリックコメント）
2005年 3 月 3 日	市民意見 発言者・提案者数 意見数 市民電子会議室 8人 10件 意見公募 10人 27件
2005年 3 月11日	策定主任者・作業部会会議 ・「基本計画」見直し案に対する市民意見等のまとめと対応について ・「基本計画」見直し案（事務局案）について
2005年 3 月16日	議員全員協議会に報告 「基本計画」見直し（最終報告）
2005年 3 月23日	第 5 回総合計画審議会 ・「基本計画」見直し案（事務局案）について ・財政計画見直し案について ・「基本計画」見直し（答申案）について ・「基本計画」見直し（答申）
2005年 4 月 5 日	政策会議 「基本計画」見直し（答申）について報告
2005年 4 月 8 日	ふじさわ総合計画2020 「基本計画」見直し決定
2005年 5 月25日	広報ふじさわ総合計画「基本計画」改定のお知らせ

8. 「基本計画」見直しへの主な意見とその対応

基本計画の見直しについては、2004年7月に「藤沢市総合計画審議会」へ諮問を行い、13地区での意見交換会や2回にわたる市民電子会議室、意見公募（パブリックコメント）を実施し、幅広く市民の皆さんのご意見をお聞きしてまいりました。

見直しに対する意見は、全体で831件ありました。全般的なことへの意見としては、何に重点的に取り組むのか、計画の優先順位を示してほしいなど、基本計画の位置付けやあり方についての意見がありました。また、水害や地震など災害への対応や福祉、健康への意見、道路や交通など身近な生活環境整備問題やみどりの保全、ごみ問題、ごみ有料化や公民館有料化への意見など各分野にわたり数多くありました。

意見を反映し施策に追加したもの、反映できなかったものなど、いくつかのご意見を紹介します。

1 地球ネットワークにささえられるまち

意見概要	意見対応
<p><ネットワークに関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然ネットワーク」というのが何を意味しているのかわかりにくい。 ・高齢者など多くの方がITを利用できるようにしてほしい。 ・えのしま・ふじさわポータルサイトを地域メディアにするべき。 <p><交通に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域交通の整備促進には経済効果等の説明が必要ではないか。 ・相鉄の延伸について、市はどのような考えを持っているか。 ・村岡新駅についての位置付けはどのようになっているのか。 ・横浜藤沢線、奥田線を早期に完成させてほしい。 ・新幹線新駅は本当に必要だろうか。 ・コミュニティバスの本数増や、市内あちこちに広がっていったら利用しやすい。 ・環境汚染の防止も含めて自動車交通総量の削 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境と密接に結びついている地域の環境の中に生きる市民としての考えを示している。 ・市民のIT利用の推進を加える。(1-2-3) ・地域メディア化を目指しているので、今後も研究をすすめる。 ・市街地での道路混雑の解消と交通総量の削減、アクセス時間の短縮が期待される。(1-3-1) ・西北部地域の発展に必要なことから、相鉄いずみ野線の湘南台以西への延伸を検討としている。(1-3-1) ・村岡地区のまちづくりを支える東海道線村岡新駅の設置を検討することとしている。(1-3-1) ・横浜藤沢線の整備の促進と、鵜沼奥田線の整備の推進を位置づけている。(1-3-1) ・県や近隣市町とともに、全国高速交通網へのアクセスとして、また市全体の活性化のため新幹線新駅設置を促進する。(1-3-2) ・地域提案型のコミュニティバスの充実、促進を図ることとしている。(1-3-3) ・自家用自動車に頼らずに移動できる公共交通

<p>減を図ることは賛成だが、車の増加に対応するだけの整備計画という考え方はよくない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低床バスの導入促進とあるが、車いす対応でリフトは一带と考えてよいのか。 	<p>網を整備し、公共交通機関への乗り換えにより交通総量を削減するという考え方である。(1-3-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす対応は、低床バスで対応が図られると考えている。
--	--

2 湘南の自然環境にささえられるまち

意見概要	意見対応
<ul style="list-style-type: none"> ・美化活動の連携には、個人の市民活動の視点も加えた方がよい。 ・街路樹、生け垣による緑化、工場・事業所などの緑化は自然景観ではなく、都市景観なので4-4に移すべき。 ・ごみの有料化については不法投棄の防止や減量に努めている人が不利にならないように。また戸別方式への転換に早く着手して欲しい。 ・ごみ収集の有料化には納得できない。ステーション方式で無料を原則とするべき。 ・生ごみの再資源化を打ち出してほしい。 ・ポイ捨てを防ぐために、条例制定はできないか。 ・廃棄物の徹底した減量と、ごみの減量化についての方針への取り組みは。 ・脱焼却の観点を盛り込むべき。 ・エネルギーセンター構想はどのような取り扱いになったのか。 ・市街化調整区域の下水道整備を早急に進めてほしい。 ・地下水の汚染に対してはどのように取り組むのか。 ・地球温暖化防止に向け、手法や目標を検討する必要がある。 ・ISO14001の認証取得を生かし、環境保全に対する市民意識の啓発、実践を推進する。に修正したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等との連携を付け加える。(2-1-1) ・市街地内の生活空間における緑の空間による自然景観の形成を図ることとしている。(2-1-3) ・ごみの減量化、資源化の徹底、市民と事業者等の負担の公平などの視点から、ステーション方式から戸別収集への転換と有料指定袋制の導入を検討する。(2-2-1) ・具体的な事業の一つとして、家庭用の生ごみ堆肥化装置への購入助成を実施している。(2-2-1) ・環境美化を推進する条例化の検討を追加する。(2-2-1) ・ごみの減量化はプラスチック製容器包装のリサイクルと、生ごみの堆肥化など減量の徹底をすすめている。(2-2-1) ・ごみ焼却については廃棄物の発生を抑制し、再利用と再資源化により減量の徹底化を図るとしている。(2-2-1) ・エネルギーセンターの整備はリサイクルプラザの検討と修正している。(2-2-1) ・人口密度により、事業認可を取りすすめる場合と、合併処理浄化槽設置ですすめる場合の二つによって推進することとしている。(2-2-2) ・水、土壌などの環境汚染監視と調査分析、工場など事業所の監視と指導を行うとしている。(2-2-3) ・地球温暖化対策地域推進計画の策定を追加する。(2-2-3) ・市民の実践などを入れて修正する。(2-2-3)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学病院の誘致については積極的にすすめてほしい。 ・ 健康の森の充実には希少動物の共存を図るため、必要最小限にとどめるべき。 ・ 西北部地域の道路等の基盤整備、農業振興策の検討、商店街の振興など積極的に進めてほしい。農業においては地産地消の方策が必要。 ・ 市街化調整区域の幹線道路沿いの土地利用については検討を進めてほしい。 ・ 谷戸の保全を図ってほしい。 ・ 市街地の屋敷林などの減少に対する工夫を盛り込んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康の森にふさわしい高度医療機能の集積と貴重な自然が残っているので、環境との共生を基本にしながら機能の集積を図ることとしている。(2-2-4) ・ 西北部地域の地域整備は、後期の実施計画の中で検討する。(2-2-4) ・ 市街化調整区域内の適正な土地利用のあり方、住民合意による誘導方策の検討をすすめることとしている。(2-2-4) ・ 市民による里山と谷戸の管理の推進を追加する。(2-3-1) ・ 保存樹林、保存樹木、憩いの森などの指定の拡大(2-3-1)や住宅地のみどりの保全のため、建築協定や地区計画を促進(7-2-4)することとしている。
---	--

3 既存産業の活性化と新しい起業化を支援するまち

意見概要	意見対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、水産業、商業など既存産業への支援は自助努力の促進支援が原則であると考える。 ・ 農業に携わる様々な人たちの意見をよく聴き、生産を考えた施策を展開してほしい。 ・ 堆肥化センターの建設反対という住民の意見をよく聞いてほしい。 ・ 堆肥化センターに反対の人は誤解している面もあるので、環境汚染防止に役立つことをもっと強く説明してほしい。 ・ 湘南ブランドとして特色があり、かつ競争力が期待できる地場産業は積極的に支援すべきである。 ・ 観光漁業化を進めるためには、漁港の整備が必要。 ・ 地域密着型商業のあり方は、地域住民とのふれあいやコミュニティが大切である。 ・ 地域に根付いた研究開発とは具体的に何を考えているのか。 ・ 藤沢の観光資源は江の島、湘南海岸だけではない。遊行寺や白旗神社など具体的な場所を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・水産業の自立化への支援、地域商業の活性化への支援、中小企業の自立化への支援を行う。(3-1-1、3-1-2、3-1-3) ・ 地域や農業者の実情を踏まえた農業振興策の検討を追加する。(3-1-1) ・ 環境に配慮した畜産業振興のための施設整備をすすめることとしている。(3-1-1) ・ 湘南ブランド野菜の販売促進(3-1-1)、ビジネスコンテスト事業への支援(3-1-2)、新製品開発の支援(3-2-2)を行うとしている。 ・ 漁場の整備と片瀬漁港の整備をすすめることとしている。(3-1-1) ・ 施策の内容に、地域のふれあいとコミュニティを大切に事業を追加する。(3-1-2) ・ 市内の特色ある大学と地元企業や農業者との連携支援で、具体的には「産学連携マッチングコーディネート事業」や「産学連携促進事業(農業分野)」などがある。 ・ 江の島をはじめ、市内にある史跡などの保存や活用に努め、多様な市内の観光資源への誘

<p>盛り込んだ観光資源の活用と振興が必要と思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢駅南北は藤沢の中心地として活性化させる必要がある。 ・カントク跡地についてはどのような進捗状況か。どのような考え方で取り組もうとしているのか。藤沢市の新たな顔が形成されることを望んでいる。 ・コミュニティ志向の企業活動は、NPO活動との連携が必要。 	<p>導をすすめると修正する。(3-1-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢駅周辺における土地有効利用の促進を位置づけている。(3-2-3) ・新たな産業創出の場として研究開発、複合的広域的な都市機能を集積した都市拠点の形成、交通基盤の整備促進を図る。(3-2-3、3-2-4) ・コミュニティ志向の起業化促進のため、NPOとの連携を加える。(3-3-2)
---	--

4 安全で安心して暮らせるまち

意見概要	意見対応
<p><保健福祉医療について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の利用者が満足のような福祉施策を。 ・これからは高齢者の力を地域や市民活動、ボランティア活動などで活かすことを検討する必要がある。 ・養護学校等卒業後の進路は、在宅とならないため通う場の確保が必要。 ・幼児期の障害者支援をお願いしたい。小学校の特殊学級では遅く、幼児期の受入れが必要である。 ・藤沢市は安心して共稼ぎができるまちを目指してほしい。 ・次世代育成支援計画の中でも、子育て対策を充実してほしい。 ・児童虐待について予防や早期対応が必要である。 ・母子家庭の生活自立に向けた対応を考えてほしい。 ・高度医療を進めるとあるが、むしろ地域医療の充実を図るべきではないか。 ・市の健康プランを総合的な視点で策定し、地域との連携で取り組んでほしい。 ・DVについての対応を考えてほしい。 ・「ニート」対策が必要になると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の円滑な推進、介護予防事業の推進、地域に密着した支援の展開を追加する。(4-1-1) ・高齢者の積極的な参加、社会参加の推進を加える。(4-1-2) ・障害者施設の整備と居住支援の推進を修正し加える。(4-1-3) ・療育相談機能の充実、障害児の健全育成を推進する。(4-1-3、4-1-4) ・次世代育成支援行動計画に基づき推進することとなる。なお、子育ての環境の整備には、企業や事業所などの理解や協力も必要である。(4-1-4) ・虐待防止ネットワークの充実に、児童虐待の予防や早期発見・対応を図ることを追加する。(4-1-4) ・母子家庭の自立や就労を支援することを追加する。(4-1-4) ・地域医療の充実に向け市民病院の機能強化やネットワークの構築を示している。(4-2-1) ・予防に力を入れた環境型健康づくりやライフステージに合わせた健康づくりを推進することとしている。(4-2-2) ・配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護・自立に努めることを追加する。(4-3-1) ・ニートの増加が課題となっていることを追加

- ・何でも相談窓口の設置を検討してほしい。相談に対する庁内対応のシステム化が必要。

<都市基盤について>

- ・公共交通における自転車の位置づけはどうなっているのか。駅前等の駐輪場の整備は必要である。
- ・生活道路の安全に向けた改善を進めてほしい。県道にも安全でない箇所があり、県市合同で取り組んでほしい。
- ・本鵠沼駅南側の踏切や商店街の道路を拡幅してほしい。
- ・各地区のきめ細かなまちづくりを進めてほしい。そして、計画、実施、点検、見直しのサイクルで進めてほしい。
- ・公共施設や道路のバリアフリー化をすすめてほしい。
- ・住み良いまちづくりのために、開発指導要綱の条例化を検討してほしい。
- ・落書きは公共構造物等に止まらない問題だと思うが。
- ・生活道路での電線の地中化は検討していないのか。

<災害について>

- ・合流式下水道の地域では貯留管等の建設を急いでほしい。
- ・公共施設や学校の耐震化は最優先課題で取り組んでほしい。
- ・水害対策は強力に進めてほしい。
- ・プレジャーボートの管理はきちんとしてほしい。
- ・雨水排水の能力が低下し浸水被害を受けてい

する。(4-3-2)

- ・相談に対する庁内対応のシステム化の検討をすすめるとしている。(4-3-4)
- ・自転車利用者の利便性向上の視点からの施策をすすめる。また、適正な自転車等の誘導及び駐車場所の整備を主要な事業の一つとしている。(4-4-1)
- ・生活道路は歩行者の安全の視点から整備し、居住環境を向上させることとしている。(4-4-1)
- ・踏切の安全確保をすすめることを追加する。(4-4-1)
- ・福祉、防災、環境、地域交通など多面的な視点から、きめ細かなまちづくりをすすめ、良好な生活環境の維持管理と整備を図ることを目的としている。(4-4-1)
- ・障害者や高齢者等に配慮した施設づくりや安全で歩きやすい歩道の整備に努めるとしている。(4-4-1)
- ・市民と行政の協働によるまちづくりの一つとして要綱の条例化を研究している。(4-4-1)
- ・落書きやポイ捨て防止については、2-2-1にあるように環境美化推進の条例化の中で検討する。(4-4-3)
- ・魅力ある都市景観の施策として、電線類の地中化は、その空間のある商店街や幹線道路で実施している。(4-4-3)
- ・貯留管建設は、後期実施計画の中で検討する。
- ・校舎の大規模改修や耐震補強を年次計画ですすめることとしている。(6-1-3) また、公共建築物の耐震改修の計画的な推進を図ることとしている。(4-5-1)
- ・河川の総合治水対策の促進(4-5-1)と、災害情報のシステム化を図り、把握と周知をすることとしている。(4-5-2)
- ・プレジャーボートの適正管理を促進することとしている。(4-5-1)
- ・雨水管渠や貯留管の整備をすすめることとし

<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政難を理由にせず、目標、施策を実行してほしい。 ・ 災害弱者にはどのように対応するのか。 ・ 市内のハザードマップを作成し、公表してほしい。 	<p>ている。(4-5-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者など災害時要援護者支援体制の災害活動の連携を強化するとしている。(4-5-2) ・ 水害ハザードマップ作成の検討を追加する。(4-5-2)
---	--

5 情報公開による公正と効率を守るまち

意見概要	意見対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令集、条例集など図書館等に置き、積極的に情報提供に努めてほしい。 ・ 受益者負担は理解できるが、その前に行政システムの効率化、簡素化の実施が不可欠である。 ・ 指定管理者制度について不安や危惧が指摘されているが、市民や団体の意見を聞く必要があるのではないか。 ・ 指定管理者として、ある施設の運営を受けているがメリットを強調してほしい。 ・ 行政の改革をすすめてほしい。職員の意識改革が必要である。 ・ 広域行政をさらに推進してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供や情報検索の充実を図ることとしている。(5-1-1) ・ 計画的で効率的な行政運営のため行政改革を推進する。(5-2-1) ・ サービスの低下を招かずに公の施設の効率的な運営を図る視点から、指定管理者制度を含めた民間活力導入の推進を図ることとしている。(5-2-1) ・ 地方分権をすすめるため、職員の意識改革を図ることを追加する。(5-2-2) ・ 広域行政は今後も推進することとしている。(5-2-3)

6 ゆたかな心を育み湘南の地域文化を発信するまち

意見概要	意見対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の教育や防災教育なども取り入れていただきたい。 ・ 学校の校舎や体育館の耐震化を進めてほしい。 ・ 青少年の地域における居場所づくりを視野に入れていただきたい。 ・ 開かれた学校づくりのためNPO、ボランティアの関わり強化も必要ではないか。 ・ 青少年の健全育成に尽力している団体同士の連携が図れないか。 ・ 公民館の有料化は市民活動への支援と矛盾する。有料化による負担は高齢者にとって重い。 ・ 有料化は是非進めてほしい。公と民の役割分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な学習の時間の学習活動の充実の中で活用を図る。(6-1-1) ・ 大規模改修や耐震補強工事を年次計画で実施することとしている。(6-1-3) ・ 青少年の居場所づくりは、後期実施計画の中で検討する。 ・ 青少年の健全育成のため、NPO等や民間団体との連携・協力を加える。(6-1-4) ・ 学校、家庭、地域の代表からなる協力者会議による連携事業の拡充を図ることとしている。 ・ 受益と負担の適正化、公平性の確保の観点から受益者負担を検討(5-2-1)し、有料化をすすめている。(6-1-5)

<ul style="list-style-type: none"> 担、費用負担は理解できるが、会議室の確保がもっと容易になることが前提と思う。 ・市内で五番目の図書館を藤沢東部地区に建設してほしい。 ・小学校を中心とした住民スポーツクラブ化の検討をしてほしい。 ・文化都市として博物館や美術館構想を持ってほしい。野外博物館をつくってほしい。 ・平和の取り組みをもっと発信してほしい。 ・航空機騒音の解消に積極的に取り組んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民図書館は四館構想のもとに設置している。五つ目の図書館という考えはない。(6-1-6) ・スポーツ元気プランに基づき、総合型地域スポーツクラブの設置を図ることを追加する。(6-2-2) ・博物館については公開型保管施設の整備を事業の一つとしている。(6-3-3) ・平和施策は核兵器廃絶と恒久平和をめざす条例をベースに、市民による「平和の輪を広げる実行委員会」の活動の支援等を行うこととしている。(6-4-1) ・航空機騒音の解消に向けた対策を推進することとしている。(6-4-1)
---	---

7 すべての市民が協働してすすめるまち

意見概要	意見対応
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等から一歩進めて男女共同参画ではないのか。 ・小分類の「男女共同参画」を「男女平等」にしてほしい。 ・市民との協働、住民との連携をどのようにすすめようと考えているのか。 ・NPO活動との連携がもっと必要ではないか。 ・藤沢東部地区に地域拠点施設を整備する項目を追加してほしい。 ・自治基本条例を実現し、地域ごとのまちづくりを活性化してほしい。 ・市民の参画を推進する際に、もっと市民グループの意見も聴く仕組みを検討してほしい。 ・意見公募手続きの改善をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等という概念を残し、中分類までは「男女平等」としている。 ・7の基本目標で示しているように、市民が協働してすすめるまちづくりは、「市民一人ひとりがお互いに支援し、また支援されているという認識を持ち、責任を担いながら、自由な活動を活発に行うことができる、新たなコミュニティを形成する地域社会をめざすとともに、市民とともに考えながら、市民がいきいきと活動できる、市民自治システムの確立をめざす」ことにある。 ・NPO活動への支援と協働システムの確立を図ることとしている。(7-2-2) ・地域拠点施設の市民センター、公民館は13地区での設置を基本としており、新たに市民センターを設置する計画はない。(7-2-5) ・市民参加による市民自治基本条例の研究をすすめることを追加する。(7-3-1) ・市民意見を聴く制度の充実を図ることとしている。(7-3-1) ・意見公募（パブリックコメント）の制度化を図ることを追加する。(7-3-1)

8 見直しの考え方など全般的なこと

意見概要	意見対応
<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の内容は総花的である。重点的に何に取り組むのかもっと明らかにしてほしい。 ・市民生活に直結した政策課題を取り上げ、知恵を絞った活力ある計画を示してほしい。 ・基本計画の内容が膨らんでいる。優先順位をつけるなど整理をしていくことが必要ではないか。 ・何をどの程度実施したのか、できなかったことは何かを示してほしい。 ・地区に対する考え方も必要です。 ・今回の見直しで、削除したものは何か。 ・基本計画の内容でも、数値目標をわかりやすく示してほしい。 ・実施計画はどのような形になるのか。経過も含め市民にわかりやすく提示してほしい。 ・意見交換会での意見の取り扱われ方はどのようになるのか。 ・基本計画見直しの考え方は、基本構想の理念に立ち返って、よく検討すべきと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画は行政各領域について長期的な視点から、総合的・計画的にまちづくりをすすめるための指針である。そのため、どの施策をとっても市民生活の向上に関わりが深い施策である。 ・基本計画は各施策の考え方を示している。実施計画で具体的事業を明らかにする。 ・基本計画は各施策の考え方を示している。どの事業を優先し、年次的にどのようにすすめるかは実施計画で明らかにする。 ・13,14,15年度の進捗状況は、広報ふじさわでお知らせしている。各目標毎に主な事業の進行状況も示している。 ・基本計画は各施策の考え方を示している。具体的事業は実施計画で示すこととなる。また、地区ごとの計画を策定するものではない。 ・一例として、エネルギーセンター構想はリサイクルプラザの検討へと変えている。また余裕教室の活用は削除、江の島頂上部の再整備は事業終了のため、介護保険補完の介護支援は時限的なもののため削除。 ・基本計画は76の施策の考え方なので、数値で目標を示すことは難しい。 ・実施計画は冊子でお知らせしている。広報特集号などでわかりやすくお知らせすることは、今後検討したい。 ・広報の特集号や意見台帳として、意見への対応を記載してお知らせする。 ・基本構想実現に向けての考え方で示しているとおり、社会経済環境の変化に対応して見直すこととしているので、このことが基本にある。そして、策定時に想定できなかった変化があるので、まず基本計画の施策の方針を見直し、後期の実施計画に結びつけるものである。

ふじさわ総合計画2020

基本構想・基本計画

2005年(平成17年)4月基本計画改定

2005年(平成17年)7月発行
藤沢市企画部経営企画課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-50-3502
FAX 0466-50-7684
E-Mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp

ホームページアドレス(電縁都市ふじさわ)
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

制作・印刷/朝日オフセット印刷株式会社



本冊子は古紙配合率100%再生紙を使用しています
(表紙は除く)